
(仮称) 東大和市新総合計画

東大和市第三次基本構想	令和4年度～令和23年度
東大和市第五次基本計画（素案）	令和4年度～令和13年度

※第10回総合計画審議会で示した内容から変更となっている箇所は、図表などを除き、**網掛け**で表示しています。



第1 東大和市新総合計画の概要

第1節 総合計画の位置付けと構成	4
第2節 総合計画の変遷	6

第2 東大和市第三次基本構想

はじめに	7
第1章 基本構想の意義と役割	7
第2章 基本構想の前提	7
第3章 まちづくりの基本姿勢	8
第4章 まちづくりの目標	8
第5章 まちづくりの基本施策	9
第6章 基本構想を実現するために	11

第3 東大和市第五次基本計画（素案）

<第1編 総論>

第1章 第五次基本計画の概要	12
第1節 第五次基本計画の策定の目的	12
第2節 第五次基本計画の構成	12
第3節 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略	13
第4節 国土強靱化地域計画との関係	13
第2章 市の位置・地勢等	14
第1節 市の位置・地勢	14
第2節 市の沿革	15
第3章 第五次基本計画の背景	16
第1節 国内外を取り巻く社会・経済情勢	16
第2節 市を取り巻く社会・経済情勢	20
第3節 市の財政状況の見通し	26
第4節 第四次基本計画の達成状況	28
第5節 市民等の意見	32
第4章 まちづくりの主要課題	34
第5章 施策の体系	36
第6章 重要施策	38
第1節 重要施策の位置付け	38
第2節 重要施策の基本的な考え方	38
第3節 重要施策の内容	38

<第2編 分野別計画>

計画書の見方	40
--------	----

【基本施策1】子どもたちの笑顔があふれるまちづくり	42
施策1-1 子育て支援	42
施策1-2 子どもたちの健全育成	46
施策1-3 学校教育	50
【基本施策2】健康であたたかい心のかよいうまちづくり	54
施策2-1 保健、医療	54
施策2-2 高齢者福祉	58
施策2-3 障害者福祉	62
施策2-4 社会保障、地域福祉	66
【基本施策3】安全・安心で利便性が高いまちづくり	70
施策3-1 防災	70
施策3-2 防犯	74
施策3-3 都市づくり	78
施策3-4 道路、公共交通	82
【基本施策4】心豊かに暮らせるまちづくり	86
施策4-1 人権尊重	86
施策4-2 地域コミュニティ	90
施策4-3 生涯学習	94
施策4-4 平和、歴史文化	98
施策4-5 スポーツ、レクリエーション	102
【基本施策5】環境にやさしいまちづくり	106
施策5-1 自然環境	106
施策5-2 廃棄物処理	110
施策5-3 生活環境、地球環境	114
【基本施策6】暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり	118
施策6-1 商工業、勤労者支援	118
施策6-2 都市農業	122
施策6-3 消費生活	126
施策6-4 観光、ブランド・プロモーション	130

<第3編 行財政運営>

第1章 施策の体系	133
第2章 成果指標	133
第3章 施策の内容	134
行財政-1 行財政運営、行政改革	134
行財政-2 公共施設等マネジメント	138
行財政-3 協働、情報共有	142

<第4編 第五次基本計画の進捗管理>

第1章 進捗管理の手法	144
第2章 行政評価と「まちづくりの目標」との関係	145
第3章 参考指標	146

<第5編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）>

<資料編>

※第5編の内容は、次回以降に
検討していただきますので、
今回は添付していません。

第1 東大和市新総合計画の概要

第1節 総合計画の位置付けと構成

1 総合計画の位置付け

総合計画は、まちづくりを総合的・計画的に進める上で根幹となる計画です。第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画で構成されており、市の最上位計画として位置付けられます。

2 総合計画の構成

(1) 第三次基本構想

将来の東大和を展望した「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、市民、事業者及び市が一体となって、望ましい地域社会を築き上げていくための指針としての役割をもつものです。

(2) 第五次基本計画

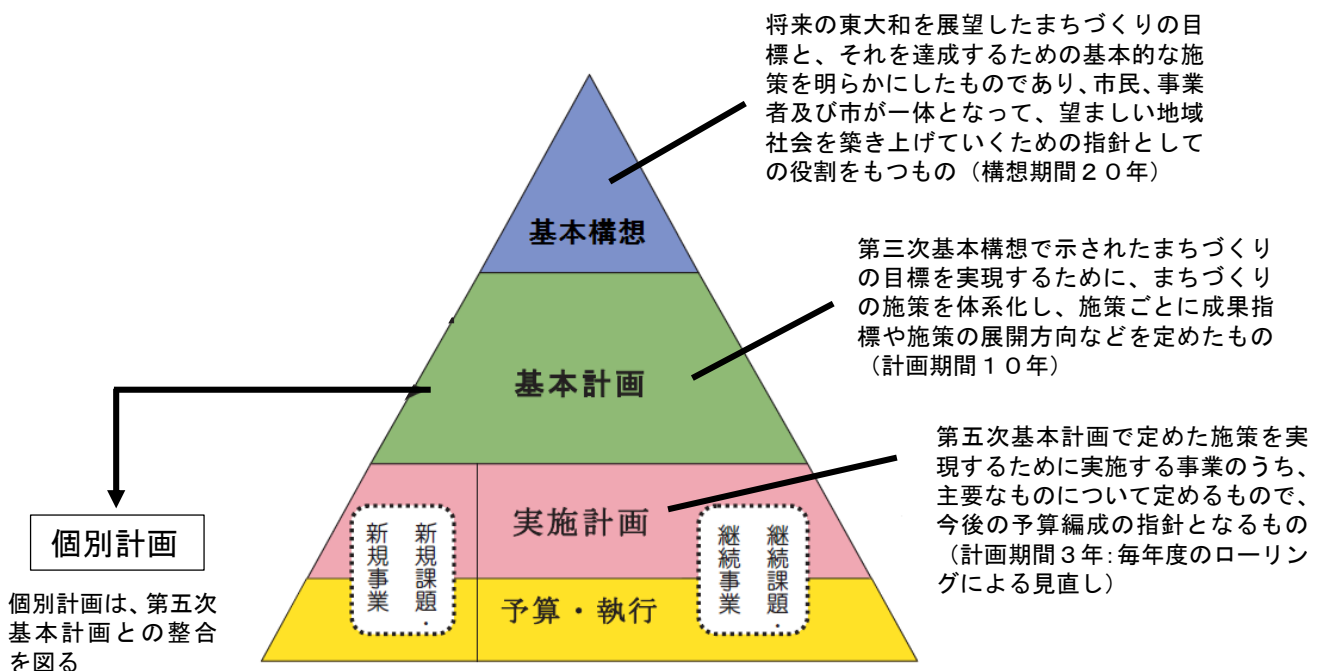
第三次基本構想で示された「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」を実現するために、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

(3) 実施計画

第五次基本計画で定めた施策を実現するために実施する事業のうち、主要なものについて定めるもので、今後の予算編成の指針となるものです。

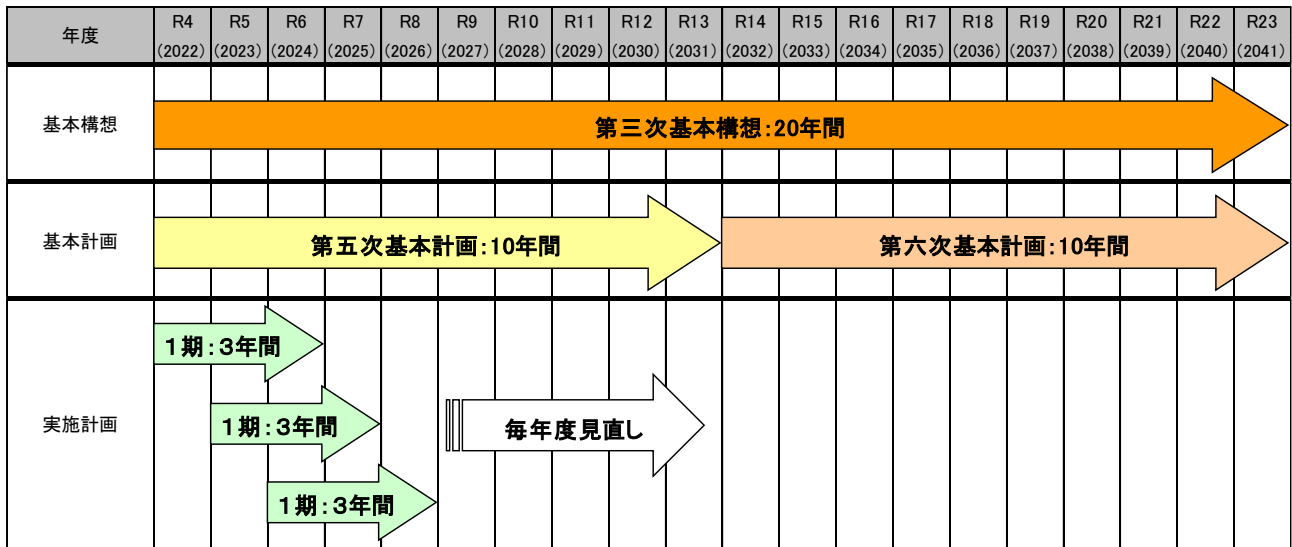
3 個別計画との整合性

各分野別に策定される個別計画は、第五次基本計画との整合を図るものとします。



4 総合計画の期間

この総合計画を構成している第三次基本構想、第五次基本計画及び実施計画の計画期間を図で表すと、以下のとおりとなります。



(1) 第三次基本構想（構想期間：20年間）

令和4年度（2022年度）から令和23年度（2041年度）までの20年間です。

(2) 第五次基本計画（計画期間：10年間）

第三次基本構想の構想期間を前期10年間と後期10年間に分けた上で、令和4年度（2022年度）を初年度とする第五次基本計画の計画期間は、令和13年度（2031年度）までの10年間です。

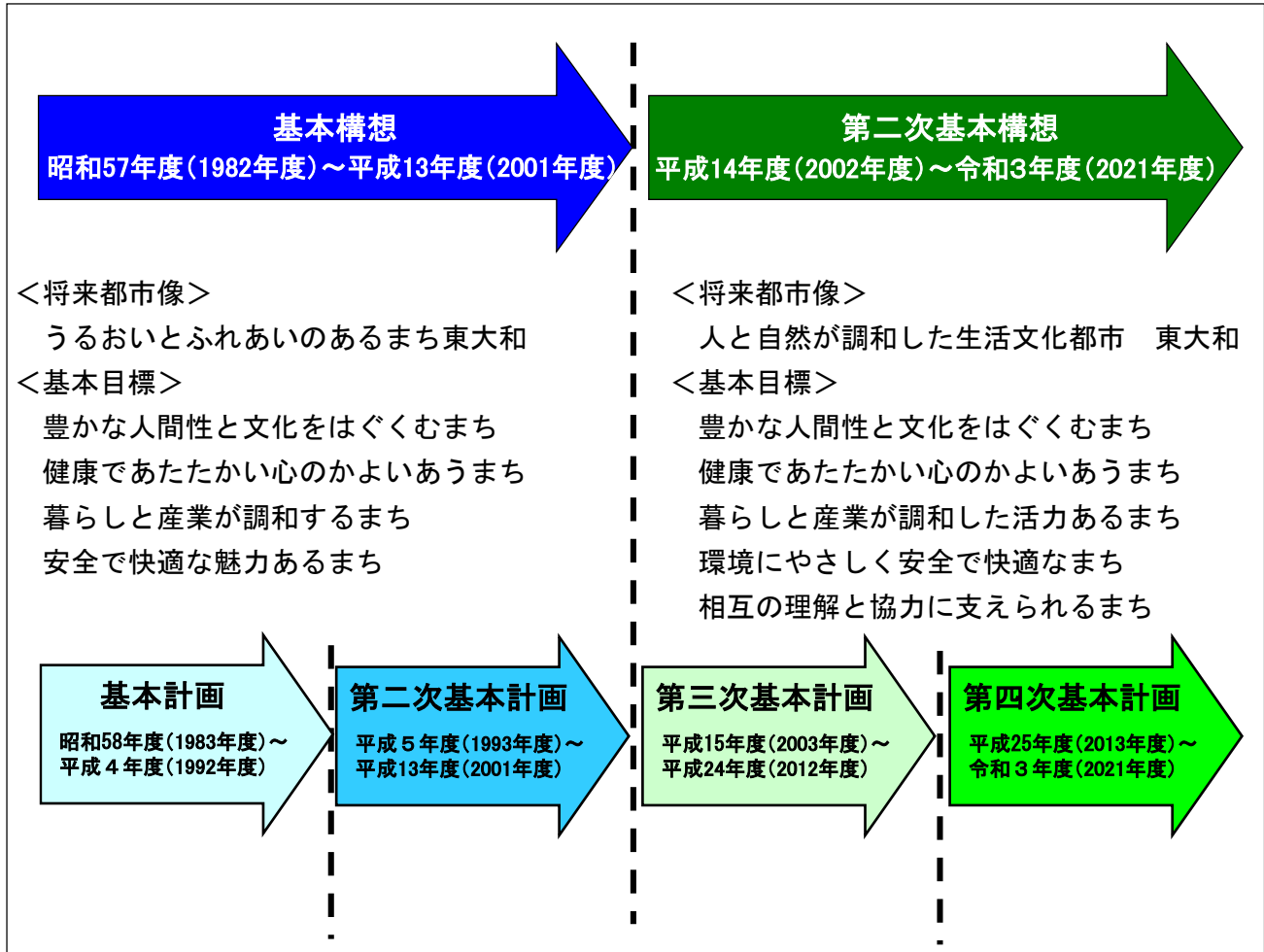
(3) 実施計画（計画期間：3年間）

実施計画の計画期間は、1期3年間としますが、ローリング方式（環境の変化に応じて、毎年度計画を見直す方式）により見直しを行います。

第2節 総合計画の変遷

当市では、昭和57年（1982年）に基本構想を策定して以来、2つの基本構想と、4つの基本計画を策定し、まちづくりを総合的・計画的に進めてきました。

これまでに策定した基本構想と基本計画の構想期間、計画期間は、下図のとおりです。



第2 東大和市第三次基本構想

はじめに

私たち¹は、平成13年（2001年）に、目指す将来の都市像を「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」と定めた第二次基本構想を策定し、その都市像の実現に向けて、積極的な取組を進めてきました。

この間、社会・経済情勢は大きく変化し、国際化の進展によって、諸外国における動向が地域社会にも影響を及ぼすようになりました。また、情報通信技術の発達、自然災害や環境問題の深刻化、新たな感染症の感染拡大など、想定を超える事態の発生を受けて、地域社会における課題は、多様化・複雑化しており、的確な対応が求められています。

このように、私たちを取り巻く環境が大きく変化する中で、特に課題となっているのが、急速に進展している少子高齢化と人口減少への対応です。今後のまちづくりは、従来のような人口増加を前提とした考え方から、新しい形に転換する必要があります。

そこで、社会・経済情勢の変化に適応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指して、新しい基本構想を策定することとしました。私たちは、この基本構想を新たな指針として、理想のまちづくりを進めていきます。

なお、この基本構想を実現するため、基本構想の下に基本計画及び実施計画を策定し、総称して総合計画とします。そして、この総合計画を、市の最上位計画として位置付けます。

第1章 基本構想の意義と役割

この基本構想は、将来の東大和を展望したまちづくりの目標と、それを達成するための基本的な施策を明らかにしたものであり、私たちが一体となって、望ましい地域社会を築きあげていくための指針としての役割をもつものです。

- 1 市民は、まちづくりの主権者として、また、事業者は、地域社会に寄与していくという立場から、この基本構想における役割を十分理解し、活動を展開していきます。
- 2 市は、この基本構想に基づいて、すべての施策を計画・実施・評価・改善し、長期的・総合的な市政運営を図っていきます。
- 3 国・東京都などは、市に関する制度の策定及び施策の実施に当たっては、この基本構想を十分尊重しなければなりません。

第2章 基本構想の前提

1 目標年次

この基本構想は、令和4年度（2022年度）を初年度とし、令和23年度（2041年度）を目標年次とします。

2 将来人口の見通し

¹ 東大和市における活動の主体である市民、事業者及び市の全体を指す。

市の総人口（住民基本台帳の値）は、平成27年（2015年）まで増加傾向で推移してきましたが、同年8月の約8万6千人をピークとして、減少傾向に転じました。

この減少傾向は、今後も続く見込みで、目標年次である令和23年度（2041年度）の市の総人口は、約8万人となる見通しです。

3 基本構想の見直し

この基本構想は、策定してから10年を経過した時点で、必要に応じて見直しを行います。また、社会・経済情勢などに著しい変化が生じた場合にも、適宜見直しを行います。

第3章 まちづくりの基本姿勢

「まちづくりの基本姿勢」は、人間性の尊重を基調としたまちづくりを展開していくに当たって守らなければならない原則であり、この基本構想に一貫して流れている基本的な考えです。

1 市民生活の向上

まちは、市民の生活の場であり、幸福を求めていくための場です。まちづくりを進めるに当たっては、すべての市民が健康で幸せな生活を送れるようになることを優先して考え、社会的公平のもとに、市民生活の安定とその向上を目指していきます。

2 市民自治の確立

まちづくりの基本は、市民の権利と責任のもとに「そこで働き、生活している市民自身がつくる」ところにあります。このような視点から、市民一人ひとりが、地域社会の一員としての自覚と誇りを持ち、その積極的な参加と相互の協力により市民本位のまちづくりを展開し、市民自治の確立を目指していきます。

3 市民文化の発展

長年にわたって培われてきた文化に学び、発展させて、後世に誇れるものにしていくことが、今に生きる人々に与えられた役割であるといえます。こうしたことから、市民の英知と努力によって地域社会の進展を図り、広く国際社会にも寄与していけるような市民文化の発展を目指していきます。

第4章 まちづくりの目標

「まちづくりの目標」は、将来にわたっての私たちの願いであり、その実現に向けて英知と努力を結集していくための共通の目標となるものです。

1 都市像

東大和のまちづくりの理想は、私たちやここに生まれ育つ子どもたちが心から「ふるさと」と呼べるにふさわしいまちを築き上げることです。

そのためには、多摩湖や狭山丘陵などの豊かな自然と共生した、個性的でうるおいのある良好な環境を守り育てるとともに、多様で多彩な市民生活を支える基盤を整備し、誰もが住みやすいと感じることができるまちづくりを進めることが重要です。

さらには、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることが望まれます。

このことから、私たちが目指す将来の都市像を

『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』

と定めます。

2 基本目標

都市像を実現するための基本目標を、次のとおり定めます。

子どもたちの笑顔があふれるまち

健康であたたかい心のかよいあうまち

安全・安心で利便性が高いまち

心豊かに暮らせるまち

環境にやさしいまち

暮らしと産業が調和した活力あるまち

第5章 まちづくりの基本施策

「まちづくりの基本施策」は、「まちづくりの目標」を実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。これらの施策については、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえて総合的に推進していくとともに、新たに生まれる課題についても、この基本構想をもとに積極的に対応していきます。

また、ここに掲げる施策のうち、国・東京都などが実施主体となるものについては、その推進を要請していきます。

1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

次代を担うすべての子どもたちが地域の中で心身ともに健やかに成長し、社会の一員として豊かな人生を送ることができるよう、施策を展開していきます。また、学校が児童・生徒の資質や能力を確実に育成できる学びの場となるよう、教育活動を推進し、子どもたちの笑顔があふれるまちの実現を目指していきます。

- (1) 誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。
- (3) 良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。

2 健康であたたかい心のかよいあうまちづくり

誰もが生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができるよう、保健・福祉施策などを展開していきます。また、市民同士が地域のつながりの中で、共に助け合い、支え合う体制の整備に取り組み、健康であたたかい心のかよいあうまちの実現を目指していきます。

- (1) 市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。
- (2) 高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。

(3) 障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

3 安全・安心で利便性が高いまちづくり

大地震や風水害などの自然災害が発生した場合でも、その被害を最小限に食い止めることができるよう、防災・減災施策を展開していきます。また、誰もが快適で住み続けたいと思えるような都市基盤を整備・維持し、安全・安心で利便性が高いまちの実現を目指していきます。

(1) 自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。

(2) 市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

(3) 社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。

(4) 地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。

4 心豊かに暮らせるまちづくり

誰もが個性を尊重され、自分らしく暮らすことができるよう、多様な考え方を認め合う地域社会の構築に取り組みしていきます。また、コミュニティ活動などを通じた市民同士のつながりや、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を推進し、心豊かに暮らせるまちの実現を目指していきます。

(1) 市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。

(2) 地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。

(3) 誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。

(4) 市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。

(5) 地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組みすることができるまちづくりを進めていきます。

5 環境にやさしいまちづくり

誰もがうるおいのある環境の中で暮らすことができるよう、貴重な地域資源である水や緑などの自然を保全・活用・創出していきます。また、地球環境に配慮した資源循環型社会の構築などに取り組み、環境にやさしいまちの実現を目指していきます。

(1) 狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。

(2) 市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。

(3) 良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。

6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

市民の暮らしを支え、まちに賑わいをもたらすことができるよう、地域に根ざした商工業や農業の振興、勤労者や消費者の支援を行っていきます。また、東大和の魅力を市内外に広めるための観光施策などを展開し、暮らしと産業が調和した活力あるまちの実現を目指していきます。

(1) 創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。

(2) 農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。

(3) 消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

(4) 地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。

第6章 基本構想を実現するために

この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。

そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。

1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。

2 老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。

3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、私たちが、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。

第3 東大和市第五次基本計画（素案）

<第1編 総論>

第1章 第五次基本計画の概要

第1節 第五次基本計画の策定の目的

第五次基本計画は、第三次基本構想で示された「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」を実現するために、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めたものです。

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までのまちづくりを進める上で根幹となる計画であり、計画的にまちづくりに取り組むため、策定するものです。

第2節 第五次基本計画の構成

第五次基本計画は、以下のとおり構成されています。

第1編 総論

第五次基本計画の背景となっている社会・経済情勢、市の財政状況の見通し、第四次基本計画の達成状況及び市民等の意見と、まちづくりの主要課題などを明らかにしています。

第2編 分野別計画

第三次基本構想で示されている「まちづくりの基本施策」に基づき、各施策の内容を明らかにしています。具体的には、施策ごとに、成果指標や施策の展開方向などを示しています。

第3編 行財政運営

第三次基本構想で示されている「基本構想を実現するために」に基づき、第五次基本計画を推進していくための行財政運営に関わる基本的な方針を明らかにしています。

第4編 第五次基本計画の進捗管理

第五次基本計画の各施策の進捗状況を把握し、施策を実現するための手段となる事務事業の将来的な方向性を検討する方法を明らかにしています。

第5編 第五次基本計画とSDGs（持続可能な開発目標）

第五次基本計画の各施策とSDGsとの関連性を整理しています。

第3節 東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略

国は、「まち・ひと・しごと創生法」（以下「創生法」といいます。）に基づき、人口減少に歯止めをかけるため、まち・ひと・しごと創生²に関する目標などを定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（計画期間：5年間）を策定しています。

令和元年（2019年）に策定された、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の4つの基本目標と「多様な人材の活躍を推進する」「新しい時代の流れを力にする」の2つの横断的な目標を掲げています。

当市では、創生法の規定に基づき、地方版総合戦略として策定した「東大和市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間が、令和3年度（2021年度）までとなっているため、令和4年度（2022年度）を初年度とする次期の地方版総合戦略を策定する必要があります。

この第五次基本計画は、急速に進展している少子高齢化や人口減少に対応し、活力あるまち、持続可能なまちを目指すこととしており、地方版総合戦略と基本的な考え方は一致しています。

このことから、第五次基本計画については、次期の地方版総合戦略を包含しているものとします。なお、次期の地方版総合戦略の推進に関して必要な事項については、実行計画（アクションプラン）で定めるものとします。

第4節 国土強靱化地域計画との関係

東日本大震災の教訓を踏まえ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）に基づき、当市では、令和3年に「東大和市国土強靱化地域計画」を策定します。

この地域計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、当市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する基本的な計画となるとともに、国土強靱化に係る各種計画等の指針となることから、第五次基本計画と並列の位置付けとして作成します。

² まち・ひと・しごと創生とは、以下を一体的に推進することをいう。

まち：国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成

ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

第2章 市の位置・地勢等

第1節 市の位置・地勢

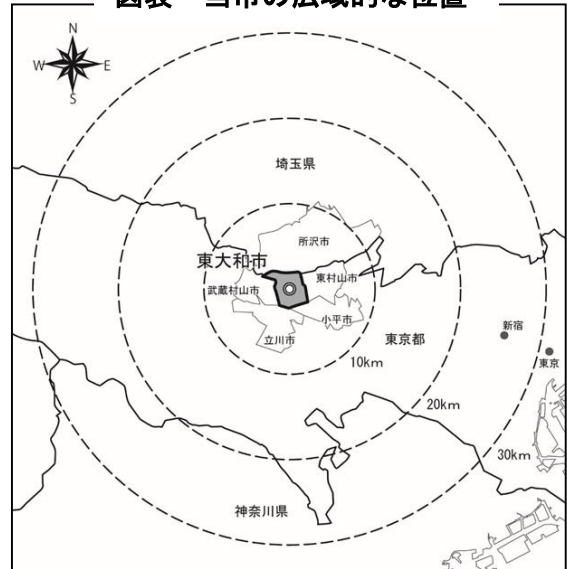
当市は、東京都心から西方約35kmの1時間通勤圏にあり、北多摩の北部に位置しています。市域は北が埼玉県所沢市と接する県境となっており、東は東村山市、南は立川市・小平市、西は武蔵村山市に接し、東西5.3km、南北4.3km、面積は13.42km²で、面積は多摩26市の中で17番目の大きさとなっています。

地勢は、北部の狭山丘陵と南部の平坦な武蔵野台地によって構成されています。このうち、狭山丘陵は、東京都と所沢市にまたがる丘陵地で樹林地に覆われており、また、多摩湖（村山貯水池）を擁するなど、水と緑に恵まれた地域となっています。

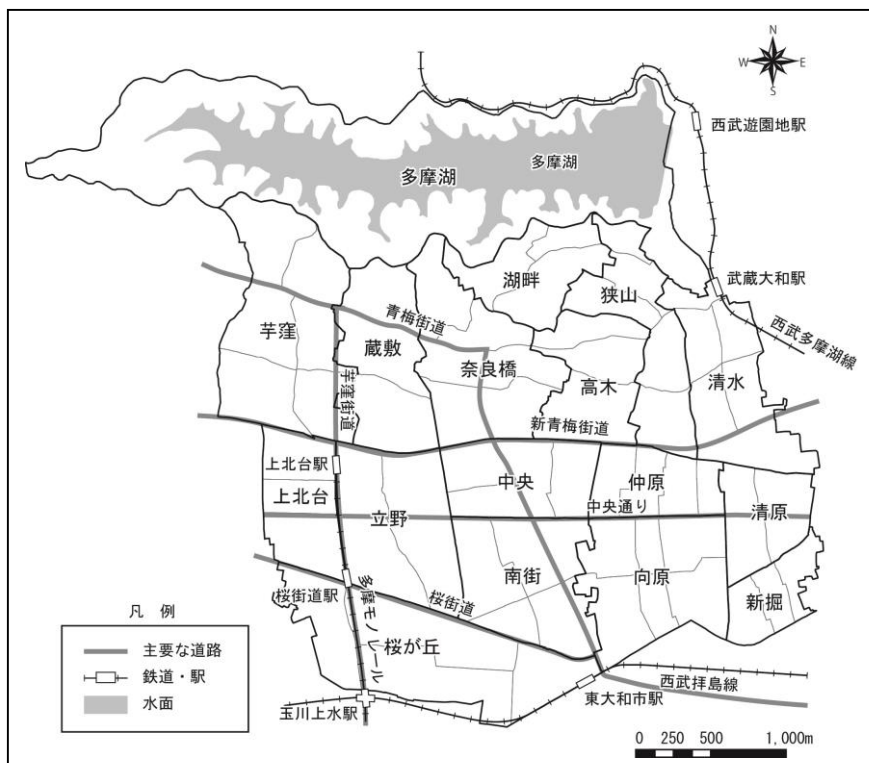
市内の主要な交通網のうち、鉄道は市の南側を東西に西武鉄道拝島線、東側を西武鉄道多摩湖線が通っており、市の西側については、多摩モノレールが南北交通を担っています。

また、幹線道路は、都道5号新宿青梅線を構成する青梅街道・新青梅街道のほか、南北方向に芋窪街道、東西方向に中央通りや桜街道が通っています。

図表 当市の広域的な位置



図表 鉄道と幹線道路の状況



第2節 市の沿革

明治4年（1871年）、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、後ヶ谷、宅部、清水の7か村（後ヶ谷と宅部の2村は、明治8年（1875年）に合併して狭山村となる。）が廃藩置県制の実施に伴って神奈川県に編入されました。その後、明治26年（1893年）に、神奈川県から東京府に編入され、大正8年（1919年）に、芋窪、蔵敷、奈良橋、高木、狭山、清水の6か村が合併して、大和村が誕生しました。

昭和2年（1927年）の村山貯水池の完成や、昭和13年（1938年）の東京瓦斯電気工業立川工場（戦闘機のエンジンを生産する工場）の建設によって、村は純農村から都市化への変化を歩み始め、昭和29年（1954年）には町制を施行して大和町が誕生しました。

また、昭和35年（1960年）以降、都営住宅、公社住宅等が次々と建設され、人口も昭和35年（1960年）の14,239人から昭和47年（1972年）の51,909人へと約3.6倍に大きく増加しました。人口の増加とともに、昭和45年（1970年）10月1日には市制を施行し、その名称を「東京の大和」ということから、「東大和」としました。

その後も大和基地跡地への桜が丘団地建設、市の南部地域の工場跡地等へのマンション建設、平成10年（1998年）の多摩モノレールの開通に伴う宅地開発の進展等により、人口は堅調な増加を続けてきましたが、近年は減少傾向に転じています。令和2年（2020年）10月1日には、市政施行50周年を迎えました。

第3章 第五次基本計画の背景

第1節 国内外を取り巻く社会・経済情勢

1 国及び東京都の人口動態

全国的に生産年齢人口が本格的な減少局面に転じる一方、高齢化が加速
東京都では人口増加が続くものの、高齢者の増加に伴い人口構造が大きく変化

【国の人口動態】

○平成7年（1995年）から平成27年（2015年）にかけての全国の人口（実績値）は、平成17年（2005年）以降、減少に転じています。年齢階層別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は平成7年（1995年）から、いずれも減少局面に転じている一方、老年人口（65歳以上）は一貫して増え続けています。

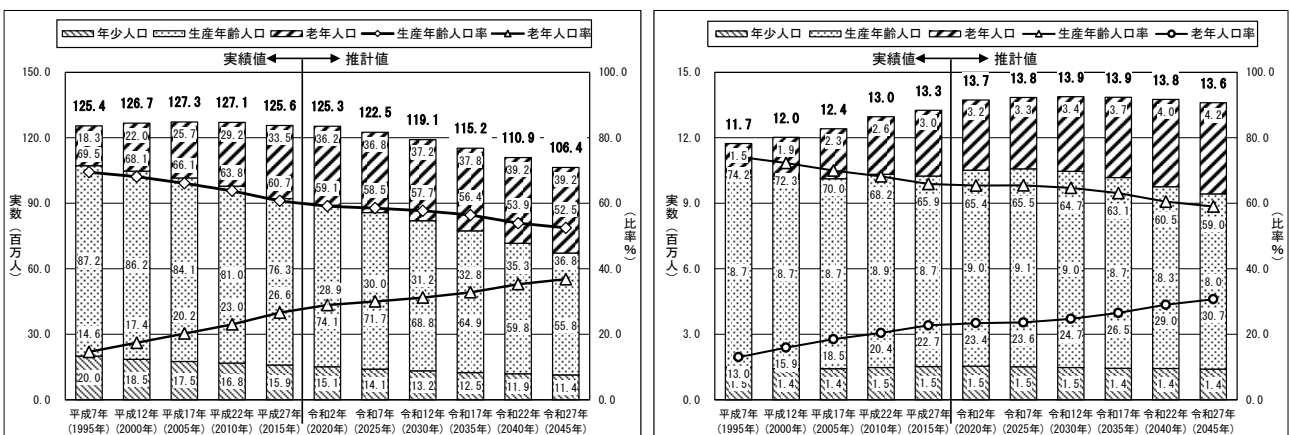
○生産年齢人口率（生産年齢人口が総人口に占める割合）は、平成7年（1995年）の69.5%から令和2年（2020年）の60.7%と8.8ポイント低下しているのに対し、老年人口率（老年人口が総人口に占める割合）は同14.6%から同26.6%に上昇し、令和2年（2020年）時点で既に約4人に1人が高齢者という超高齢社会³に突入しており、今後もこの傾向が続くと見込まれます。

【東京都の人口動態】

○東京都の人口をみると、総人口は平成7年（1995年）以降一貫して増え続けています。一方、年齢階層別をみると、平成7年（1995年）から年少人口と生産年齢人口は概ね横ばいで推移していますが、老年人口と老年人口率は一貫して増え続けています。

○今後、東京都の人口（推計値）は、令和17年（2035年）頃には減少局面に転じ、その後、本格的な人口減少社会に突入すると予測されています。また、高齢化率は、令和27年（2045年）頃には30.0%を超え、約3人に1人が高齢者となる見込みです。

図表 全国（下図左）及び東京都（下図右）の人口の実績値（各年10月1日現在）と推計値（各年1月1日現在）



出典：実績値は総務省「国勢調査（各年10月1日現在）」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）（各年1月1日現在）」

³ 一般的に、老年人口率が14%を超えた社会を高齢社会、21%を超えた社会を超高齢社会という。

2 都市づくり

「都市の低密度化」・「都市のスポンジ化」が進行

- 国土交通省の「平成30年版首都圏白書」によると、「拡散した市街地で人口が減少する「都市の低密度化」は、都市住民の生活を支える医療・福祉、商業等のサービスの縮小・撤退による利便性の低下、行政サービスやインフラの維持管理の非効率化、環境負荷の増大等の弊害をもたらす」としています。
- 都市の内部において、空地、空き家等の低未利用の空間が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダム性をもって相当程度の分量で発生する現象は「都市のスポンジ化」と呼ばれ、都市の利便性の低下や行政サービスの非効率化等の弊害をもたらすため、その対策を講じる必要があります。

3 感染症の流行

世界全体に影響を及ぼす新型コロナウイルス感染症が流行

- 世界規模で拡大を続けている新型コロナウイルス感染症の流行は、単に人々の生命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、人と人の接触機会が極度に制限されたことで、世界の経済活動の停滞という危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。
- 我が国では、令和2年（2020年）4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、対策が進められた結果、5月には宣言を解除するに至りました。しかし、同年11月以降に新規感染者数が再び大幅な増加傾向に転じ、令和3年（2021年）1月には、首都圏の1都3県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）などを対象に再び緊急事態宣言が発出されました。感染症拡大の先行きは不透明で、確実な見通しを持つことは困難な状況にあります。
- 新型コロナウイルス感染症への対応、また新たな未知なる感染症の流行等に備え、テレワークやオンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人とのつながりによる「新しい生活様式（人々の働き方・暮らし方）」の定着が求められています。

4 防災

首都直下地震の発生確率は、平成25年（2013年）からの30年間で70%

- 平成25年（2013年）に、国の中央防災会議首都直下地震対策検討ワーキンググループがまとめた「首都直下地震の被害想定と対策について」（最終報告）によれば、過去に発生した地震の発生間隔を考慮すると、今後30年間でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は70%となっています。
- 内閣府の「令和元年版防災白書」によれば、今後、防災対策を維持・向上するため、国民全体で「自らの命は自らが守る」という意識を持った「防災意識社会」を構築していくことが必要であるとしています。
- 近年の自然災害の激甚化・頻発化傾向に伴い、甚大な被害からの長期にわたる復旧・復興が繰り返されています。国では、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強

さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを構築するため、防災・減災等に資する取組として「国土強靱化」を推進しています。

5 環境

温室効果ガスの排出ゼロの実現に向けた取組が活発化

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるとされています。
- 国では、令和2年（2020年）に、2050年（令和32年）までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会）」を目指すことを宣言しました。そのため、今後、脱炭素社会の実現に向け国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど、総力を挙げて取り組むとしています。
- 国では、平成20年（2008年）に制定された「生物多様性基本法」に基づき、平成24年（2012年）に「生物多様性国家戦略2012－2020」を策定し、生物多様性の保全に関する取組を進めています。

6 行財政

厳しさを増していく地方自治体の財政運営

- 総務省の「自治体戦略2040構想研究会⁴」によると、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い40・50歳代を中心に働く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する一方、社会保障に係る経費（民生費）が増大する可能性があるとしています。
- 同研究会によると、今後、子育て環境の改善や次世代の産業人材への投資が重要性を増す一方、高齢者の増加に伴う要介護者や生活保護受給者の増加等による扶助費の増大、老朽化した公共建築物や道路・下水道等のインフラ施設の機能を保つための更新費用（土木費・農林水産費・教育費）の増大など、人口構造の変化が地方財政に深刻な影響を与えると予測しています。
- 令和2年（2020年）の地方制度調査会⁵の「2040年頃から逆算し顕在化するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」では、令和22年（2040年）頃にかけて生じる変化・課題、そして大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、国・地方を通じた行政のデジタル化を進め、「デジタル・ガバメント」を実現することが喫緊の政策課題としています。

⁴ 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、老年人口が最多となる令和22年（2040年）頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成29年（2017年）10月から全16回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

⁵ 内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を調査審議するために設置された内閣府の附属機関。

7 産業経済

「Society 5.0（超スマート社会）」の実現が期待されている

- 近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT（Internet of Things）」、コンピューターが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI（Artificial Intelligence:人工知能）」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」など、「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。
- 国は、平成28年（2016年）に策定した「第5期科学技術基本計画⁶」の中で、第4次産業革命の技術革新を活かし、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らせる「Society 5.0（超スマート社会）」の実現を掲げています。
- 「Society 5.0」で実現する社会では、第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、わが国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが期待されています。

8 SDGs（持続可能な開発目標）

国際目標の達成に向けた取組が活発化

- 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」とは、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された国際目標です。達成すべき具体的目標として、17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）が示されています。令和12年（2030年）を目標期限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。
- 我が国では、平成28年（2016年）に、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定されました。同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー（利害関係者）による積極的な取組を推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂にあたってはSDGsの要素を最大限に反映することが奨励されています。

⁶ 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

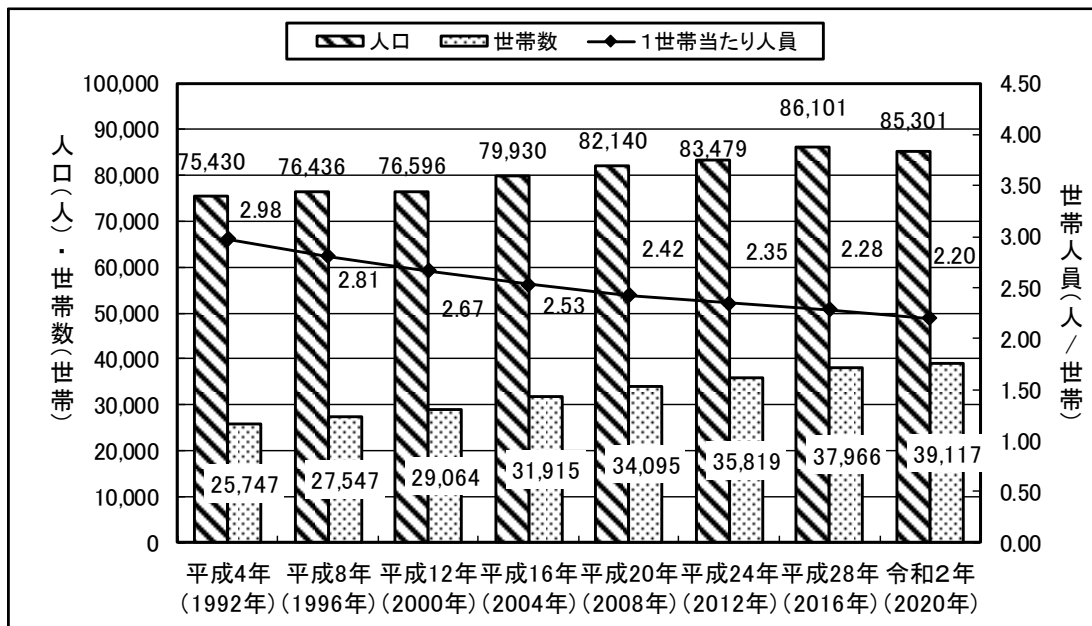
第2節 市を取り巻く社会・経済情勢

1 市の人口動態

(1) 近年における人口・世帯数等の推移

- 令和2年（2020年）1月1日の人口は、8万5,301人であり、平成4年（1992年）1月1日の人口の7万5,430人と比べて、約13%（9,871人）増加しています。
- 平成4年（1992年）以降の人口推移を4年ごとにみると、平成12年（2000年）から平成16年（2004年）にかけては、4%以上の高い伸び率となりましたが、最近は減少に転じています。
- 世帯数は増え続けており、令和2年（2020年）には、3万9,117世帯となりました。平成4年（1992年）の25,747世帯と比べて、約52%（13,370世帯）増加しています。1世帯当たり人員は、平成4年（1992年）の2.98人から、令和2年（2020年）の2.20人/世帯に減少しており、世帯の小人数化が進行しています。

図表 当市の人口・世帯数の推移（各年1月1日）

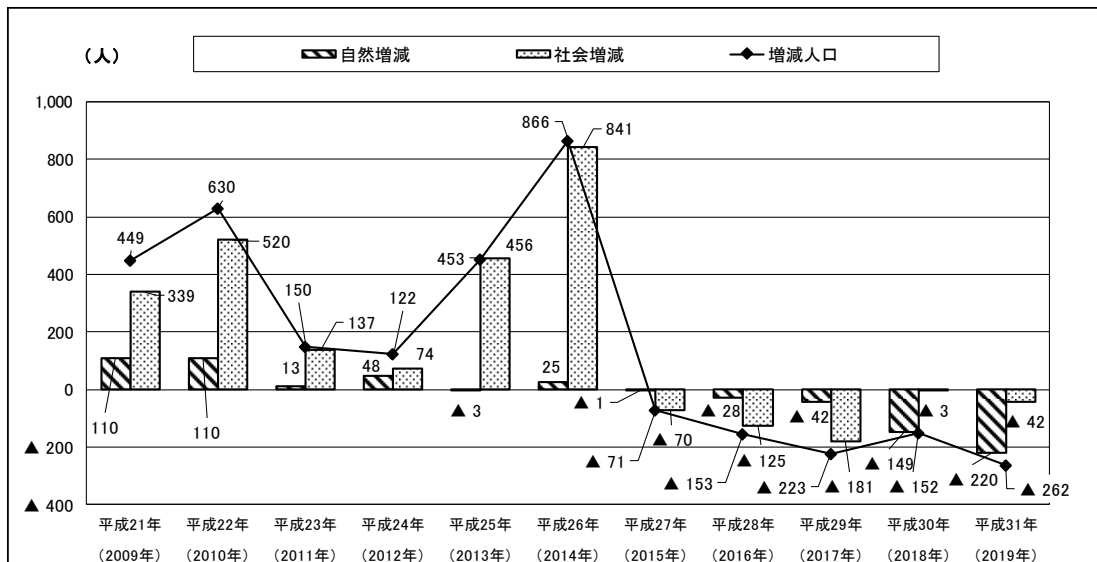


(注) 平成27年以降は、外国人を含む。

出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」

○平成21年（2009年）以降の人口動態をみると、自然増減は平成27年（2015年）を境に出生者数が死亡者数を下回るマイナス傾向が続いています。一方、社会増減についても、平成26年（2014年）までは、マンション建設等を背景に転入超過となっていました。平成27年（2015年）以降は、転入者数の減少と転出者数の増加によって転出超過に転じています。

図表 当市の自然増減・社会増減の推移（各年1月1日～12月31日の合計）

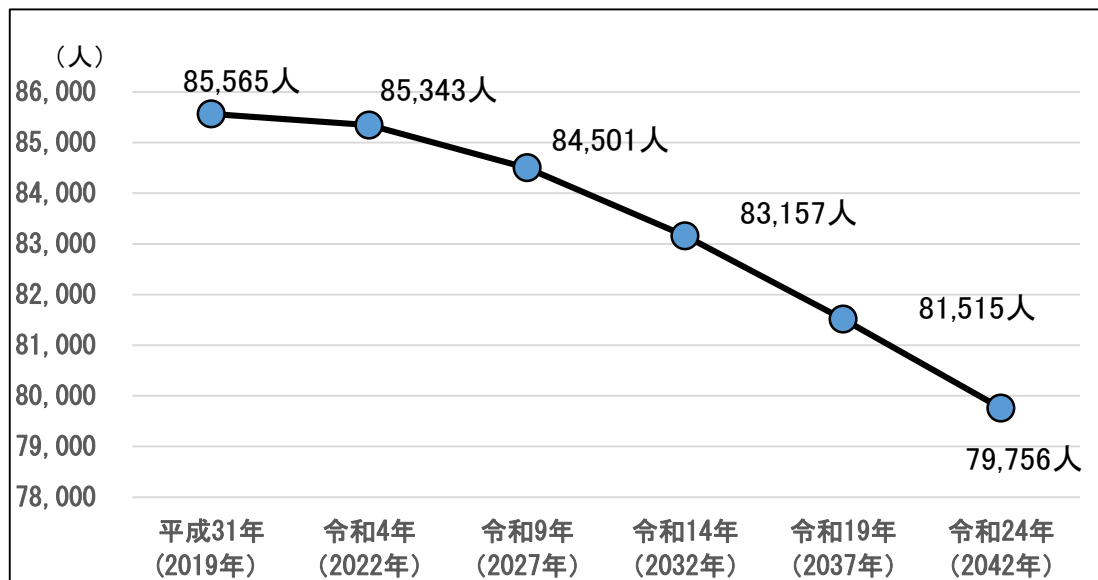


出典：住民基本台帳

(2) 将来人口の見通し

○今後、当市の総人口は長期にわたる減少局面に移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大して、第三次基本構想の構想期間が終了する令和24年（2042年）には79,756人となる見込みです。

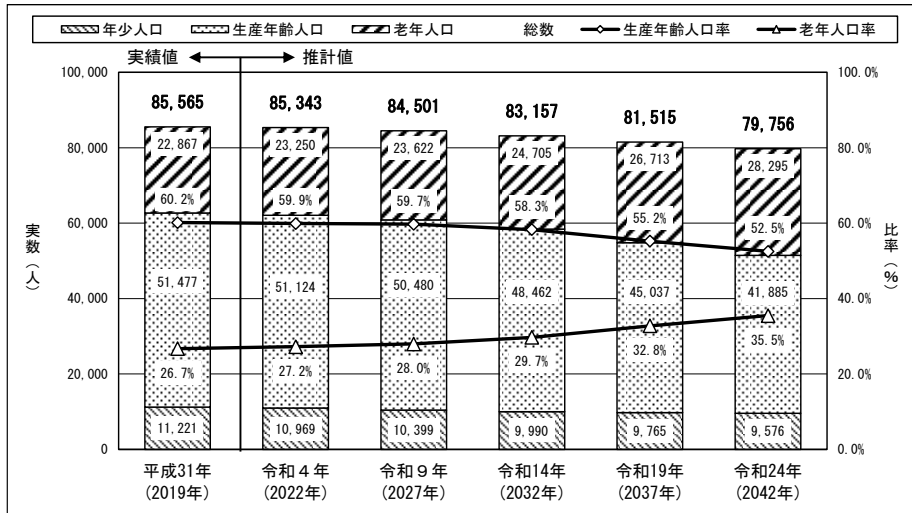
図表 当市の総人口の将来推計（各年1月1日）



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）

○年齢区分では、生産年齢人口（15～64歳）が減少する一方、老年人口（65歳以上）は増加し、人口の年齢構成が大きく変化する見込みです。

図表 当市の総人口（年齢3区分）の将来推計（各年1月1日）



出典：東大和市人口推計報告書（令和元年10月）

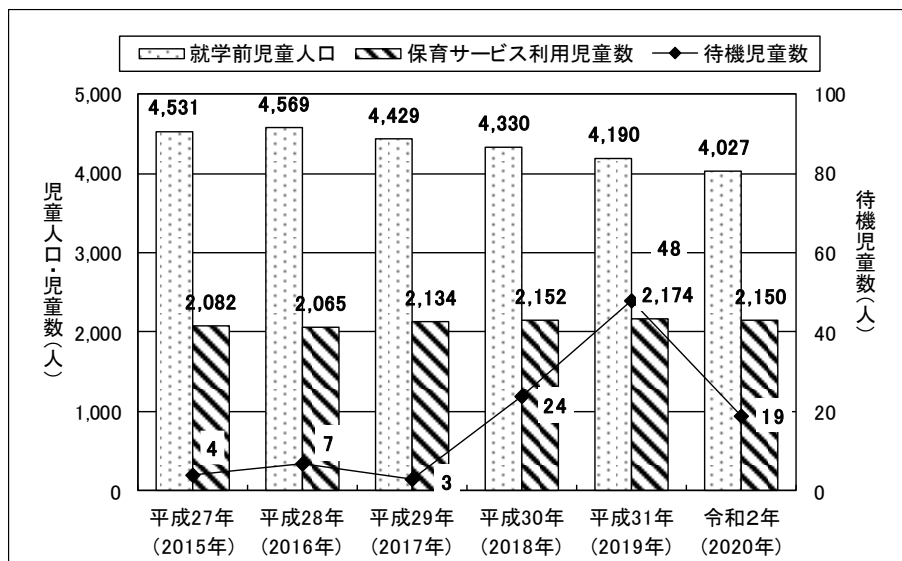
2 子ども・子育て

減少する就学前児童数、増加する保育サービス利用児童数

○当市の就学前児童人口は、平成28年（2016年）をピークに減少傾向となっているのに対し、保育サービスの利用児童数は、横ばい傾向で推移しており、保育サービスに対する需要は高くなっています。

○首都圏では、保育士確保に向けた地方自治体間の競争が激化しています。このような状況下、当市の保育園では、0～2歳児の保育需要が高まっている一方、保育士の確保が困難さを増し、平成29年（2017年）を境に待機児童数は増加傾向で推移してきました。令和2年（2020年）には減少に転じたものの、19人の待機児童が発生しています。

当市の就学前児童人口等の推移（各年4月1日現在）



出典：東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」

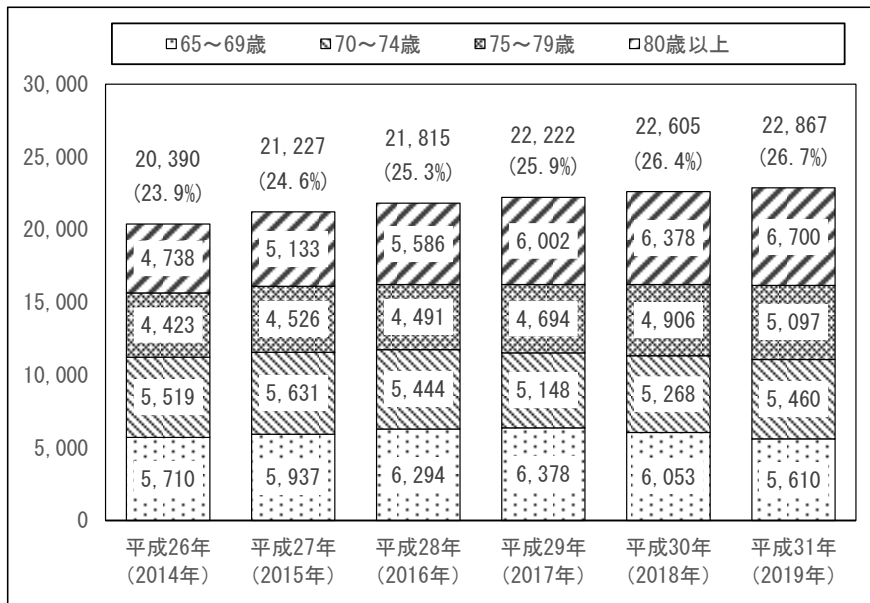
3 高齢者・健康

進展する高齢化と、延伸する健康寿命

○近年、当市の老年人口（65歳以上）は増え続けており、平成31年（2019年）には**22,867人**と、平成26年（2014年）と比べて12.1%増加しています。特に、80歳以上は、約1.4倍になっていることが特徴的といえます。

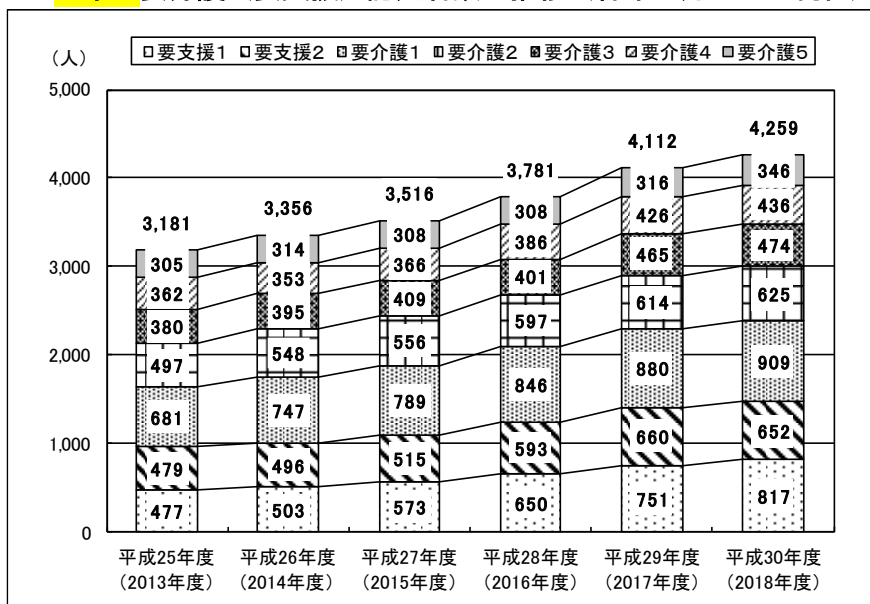
○高齢化が急速に進展している中、当市の要介護（要支援）認定者数も増加が続いており、平成30年度（2018年度）の認定者数は**4,259人**と、平成25年度（2013年度）と比べて約1.4倍となっています。

図表 当市の老年人口の推移（各年1月1日）



出典：住民基本台帳、高齢介護課「介護保険事業状況報告」

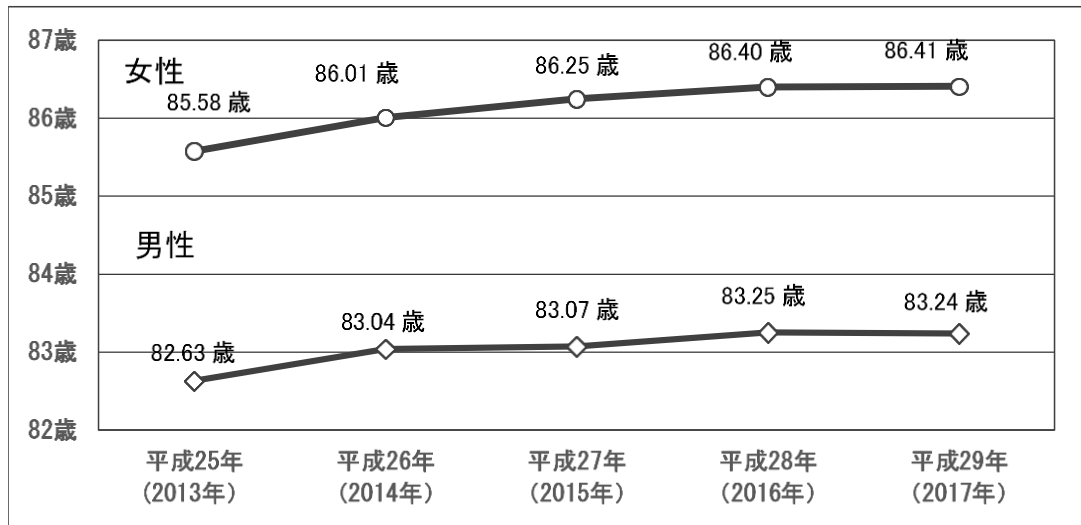
当市の要介護（要支援）認定者数の推移（各年3月31日現在）



出典：住民基本台帳、高齢介護課「介護保険事業状況報告」

○平成29年（2017年）の当市における健康寿命（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命）は、男性が83.24歳、女性が86.41歳であり、近年、延伸傾向となっています。

図表 当市の男女別の65歳健康寿命の推移



出典：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」

4 商業・農業

縮小する地域経済

○当市における卸売業・小売業を合わせた商業の商店数、従業者数及び年間販売額は、減少傾向で推移しています。平成26年（2014年）の商店数は484商店で、平成11年（1999年）と比較して、40.8%減少しています。

○当市における農業の農家数、農業就業人口も、減少傾向で推移しています。平成27年（2015年）の農家数は87戸で、平成12年（2000年）と比較して、28.1%減少しています。

図表 当市における商業の商店数、従業者数、年間販売額

	平成11(1999)年	平成26(2014)年	差引
商店数	818 商店	484 商店	▲334 商店
従業者数	6,393 人	4,448 人	▲1,945 人
年間販売額	144,158 百万円	102,523 百万円	▲41,635 百万円

出典：統計東やまと平成30年版

図表 当市における農業の農家数、農業就業人口の水

	平成12(2000)年	平成27(2015)年	差引
農家数	121 戸	87 戸	▲34 戸
農業就業人口	257 人	171 人	▲86 人

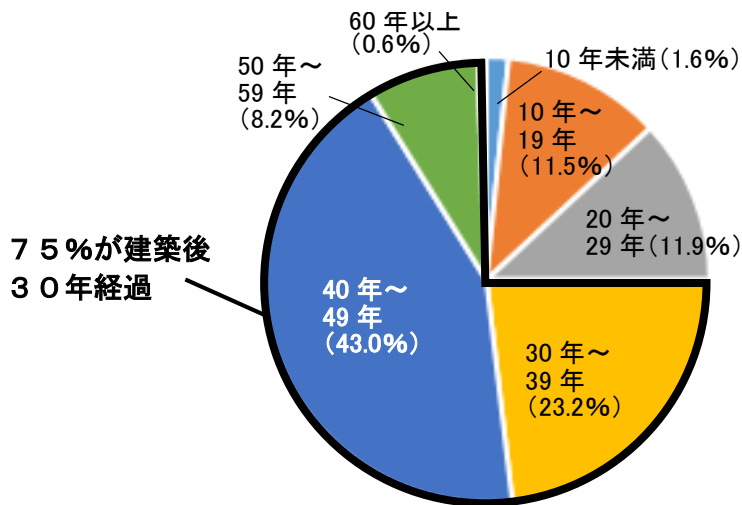
出典：統計東やまと平成30年版

5 公共施設等

建築後30年以上経過した建物が全体の75%

- 当市の建築系の公共施設は、建築後30年以上経過している建物の延床面積が全体の75%を占めており、老朽化が進行しています。
- 平成29年（2017年）に当市が策定した「東大和市公共施設等総合管理計画」によれば、建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の各更新費用を合算した総額は、平成29年度（2017年度）からの60年間で約1,690億円であり、1年当たりの平均額では約28億円の更新費用が必要となる見込みです。

図表 当市の公共施設の建築からの経過年数—平成28年度（2016年度）時点—



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

第3節 市の財政状況の見通し

1 財政の現状

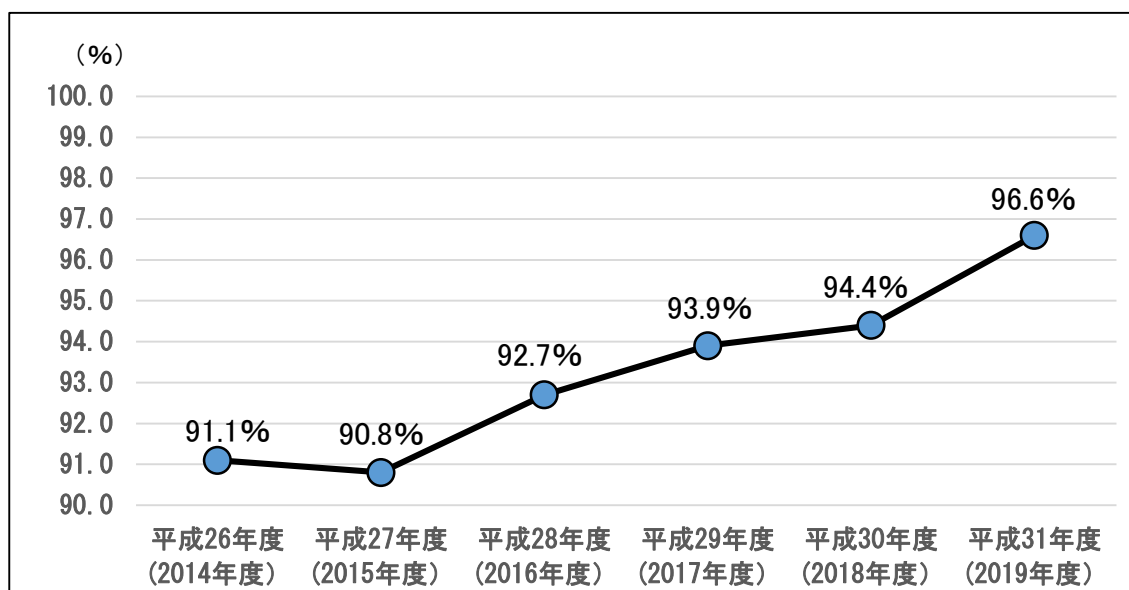
経常収支比率は、経常的収入（市税や国・東京都からの交付金など）に対する経常的支出（人件費や扶助費など）に必要な財源の割合を示したものです。

経常収支比率が高いと財政構造に弾力性がなくなり、新規事業や投資的事業（道路・学校・公園などの整備事業、公共施設の長寿命化事業）などのために使用する財源が少なくなります。

さらに、経常収支比率が100%を超えた場合は、経常的な経費を経常的な収入で賄えなくなるため、事業の縮小（廃止）を余儀なくされるなど、財政運営が困難な状況となります。

この経常収支比率は近年、上昇傾向で推移しています。

図表 当市の経常収支比率（各年度）



出典：総務省「市町村別決算状況調」

2 推計の結果

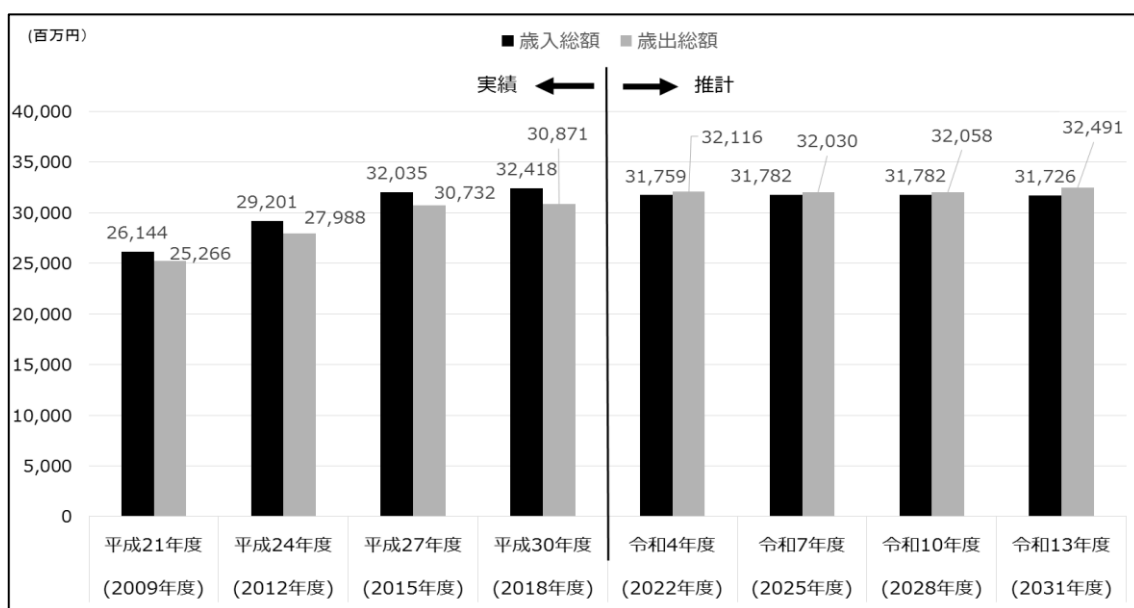
第五次基本計画の施策を推進するにあたっては、市の財政負担が伴うこととなるため、計画期間中の財政状況（歳入及び歳出）について、推計を行いました（推計の前提は、巻末の資料編参照）。

その結果、令和4年度（2022年度）以降の推計値は、いずれの年度においても歳出総額が歳入総額を上回る見込みとなりました。

この主な要因としては、歳出において、建築系公共施設や道路等のインフラ系公共施設について、「東大和市公共施設等総合管理計画」（平成29年）に基づく更新費用（毎年度約22億9,000万円）を見込んだため、投資的経費の金額が大きくなったことが挙げられます。

少子高齢化と人口減少の進展に伴い、歳入では市町村民税（個人）の減少、歳出では扶助費の増加が見込まれていることも、歳出総額が歳入総額を上回った理由の一つです。

図表 歳入及び歳出総額の推移と将来推計（グラフ）



出典：第五次基本計画策定に向けた財政状況の推計報告書（令和2年）

図表 歳入及び歳出総額の推移と将来推計（表）

単位：百万円

実績値	平成21年度	平成24年度	平成27年度	平成30年度
	2009年度	2012年度	2015年度	2018年度
歳入総額	26,144	29,201	32,035	32,418
歳出総額	25,266	27,988	30,732	30,871
歳入総額－歳出総額	878	1,212	1,303	1,547
推計値	令和4年度	令和7年度	令和10年度	令和13年度
	2022年度	2025年度	2028年度	2031年度
歳入総額	31,759	31,782	31,782	31,726
歳出総額	32,116	32,030	32,058	32,491
歳入総額－歳出総額	△ 358	△ 248	△ 276	△ 765

第4節 第四次基本計画の達成状況

1 第四次基本計画の構成

平成25年（2013年）から令和3年度（2021年度）までを計画期間とする第四次基本計画では、第二次基本構想で掲げた5つの基本目標の達成に向けて、29施策を定めました（詳細は、巻末の資料編参照）。

2 主な成果・活動指標の達成状況

第四次基本計画では、「施策のめざす姿」にむけて取組が進んでいるかを測定するため、施策ごとに「主な成果・活動指標」を設定しました。計画全体で84指標（第3編「適正な行財政運営の実現」にある10指標は除く。）を設定し、指標ごとに計画の最終年度である令和3年度（2021年度）の目標値を定めました。

この「主な成果・活動指標」について、第四次基本計画の計画期間中の毎年度、達成状況を確認しました。平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）までの達成状況は、以下のとおりです。6年間の平均の達成指標数は19.3指標（達成率は23.0%）で、達成状況は低くなっています。

図表 主な成果・活動指標の達成状況

基本目標	全体指標数	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	23指標	6指標 (26.1%)	5指標 (21.7%)	7指標 (30.4%)	8指標 (34.8%)	8指標 (34.8%)	6指標 (26.1%)	6.7指標 (29.1%)
第2章 健康であたかい心のかよいあうまちを築くために	26指標	6指標 (23.1%)	5指標 (19.2%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	6指標 (23.1%)	5.8指標 (22.3%)
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	8指標	0指標 (0.0%)	1指標 (12.5%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	2指標 (25.0%)	1指標 (12.5%)	1.3指標 (16.3%)
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	17指標	3指標 (17.6%)	3指標 (17.6%)	2指標 (11.8%)	6指標 (35.3%)	5指標 (29.4%)	7指標 (41.2%)	4.3指標 (25.3%)
第5章 相互の理解と協力で支えられるまちを築くために	10指標	3指標 (30.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	1指標 (10.0%)	0指標 (0.0%)	1指標 (10.0%)	1.2指標 (12.0%)
合計（平均）	84指標	18指標 (21.4%)	15指標 (17.9%)	18指標 (21.4%)	23指標 (27.4%)	21指標 (25.0%)	21指標 (25.0%)	19.3指標 (23.0%)

（上段は達成指標数、下段は達成率）

（1）年度別

達成状況は平成28年度（2016年度）が最も高くなっており、達成指標数は23指標、達成率は27.4%となっています。平成29年度（2017年度）及び平成30年度（2018年度）の達成状況は、平成28年度（2016年度）と比較して減となっていますが、6年間の通算では、おおむね増加傾向で推移しているといえます。

（2）基本目標別

第1章の「豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために」の達成率が最も高くなっており、達成率は29.1%、達成指標数は6.7指標となっています。

一方、最も達成率が低いのは、第5章の「相互の理解と協力で支えられるまちを築くために」であり、達成率は12.0%、達成指標数は1.2指標となっています。

3 市民意識調査の結果

第四次基本計画の「主な成果・活動指標」になっている市民の満足度等を把握するため、第四次基本計画の計画期間中の毎年度、市民意識調査を実施し、施策ごとに「重要度」と「満足度」を調査しました。

この調査結果について、客観的に評価するため、以下のとおり数値化して比較しています。

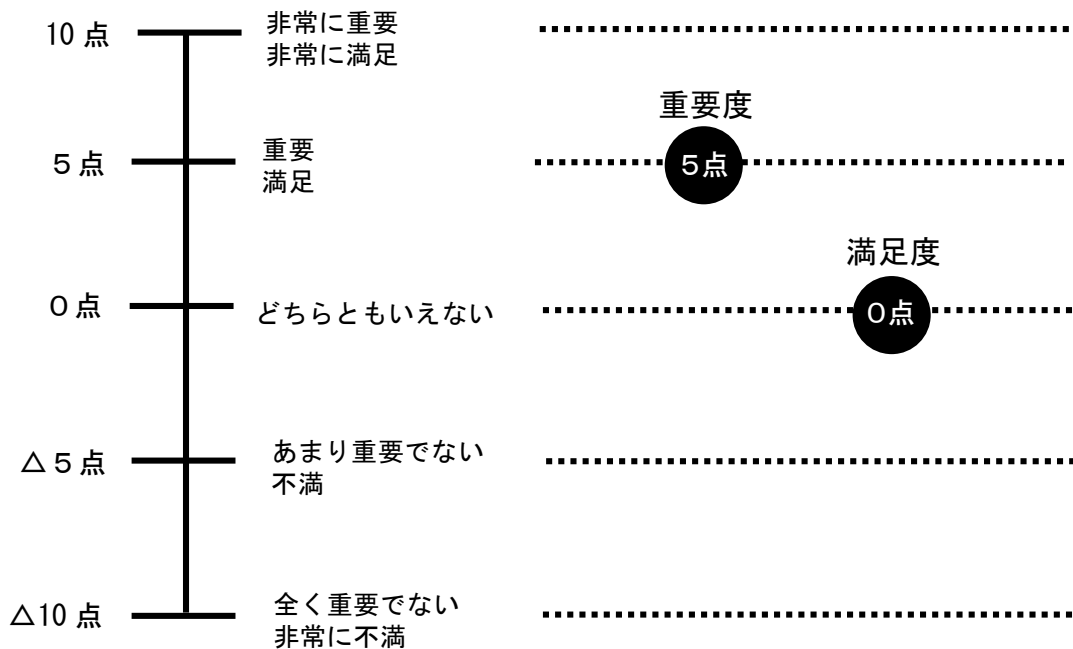
結果については、10点～△10点の範囲となり、正の数値が高いほど市民の評価が高く、負の数値になるほど評価が低いことを表しています。

(例)

該当する選択肢の番号 を丸で囲む	重要度					満足度				
	非常に重要	重要	いどちらとも いえません	あまり重要 でない	全く重要で ない	非常に満足	満足	いどちらとも いえません	不満	非常に不満
(1) 学校教育の充実 教育内容・方法の充 実、特色ある教育活動 の充実、学習環境の整 備・充実等	1	②	3	4	5	1	2	③	4	5

⇒上記の場合、数値は以下のとおりとなります。

各年度の市民意識調査の全回答者分について、このように数値化し、平均値を算出しました。



平成25年度（2013年度）から平成30年度（2018年度）までに実施した市民意識調査の結果を集約すると、以下のとおりとなります。

図表 市民意識調査の結果

基本目標		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平均
第1章 豊かな人間性と文化をはぐくむまちを築くために	重要度	4.60点	4.35点	4.48点	4.74点	4.23点	4.45点	4.47点
	満足度	0.04点	0.10点	△0.08点	0.20点	0.14点	0.10点	0.08点
第2章 健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために	重要度	5.97点	5.78点	5.77点	6.03点	5.64点	5.94点	5.85点
	満足度	△0.12点	△0.05点	△0.15点	0.18点	0.17点	0.20点	0.04点
第3章 暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために	重要度	3.46点	3.63点	3.61点	3.81点	3.57点	3.78点	3.64点
	満足度	△0.35点	△0.38点	△0.41点	△0.19点	△0.42点	△0.26点	△0.33点
第4章 環境にやさしく安全で快適なまちを築くために	重要度	5.27点	4.92点	5.05点	5.38点	5.10点	5.47点	5.20点
	満足度	0.14点	0.27点	0.21点	0.36点	0.22点	0.43点	0.27点
第5章 相互の理解と協力が支えられるまちを築くために	重要度	2.62点	2.89点	2.57点	3.17点	2.75点	3.07点	2.85点
	満足度	0.13点	0.03点	△0.01点	0.21点	0.10点	0.21点	0.11点
基本目標全体の平均	重要度	4.38点	4.31点	4.30点	4.63点	4.26点	4.54点	4.40点
	満足度	△0.03点	0.00点	△0.09点	0.16点	0.04点	0.14点	0.04点

(1) 年度別

重要度・満足度ともに、平成28年度（2016年度）が最も高くなっており、重要度は4.63点、満足度は0.16点となっています。

なお、6年間の平均すると、重要度は4.40点、満足度は0.04点となり、6年間の通算では、重要度はおおむね横ばい、満足度はおおむね増加傾向で推移しているといえます。

(2) 基本目標別

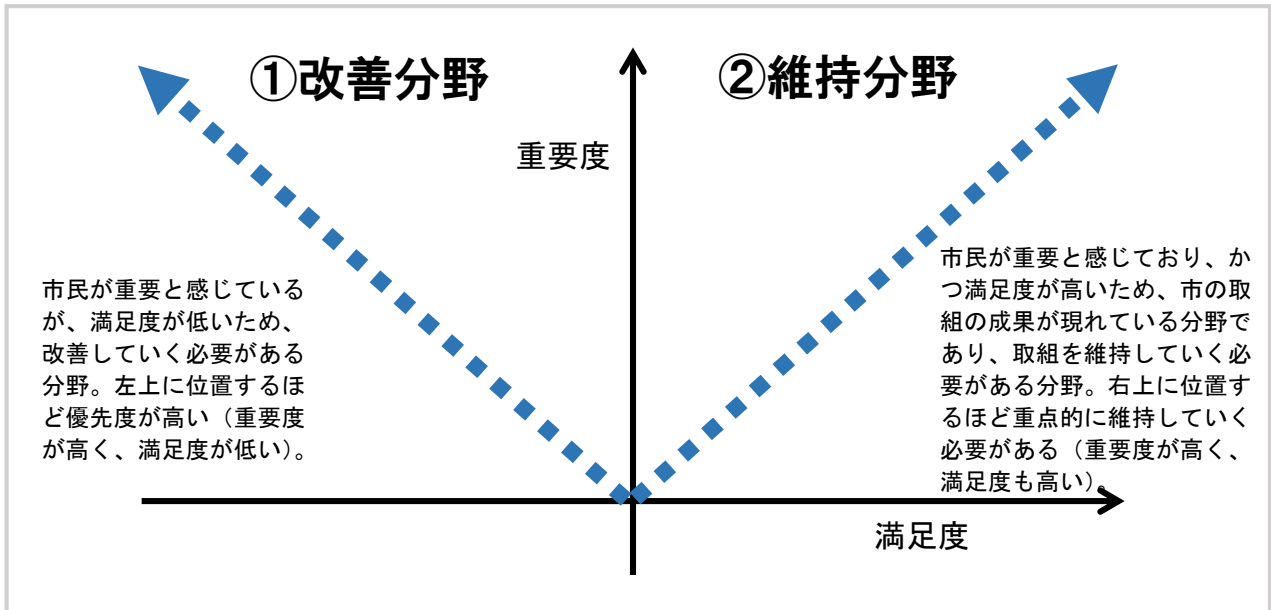
重要度については、第2章の「健康であたたかい心のかよいあうまちを築くために」が5.85点と最も高くなっています。

満足度については、第4章の「環境にやさしく安全で快適なまちを築くために」が0.27点と最も高くなっています。

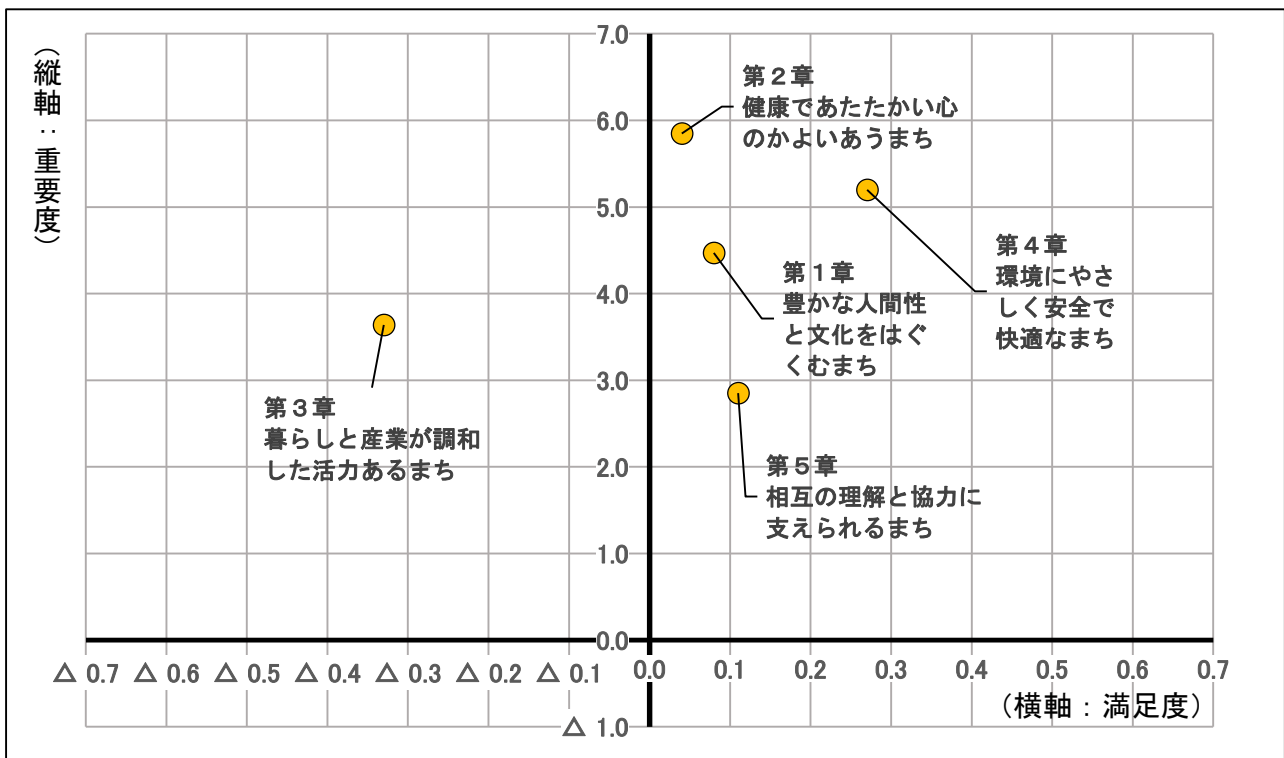
なお、第3章の「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」については、他の章と比較して満足度が低く、マイナス（△0.33点）となっています。この第3章には、「勤労者福祉の向上」「消費生活の充実」「都市農業の振興」「工業の振興」「商業の振興」及び「都市農業の振興」の6つの施策が位置付けられていますが、「都市農業の振興」以外は、いずれも満足度はマイナスであり、特に「商業の振興」は△0.81点と最も低くなっています。

市民意識調査の結果について、重要度と満足度の関係をわかりやすく表示するため、散布図にすると、以下のとおりとなります。散布図では、右上に行くほど、重要度・満足度ともに高くなり、左上に行くほど、重要度は高いが満足度は低くなります。

※ 散布図の見方



図表 市民意識調査の結果（基本目標別・散布図）



第5節 市民等の意見

1 新総合計画策定のための市民意識調査

(1) 概要

第五次基本計画の策定に当たっては、毎年度実施の市民意識調査とは別に、市民意識調査（新総合計画策定のための市民意識調査）を実施しました。

調査方法	住民基本台帳から無作為抽出した対象者へ調査票を郵送し、郵送により回収した。
対象者	東大和市在住の満18歳以上の男女（外国人含む）3,000人
調査期間	令和元年6月19日（水）～7月12日（金）
主な調査内容	第四次基本計画の各施策について、「今後、市が優先的に取り組むべき事項は何か（回答は選択式）」などについて質問した。
有効回収数等	739件（有効回収率24.6%）

(2) 調査結果

施策ごとに、優先的に取り組むべき事項として多く回答があった事項は、巻末の資料編のとおりです。第2編の分野別計画の策定に当たっては、この調査結果を参考資料の一つとして活用し、各施策の内容について検討しました。

2 市民ワークショップ及び職員ワークショップ

(1) 概要

第1編第6章の重要施策を検討するにあたり、市民ワークショップ及び職員ワークショップを以下のとおり開催し、検討結果を参考としました。

	市民ワークショップ	職員ワークショップ
名称	東大和市の将来のまちづくりに向けた市民ワークショップ（後期分）※	第五次基本計画の策定に向けた職員ワークショップ
参加者	公募市民 17人	主事職（年齢が概ね30歳以下）職員 32人
開催日	令和2年10月3日（土） 令和2年11月14日（土）	令和2年11月24日（火）
検討方法	参加者を2グループに分けて、グループごとに検討	参加者を5グループに分けて、グループごとに検討
検討内容	①東大和市が優先的に推進すべき施策 ②東大和市が優先的に推進すべき具体的取組	

※東大和市の将来のまちづくりに向けた市民ワークショップ（前期分）は、第三次基本構想の検討の参考とするため、令和元年に3回開催しました。

(2) 検討結果

市民ワークショップ及び職員ワークショップで検討した結果、第三次基本構想の基本施策の中で、以下の8施策が、両方のワークショップ共通で、優先的に推進すべき施策となりました。

優先的に 推進すべき施策	子育て支援	防災
	子どもたちの健全育成	自然環境
	学校教育	商工業、勤労者支援
	保健、医療	観光、ブランド・プロモーション

このうち、「子育て支援」、「子どもたちの健全育成」、「保健、医療」、「商工業、勤労者支援」、「観光、ブランド・プロモーション」の5施策については、人口構造の変化等による影響を抑制するという視点で、選定した理由が具体的に挙げられています。

施策	選定した理由（主な意見を抜粋）
○子育て支援 ○子どもたちの健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ① 少子化に伴い、子どもたちの環境をより丁寧にしっかりと守っていかねばならない。親子が安心して子育てができるよう、また親子が積極的に社会参加できるよう環境整備が必要なため。（市民ワークショップ） ② 市の総人口が減少を続けていく中で、子育て支援を充実させ、市外から市内への定住に結びつけるべき。（市民ワークショップ） ③ 子育て支援施策を充実させることにより、子育て世帯の転入を促して、税収の増加を図る必要がある。（職員ワークショップ） ④ 東大和市の課題としては、「人口減少」「税収減」が挙げられる。これらの課題解決に向けては、「人口維持」「税収確保」が必要であり、そのためには、子育て世帯の定住に結びつくよう、子育て支援施策に取り組むことが有効である。（職員ワークショップ）
○保健、医療	<ul style="list-style-type: none"> ① 基本構想のすべての項目は、人が健康であってこそそのものである。財源確保につながる労働をはじめとした行動すべての実行に必要なものである。（市民ワークショップ） ② 少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大等の社会情勢を踏まえ、より一層の医療体制の充実が求められている。（市民ワークショップ） ③ 少子高齢化の進展により、医療費等の増大による社会保障費の増加が見込まれており、歳出の抑制に努める必要がある。（職員ワークショップ）
○商工業、勤労者支援 ○観光、ブランド・プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民の生活の基盤は、経済活動によるところが大きい。働き方改革の推進は、働き場所が近場にあることが重要で、将来の高齢者福祉にも関連してくる。（市民ワークショップ） ② 商店街の活性化や企業誘致をすることで、まち全体が活性化する。その結果、人口も増加し税収が増えることで、他の施策の実現が可能となる。（市民ワークショップ） ③ 水や緑も活用しながら、市のイメージアップを図ることにより今後の人口増加につながる。（市民ワークショップ） ④ 財政状況は厳しいため、現在ある事業や制度を生かすという視点で検討した結果、「子育て支援」及び「観光、ブランド・プロモーション」を優先的に推進すべき施策とした。（職員ワークショップ）

第4章 まちづくりの主要課題

本編第3章の「第五次基本計画の背景」でまとめた「社会・経済情勢」、「市の財政」、「第四次基本計画の達成状況等」及び「市民等の意見」を踏まえ、まちづくりの主要課題を整理します。

●第3章 第1節 国内外を取り巻く社会・経済情勢

1 国及び東京都の人口動態 全国的に生産年齢人口が減少し、高齢化が加速	人口動態変化への対応が求められている	全主要課題
2 都市づくり 「都市の低密度化」「都市のスポンジ化」が進行	社会・経済情勢の変化に対応した都市づくりが求められている。	主要課題3
3 感染症の流行 世界全体に影響を及ぼす感染症が流行	感染症から命や健康を守るための取組の推進が求められている	主要課題2
4 防災 首都直下地震の発生確率は、30年間で70%	自然災害の発生に備えた防災・減災に関する取組の推進が求められている。	主要課題3
5 環境 温室効果ガスの排出ゼロの実現に向けた取組が活発化	国の取組と歩調を合わせた取組の推進が求められている。	主要課題3
6 行財政 厳しさを増していく地方自治体の財政運営	行財政改革やデジタル化の推進が求められている。	主要課題4
7 産業経済 「Society5.0（超スマート社会）」の実現が期待	技術革新をあらゆる分野に取り入れることが求められている	全主要課題
8 SDGs 国際目標の達成に向けた取組が活発化	地方自治体における取組の推進が求められている。	全主要課題

●第3章 第2節 市を取り巻く社会・経済情勢

1 市の人口動態 今後、少子高齢化と人口減少が進展する見込み	人口動態変化への対応が求められている。	全主要課題
2 子ども・子育て 減少する児童数、増加する保育サービス利用児童数	子ども・子育てへの支援が求められている。	主要課題1
3 高齢者・健康 進展する高齢化と、延伸する健康寿命	高齢化に進展に対応した取組の推進が求められている。	主要課題2
4 商業・農業 減少する地域経済	産業振興に関する取組の推進が求められている。	主要課題3
5 公共施設等 建築後30年以上経過した建物が全体の75%	公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組むことが求められている。	主要課題4

●第3章 第3節 市の財政状況の見通し

令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）までの間、一般会計では、歳入総額が歳入総額を上回る見込み	実際の財政運営では、歳入の確保や経常的な経費の抑制など、行財政改革に取り組む必要がある。また、将来の財政負担の軽減のために、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組む必要がある。	主要課題4
---	---	-------

●第3章 第4節 第四次基本計画の達成状況

市民意識調査の結果では、第3章「暮らしと産業が調和した活力あるまちを築くために」のみ、満足度がマイナスとなった。この第3章に含まれる6施策の中でも、「商業の振興」の満足度が最も低くなった。	活力ある地域社会を維持していくために、産業振興に関する取組の推進が求められている。	全主要課題
--	---	-------

●第3章 第5節 市民等の意見

市民ワークショップで「優先的に推進すべき施策」について検討した結果、「子育て支援」「子どもたちの健全育成」「保健、医療」「商工業、勤労者支援」「観光、ブランド・プロモーション」の5施策は、人口動態の変化による影響を抑制するという視点で、選定理由が具体的に挙げられている。	人口動態変化への対応が求められている。	主要課題1・2・3
---	---------------------	-----------

まちづくりの主要課題

<主要課題1>

子ども・子育てへの支援

子育て世帯の持続的・安定的な定住により、人口減少をできる限り抑制するために、子育て支援に関するサービスの充実に努める必要があります。

また、子どもたちが将来に向かって必要な資質・能力を身に付け、豊かな人生を送ることができるよう、子どもたちの意見や個性が尊重され、学びを実感できる学校教育を推進し、良好な学習環境を整える必要があります。

<主要課題2>

健康づくり・生きがいづくりへの支援

誰もが住み慣れた地域で健やかな毎日を送ることができるよう、市民一人ひとりのライフステージに合った健康づくりや生涯学習・スポーツ活動を推進する必要があります。

また、高齢化の進展に伴い、今後さらに増加すると見込まれる高齢者が、地域のまちづくりを支える担い手として活躍できるよう、就業や社会参加の機会拡大、健康寿命の延伸を図る必要があります。

<主要課題3>

都市としての価値の向上

少子高齢化と人口減少の進展による影響を最小限に食い止め、活力あるまちとして持続的な発展ができるよう、豊かな自然環境の保全と市民の生活環境の向上を図りながら、都市としての価値を高めていく必要があります。

市民の生活環境の向上に向けては、地域経済の活力を確保するための産業の振興や、社会経済情勢の変化に対応した都市づくり、市民の安全・安心な暮らしを支えるための防災面の取組強化などに努める必要があります。

<主要課題4>

行財政運営基盤の確立

今後、人口構造の変化の影響を受け、個人や地域が抱える課題がますます多様化・複雑化していくと見込まれる中、より多くの施策分野において、地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進する必要があります。

また、今後の財政収支の見通しは厳しいことから、財源、職員、施設等の限りある行政の経営資源を最適に配分する必要があります。

第5章 施策の体系

第五次基本計画は、第三次基本構想で示された「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」を実現するために、同構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化します。また、第1編第4章で整理した「まちづくりの主要課題」に対応する施策を、重要施策として設定します。

第三次基本構想

— 都市像 —

水と緑と笑顔が輝くまち 東大和

— 基本目標 —

—まちづくりの基本施策—

子どもたちの 笑顔があふれる まち	基本施策 1	子どもたちの笑顔が あふれるまちづくり	
健康であたたかい 心のかよいあう まち	基本施策 2	健康であたたかい 心のかよいあう まちづくり	
安全・安心で 利便性が高い まち	基本施策 3	安全・安心で利便性 が高いまちづくり	
心豊かに暮らせる まち	基本施策 4	心豊かに暮らせる まちづくり	
環境にやさしい まち	基本施策 5	環境にやさしい まちづくり	
暮らしと産業が 調和した活力ある まち	基本施策 6	暮らしと産業が調和 した活力ある まちづくり	

— 基本構想を実現するために —

1. 行財政運営、行政改革
2. 公共施設等マネジメント
3. 協働、広聴

第五次基本計画

第2編 分野別計画

施策1-1	子育て支援
施策1-2	子どもたちの健全育成
施策1-3	学校教育
施策2-1	保健、医療
施策2-2	高齢者福祉
施策2-3	障害者福祉
施策2-4	社会保障、地域福祉
施策3-1	防災
施策3-2	防犯
施策3-3	都市づくり
施策3-4	道路、公共交通
施策4-1	人権尊重
施策4-2	地域コミュニティ
施策4-3	生涯学習
施策4-4	平和、歴史文化
施策4-5	スポーツ、レクリエーション
施策5-1	自然環境
施策5-2	廃棄物処理
施策5-3	生活環境、地球環境
施策6-1	商工業、勤労者支援
施策6-2	都市農業
施策6-3	消費生活
施策6-4	観光、ブランド・プロモーション

第3編 行財政運営

行財政-1	行財政運営、行政改革
行財政-2	公共施設等マネジメント
行財政-3	協働、広聴

第1編第6章 重要施策

第1編第4章で整理した「まちづくりの主要課題」に対応する施策を重要施策として設定します。

主要課題1
子ども・子育てへの支援

主要課題2
健康づくり・生きがいづくりへの支援

主要課題3
都市としての価値の向上

主要課題4
行財政運営基盤の確立

	主要課題1に対応する施策 重要施策1	主要課題2に対応する施策 重要施策2	主要課題3に対応する施策 重要施策3	主要課題4に対応する施策 重要施策4
--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

施策1-1	●			
施策1-2	●			
施策1-3	●			
施策2-1		●		
施策2-2		●		
施策2-3				
施策2-4				
施策3-1			●	
施策3-2				
施策3-3			●	
施策3-4				
施策4-1				
施策4-2				
施策4-3		●		
施策4-4				
施策4-5		●		
施策5-1			●	
施策5-2				
施策5-3				
施策6-1			●	
施策6-2				
施策6-3				
施策6-4			●	

行財政-1				●
行財政-2				●
行財政-3				●

第6章 重要施策

第1節 重要施策の位置付け

この重要施策は、第三次基本構想で掲げた将来都市像である『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』の実現に向けて、限られた財源や人的資源（職員）を最適に活用しながら、重点的・優先的に推進していく施策を表しています。

第2節 重要施策の基本的な考え方

第三次基本構想においては、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、市民がいきいきと活動する、活力あるまちづくり、持続可能なまちづくりを進めることとしています。

また、第1編第4章で整理した「まちづくりの主要課題」でも、少子高齢化と人口減少の進展に対応するための課題が主要課題として挙げられています。

今後、少子高齢化と人口減少が進展すると、市民の日常生活に密着した商業の衰退などによる地域経済の縮小やコミュニティ機能の弱体化を招き、それが地域社会の活力をさらに損なうおそれがあります。

以上のことを踏まえ、重要施策は、人口減少をできる限り抑制するとともに、少子高齢化と人口減少の進展に対応するために必要な施策とします。具体的には、第1編第4章で整理した「まちづくりの主要課題」に対応する施策として、以下の4施策を重要施策として設定します。

第3節 重要施策の内容

<第2編 分野計画>

【重要施策1】子ども・子育て支援施策の推進（主要課題1に対応する施策）

これまで、本市では、「日本一子育てしやすいまちづくり」を最も重要な施策と位置付け、子ども・子育て支援施策を推進してきました。今後も、子どもを産み育てたいと願うすべての人たちが、安心して出産し、子育てをすることができるよう、引き続き子ども・子育て支援施策を推進します。また、次代を担う子どもたちが未来を切り拓くために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、学校教育の質の向上を図ります。

—主な内容—

- ◆安心して子どもを生み育てることができる環境づくり（施策1-1の展開方向1）
- ◆子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり（施策1-1の展開方向2）
- ◆子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり（施策1-2の展開方向1）
- ◆生きる力を育む教育の推進（施策1-3の展開方向1）
- ◆快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり（施策1-3の展開方向2）

【重要施策2】健康・高齢者施策の推進（主要課題2に対応する施策）

少子高齢化が進展する中であっても、活力あるまちとするためには、市民が地域の中で元気に暮らすことができる環境づくりが必要となります。そこで、高齢者をはじめとする市民が、生涯にわ

たって健康で幸せな人生を送ることができるよう、健康施策を推進します。また、高齢者の方々が地域社会を支える一員として活躍できるよう、就業や社会参加の機会の拡大を図ります。

—主な内容—

- ◆市民の自主的・自発的な健康づくりの促進（施策２－１の展開方向１）
- ◆病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり（施策２－１の展開方向２）
- ◆高齢者の就業や社会参加の機会拡大及び介護予防の促進（施策２－２の展開方向１）
- ◆高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり（施策２－２の展開方向２）
- ◆多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供（施策４－３の展開方向１）
- ◆スポーツを楽しめる場と機会の提供（施策４－５の展開方向１）

【重要施策３】都市の価値を高める施策の推進（主要課題３に対応する施策）

少子高齢化と人口減少の進展による影響を最小限とし、活力あるまちとするためには、都市としての価値を向上させ、多くの人が住みたい・住み続けたいと思えるようなまちづくりを進めることが必要となります。市の長所である自然環境の保全を図りながら、災害に強いまちづくり、快適で魅力的な都市づくりを進めるとともに、地域経済の縮小を防止するための産業の振興に取り組みます。あわせて、市の魅力を市内外に発信するブランド・プロモーションを推進します。

—主な内容—

- ◆災害対応力の強化（施策３－１の展開方向１）
- ◆メリハリのある都市空間の形成（施策３－３の展開方向１）
- ◆住宅都市としての魅力向上（施策３－３の展開方向２）
- ◆緑と水辺環境の保全・活用・創出（施策５－１の展開方向１）
- ◆市内における創業等への支援（施策６－１の展開方向１）
- ◆ブランド・プロモーションの推進（施策６－４の展開方向３）

<第３編 行財政運営>

【重要施策４】持続可能な行財政運営等の推進（主要課題４に対応する施策）

今後、本市においては、生産年齢人口の減少等により、主な歳入である地方税の減少が懸念されており、財政状況はより一層厳しくなる見込みです。このため、行政改革や公共施設等の適正配置などに取り組み、持続可能な行財政運営を推進します。また、さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域課題の解決に向けて、多様な主体との連携・協力を根ざした協働のまちづくりを進めます。

—主な内容—

- ◆市民サービスの向上と効果的・効率的な行財政運営の推進（行財政－１の展開方向１）
- ◆より一層の行政改革の推進（行財政－１の展開方向２）
- ◆公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化（行財政－２の展開方向１）
- ◆市民参加と協働の推進（行財政－３の展開方向１）

<第2編 分野別計画>

第2編は、第三次基本構想で定められた「まちづくりの基本施策」に基づいて、施策を体系化し、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めた分野別計画です。この分野別計画に定めた施策は、第3編の行財政運営の内容と整合を図りながら、推進していくこととします。

計画書の見方

施策1-1 子育て支援

第三次基本構想と第五次基本計画との関係を明確化するため、第三次基本構想の「まちづくりの基本施策」の内容を記載しています。

<施策の内容及び体系>

誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。

施策1-1 子育て支援

展開方向1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
展開方向2	子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり
展開方向3	支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

成果指標は、各施策に対する市民の満足度です。

<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「子育て支援」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「子育て支援」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年)	満足度の向上

<現状と課題>

施策を取り巻く状況を、「現状」と「課題」に分けて記載しています。

<現状>

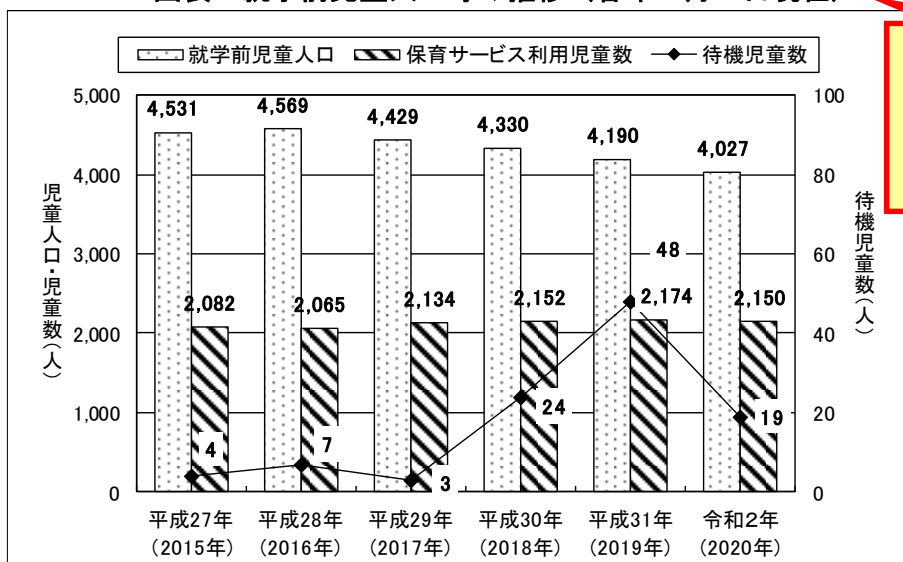
○本市では、重要施策の一つとして「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、平成27年度（2015年度）から現在に至るまで、子育て支援策を積極的に推進しています。これらの取組の結果、平成27年（2015年）～30年（2018年）の合計特殊出生率は、多摩地域26市の中ではいずれの年においても、上位1～3位以内の高い水準を堅持しています。

<課題>

○本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、今後も引き続き、「日本一子育てしやすいまち」を目指し、妊娠期・出産期を含め、保護者の多様なニーズを十分に踏まえながら、子育て支援策の量的・質的な充実にも努めるとともに、保護者の孤立感や不安感・負担感の解消に向けて、取り組む必要があります。

40 / 152

図表 就学前児童人口等の推移（各年4月1日現在）



「現状と課題」に記載した統計指標の図表を、必要に応じて記載しています。

「現状と課題」を踏まえ、施策を実現するための取組を「施策の展開方向＝市の役割」として整理しています。

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。

<主な具体的取組>

- ◆妊産婦や保護者の不安を軽減し、適切な情報提供や助言等を行うことができるよう、相談体制の充実に努めます。
- ◆多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育や延長保育などの多様な保育サービスの拡充に取り組み、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- ◆保育ニーズを的確に把握しながら、適切な量の保育サービスを提供できるよう、保育園の施設整備の検討や保育士等の確保に取り組みます。

施策を実現するための市民及び事業者の役割を記載しています。

「施策の展開方向」ごとに、主な具体的取組を記載しています。

市民・事業者期待される主な役割

- 市民は、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、地域ぐるみで子育てを応援します。
- 事業者は、従業員等の仕事と家庭の両立を支援するほか、市民ニーズに対応した多様な子育て支援サービスを提供します。

基本施策 1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

施策 1-1 子育て支援

<施策の内容及び体系>

誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めていきます。

施策 1-1 子育て支援

展開方向1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり

展開方向2 子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり

展開方向3 支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「子育て支援」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「子育て支援」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 当市では、重要施策の一つとして「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、平成27年度(2015年度)から現在に至るまで、子育て支援策を積極的に推進しています。これらの取組の結果、平成27年(2015年)～30年(2018年)の合計特殊出生率⁷は、多摩地域26市の中ではいずれの年においても、上位1～3位以内の高い水準を堅持しています。
- 市の未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育むとともに、子どもたちが社会の一員として生きていける力を育めるよう、市民、地域関係者、事業者及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する「共通の理念、指針」として、令和2年(2020年)に「東大和市子どもと大人のやくそく(東大和市子ども・子育て憲章)」を制定しました。
- 全国的に少子化や核家族化の進展、地域の間人関係の希薄化など、社会環境が変化している中、今後、当市でも、子育てに対し孤立感や不安感、負担感を感じる保護者が増加していくことが懸念されます。

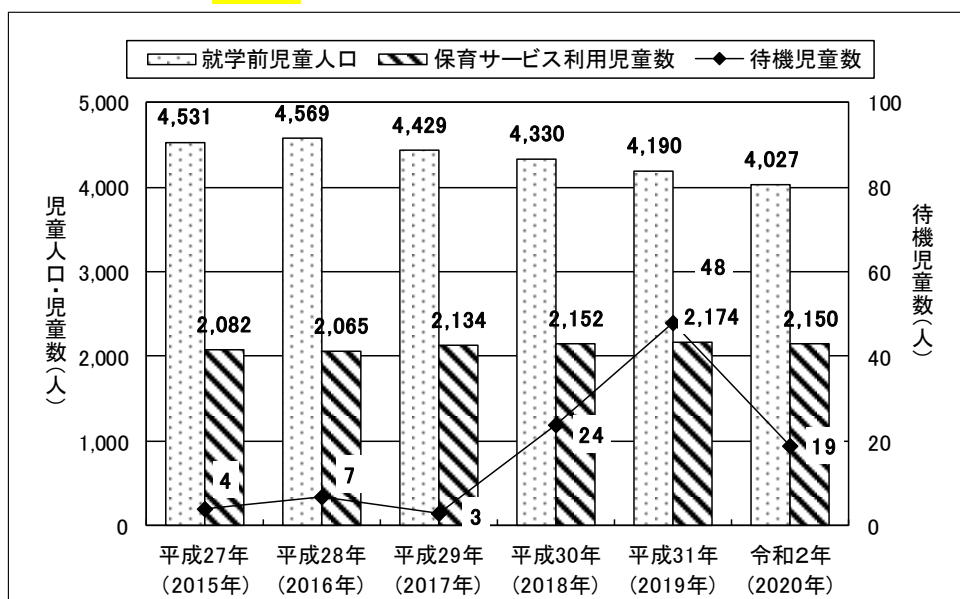
⁷ 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性とその年齢別出生率で一生の間に産むとした時の子どもの数に相当。

- 平成27年（2015年）以降の5年間における当市の就学前児童人口は、平成28年（2016年）をピークに減少傾向となっているのに対し、保育サービスの利用児童数は、概ね横ばい傾向で推移しています。特に、1～2歳児の保育需要が高く、首都圏全体で保育士の確保が困難になっていることもあり、待機児童はいずれの年度においても発生しています。
- 当市では、子ども家庭支援センターにおいて、各種行事や子育て講座を開催し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援しています。また、家庭で保育をしている親子が参加し、交流できる子育てひろば事業を、市内保育園及び児童館で実施しています。
- 内閣府の「令和2年版 子供・若者白書」によると、近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しており、平成30年度（2018年度）の件数は、児童虐待防止法前の平成11年度（1999年度）と比較して、約13.7倍になっています。

<課題>

- 当市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、今後も引き続き、「日本一子育てしやすいまち」を目指し、妊娠期・出産期を含め、保護者の多様なニーズを十分に踏まえながら、子育て支援策の量的・質的な充実をめるとともに、保護者の孤立感や不安感・負担感の解消に向けて、取り組む必要があります。【課題1】→展開方向1・2・3
- 共働き世帯の増加など保護者の働き方をめぐる環境が変化している中、今後、保育需要がさらに高まると予測されるため、待機児童の解消に努める必要があります。【課題2】→展開方向1
- 地域において、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するため、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりや親子で交流できる場の確保に取り組む必要があります。【課題3】→展開方向2
- 児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止に取り組む必要があります。【課題4】→展開方向3

図表 当市の就学前児童人口等の推移（各年4月1日現在）



出典：東京都福祉保健局「都内の保育サービスの状況について」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】安心して子どもを産み育てることができる環境づくり **重要施策**

妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆妊産婦や保護者の不安を軽減し、適切な情報提供や助言等を行うことができるよう、相談体制の充実に努めます。
- ◆多様化する保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育や延長保育などの多様な保育サービスの拡充に取り組み、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- ◆保育ニーズを的確に把握しながら、適切な量・質の保育サービスを提供できるよう、保育園の施設整備の検討や保育士等の確保に取り組みます。

【展開方向2】子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり **重要施策**

核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆子どもたちが地域において、安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
- ◆乳幼児親子同士が、多彩な活動を通じて交流を深めながら過ごせる子育てひろば事業の充実に取り組みます。
- ◆子どもたちが、発達段階に応じた幼児教育や保育を通じて、適切な支援を受けられるように取り組みます。
- ◆国や東京都の制度に基づき、子育て関連の各種手当の支給や医療費の助成を実施し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
- ◆子育てしやすいまちの実現を目指して、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の周知・啓発に取り組みます。

【展開方向3】支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

障害のある子どもや虐待のおそれのある子ども、生活に困窮し貧困の状況にある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもたちに対する、継続的で適切な支援に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆障害のある子どもの特性に合わせ、ライフステージに対応した支援に取り組みます。
- ◆地域社会が一体となって児童虐待の防止に取り組むための環境づくりに取り組みます。
- ◆貧困の状況にある子どもやその保護者、子育て家庭に対して、国が示す方向性を踏まえながら、関係機関と連携した支援に取り組みます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、地域ぐるみで子育てを応援します。
- 事業者は、従業員等の仕事と家庭の両立を支援します。
- 子育て支援に係る事業者は、市民ニーズに対応した多様な子育て支援サービスを提供します。

<関連する個別計画>

○東大和市子ども・子育て未来プラン

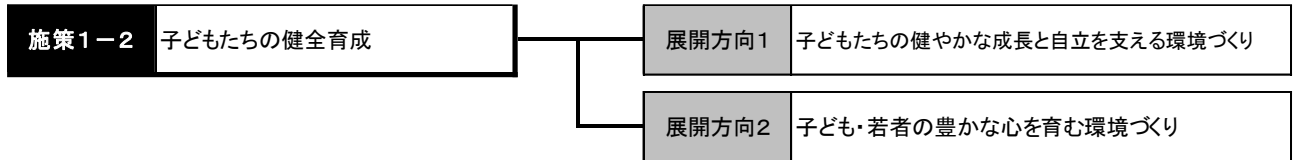
（第2期子ども・子育て支援事業計画、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画、第1期次世代育成支援行動計画、第1期子ども・若者計画、第1期子どもの貧困対策計画）

〔計画期間：令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）〕

施策1-2 子どもたちの健全育成

<施策の内容及び体系>

家庭、学校、地域社会が一体となって、子どもたちの健全育成を推進し、その健やかな成長と自立を支えることができるまちづくりを進めていきます。



<成課指標>

指標名	現状値	目指す方向
「子どもたちの健全育成」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「子どもたちの健全育成」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 平成26年(2014年)以降の5年間における当市の学童保育所の入所児童数は、平成27年(2015年)に前年比で大きく増加した以降、概ね750人前後で推移しています。一方、待機児童数は、平成29年(2017年)に241人まで増加したものの、その後は、施設の増設や定員の弾力的運用による受入れ枠の拡大、児童館等におけるランドセル来館事業⁸に取り組んだことなどにより、平成31年(2019年)には11人まで大きく減少しています。
- 民間事業者の創意工夫により、保護者からのニーズの高い新たなサービスを導入すること等を目的として、令和2年(2020年)から、学童保育所の運営業務を民間事業者に委託しました。
- 現在、「放課後子ども教室」を市内10校のすべての小学校で実施しており、余裕教室等を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しています。
- 核家族化の進展等を背景に、地域の中で子ども・若者同士が交流する機会や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少しており、その結果として、子ども・若者が多様な体験や世代間交流を通じて規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

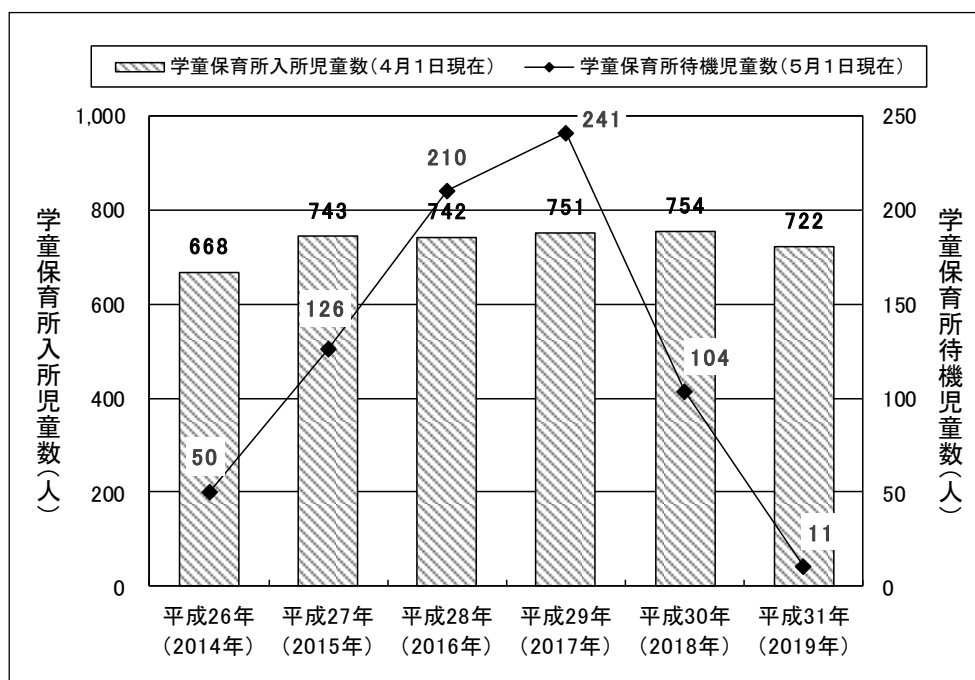
⁸ 学童保育所への入所要件にあてはまる方で、ランドセル来館事業の利用を希望する児童又は学童保育所の定員に余裕がないため入所を保留とされた児童が、学校から帰宅せずにランドセルを背負ったまま直接児童館に来館し、帰宅時間まで過ごすもの。

<課題>

○今後、就労形態の多様化や子育て家庭の核家族化の進展等を背景に、学童保育所やランドセル来館事業に対する需要は、拡大傾向で推移すると予測されます。そのため、学童保育所運営受託事業者や民間事業者の力も積極的に活用しながら、子どもたちが放課後等に安心・安全で健やかに過ごすことができるよう、地域社会が一丸となって子どもたちの居場所づくりを推進する必要があります。**【課題1】→展開方向1**

○次世代を担う子ども・若者が自立した個人として、他者とともに社会を築いていく主体として活躍できるよう、学校・地域・青少年対策地区委員会⁹などの関係機関との連携・協力により、**子どもの健全育成に取り組むとともに、若者への支援に努める必要があります。【課題2】→展開方向2**

図表 学童保育所の入所児童数及び待機児童数の推移



出典：青少年課資料

⁹ 青少年をめぐる社会環境の浄化活動や青少年の健全育成を図る活動を行っている、自主的かつ統一的な活動を行う団体。

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】子どもたちの健やかな成長と自立を支える環境づくり **重要施策**

子どもたちが地域の中で健やかに学び成長でき、社会の一員として自立することができるよう、安全・安心な居場所づくりや様々な体験機会の提供、環境改善に取り組みます。

<主な具体的取組>

- ◆学童保育のニーズを的確に把握しながら、学童保育所の施設整備や保育環境の改善、学童保育サービスの質の向上について検討します。
- ◆学童保育所と放課後子ども教室の連携を推進し、子どもたちの自立性、社会性等を向上させることができる居場所づくりに取り組みます。
- ◆学校や青少年対策地区委員会との連携・協力により、子どもたちが地域の中で多様な体験や様々な人たちとの交流を深めることができる機会の確保に努めます。
- ◆児童館では、18歳未満の子どもたちを対象に、様々な遊びや活動を通じて、年齢の異なる子どもたちが一緒に過ごせる居場所づくりに取り組みます。

【展開方向2】子ども・若者の豊かな心を育む環境づくり

子ども・若者が、自ら学び行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けることができる環境をつくります。

<主な具体的取組>

- ◆学校や地域、警察などとの連携・協力により、地域ぐるみで子どもの非行防止と健全育成を支える活動を推進します。
- ◆貧困の状況にある若者や、支援や配慮を必要とする若者に対して、関係機関と連携した支援に取り組みます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域における子どもの健全育成や事件・事故を未然防止するための見守り活動を行います。
- 事業者は、日常業務の中で、地域の子どもたちにあたたかい目を向けて見守ります。

<関連する個別計画>

○東大和市子ども・子育て未来プラン

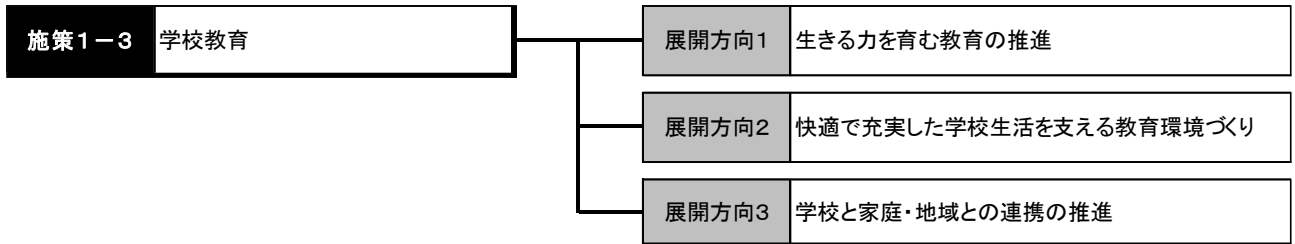
(第2期子ども・子育て支援事業計画、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画、第1期次世代育成支援行動計画、第1期子ども・若者計画、第1期子どもの貧困対策計画)

[計画期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)]

施策1-3 学校教育

<施策の内容及び体系>

良好な学習環境のもと、児童・生徒が意見や個性を尊重され、学ぶ喜びを実感できる学校教育を推進し、一人ひとりが人間性豊かに成長することができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「学校教育」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「学校教育」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 市内小・中学校の児童・生徒の学力の状況は、「全国学力学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、実施年度や実施教科によって変動はあるものの、全体的には国や東京都の平均正答率を概ね1ポイントから5ポイント程度下回っている状況が10年以上にわたって続いています。
- 市では、これまでに市独自の少人数学習指導員の配置や外部人材を活用した放課後等補習教室の実施や、各学校での工夫した取組等を実施してきました。そのことにより、近年、学力調査の一部の教科において、国や東京都の平均正答率を上回る学校が増加してきています。また、授業が楽しいと感じる児童・生徒の割合や家庭学習の取組の定着状況が向上するなど、一定の成果を得ています。
- 市内小・中学校において、いじめを受けた児童・生徒の割合は、平成25年度（2013年度）～令和2年度（2020年度）の平均で、児童は0.5%、生徒は0.8%程度となっています。当市では、いじめ防止により一層取り組むため、令和元年（2019年）に「東大和市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。
- 市では、国の「GIGAスクール構想」による、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現するため、令和2年度（2020年度）に、児童・生徒1人1台コンピューターの配置と、高速大容量の通信ネットワークの整備を実施しました。

○市では、施設分離型（小・中学校で校舎は別）の小中一貫教育を実施しており、小・中学校を5つの中学校グループに分けた上で、グループごとに9年間の教育を途切れることなく進める小中一貫教育に取り組んでいます。

○近年、市では、学校施設の計画的な保全及び環境改善を図り、良好な学習環境を確保するため、市内小・中学校の全校で外壁改修工事、トイレ様式化工事、体育館空調設備設置工事などに取り組んでいます。

○市内小・中学校の校舎は、ほとんどが建築後45年以上経過し、老朽化しています。また、学校教育法施行規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに12～18学級）を満たしていない学校があります。

○国は、令和3年度（2022年度）から令和7年度（2026年度）までの5年間をかけて、小学校全学年で35人学級を実現するとしていますが、この進展を見込んだとしても、標準学級数を下回る小規模校が今後も出現する見込みです。

○市では、将来を担う児童・生徒が快適な教育環境の中で教育を受けられるよう、令和2年度（2020年度）に、市立小・中学校の具体的な再編スケジュール等を示した「東大和市立小・中学校再編計画」を策定しました。

<課題>

○学力は、「基礎的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体的に学習に取り組む態度」の3つの要素で構成されていることから、知識・技能の習得に偏重せず、児童・生徒が3つの要素をバランスよく身に付けることのできる教育を、学校のみならず、保護者・地域が一体となり、一層充実・展開させていく必要があります。**【課題1】→展開方向1**

○今後、改訂された新学習指導要領¹⁰を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」や外国語教育、プログラミング教育等の導入を通して、次代を担う児童・生徒がたくましく未来社会を切り拓くために必要な資質・能力を着実に育むことができるよう、様々な面から教育内容の質的充実に取り組む必要があります。**【課題2】→展開方向1**

○地域コミュニティや防災拠点としての役割にも配慮しながら、良好な教育環境の維持・確保を図るため、「東大和市立小・中学校再編計画」に基づく学校規模及び学校配置の適正化や学校施設の最適化を、保護者や地域に丁寧²に説明しながら計画的に推進していく必要があります。**【課題3】→展開方向2**

○いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすもので、絶対に許されない行為です。このため、学校、家庭及び地域が連携して、いじめの防止等のための対策を推進していく必要があります。**【課題4】→展開方向2**

○「コミュニティ・スクール」は、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて協働していく仕組みです。当市では、令和3年（2021年）4月現在、8校で設置されています。今後、さらに地域と連携した学校教育を推進していくため、コミュニティ・スクールの導入拡大を図る必要があります。**【課題5】→展開方向3**

¹⁰ 子どもたちが全国のどこにいても一定水準の教育を受けられるようにするため、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。平成29年（2017年）に改訂された新学習指導要領は、小学校では令和2年度（2020年度）、中学校では令和3年度（2021年度）から全面实施。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】生きる力を育む教育の推進 **重要施策**

児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康・体力からなる知・徳・体を、バランス良く育みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆全ての児童・生徒に1台ずつ配置されるコンピューターの効果的な活用、校内研究の活性化、授業改善推進プランの作成、放課後等補習教室の実施、家庭学習の手引きの配布・活用等により、学校及び家庭における児童・生徒の学習意欲の向上や学習習慣の定着を図ります。
- ◆市独自の**学習指導員の**配置を行うことで落ち着いた学習環境の構築や個に応じたきめ細かな授業を行い、英語教育の充実や少人数学習指導の推進などに取り組みます。
- ◆学校給食を通じた食育を推進するとともに、児童・生徒の健康維持や体力向上に関わる取組を推進し、児童・生徒の健康的な学校生活を支えます。
- ◆教職員に対する研究の奨励や研修会の開催などを通じて、教職員の指導力の向上に取り組みます。

【展開方向2】快適で充実した学校生活を支える教育環境づくり **重要施策**

ハード・ソフトの両面から、児童・生徒がより**安全・安心**で快適な環境で学び、充実した学校生活を送ることができるよう、教育環境の整備を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆各学校区における今後の児童・生徒数の動向を適切に見極め、**保護者や地域に丁寧に説明しながら、教育環境の維持・向上を図るための施設の長寿命化対策¹¹**や学校の統廃合を推進します。
- ◆ICT（**情報通信技術**）を活用した学習活動を実施するための環境を整備し、児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力の育成を図ります。
- ◆いじめ及び不登校の未然防止・早期発見・早期解決や特別支援教育等の推進に向けて、学校内における指導及び体制の強化を図ります。
- ◆**経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、教育上必要な経費の一部を補助し、児童・生徒の就学を援助します。**
- ◆**中学校グループにおける小中一貫教育全体計画の作成・実施などにより、小中一貫教育をより一層推進します。**

【展開方向3】学校と家庭・地域との連携の推進

学校と家庭・地域が一体となって、より良い学校づくりと、児童・生徒が学習に取り組むことができる環境づくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆コミュニティ・スクールの拡大により、保護者や地域の方々の意見を幅広く反映し、地域とともにある学校づくりを推進します。
- ◆児童・生徒が自分自身や学校、地域に対して「誇り」や「愛着」を持つための教育活動を保護者や地域とともに推進します。
- ◆家庭においても、**児童・生徒が生活の安定と学習習慣の定着に向けて取り組むことができるよう、学校と家庭との連携・協力を推進します。**
- ◆**通学路の合同安全点検の実施など、学校、家庭及び関係機関が連携して、児童・生徒の安全を**

¹¹ 計画的な修繕や改修の実施により施設の構造的・機能的な寿命を延ばすこと。

確保するための取組を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の中で児童・生徒が健やかに成長できるよう、小・中学校が取り組む教育活動へ協力します。
- 保護者は、家庭における児童・生徒の学習意欲の向上を図ります。
- 事業者は、市が実施する教育環境の向上に向けた取組へ協力します。

<関連する個別計画>

○第二次東大和市学校教育振興基本計画

〔計画期間：平成31年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）〕

○東大和市立小・中学校再編計画

〔計画期間：令和2年度（2020年度）～令和11年度（2029年度）〕

基本施策 2 健康であたたかい心のかよいうまちづくり

施策 2-1 保健、医療

<施策の内容及び体系>

市民の心と体の健康づくりを支援するとともに、病気の予防や早期発見のための取組を推進して、誰もが心身ともに健康で幸せに暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

施策 2-1 保健、医療

展開方向1 市民の自主的・自発的な健康づくりの促進

展開方向2 病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり

展開方向3 地域の医療体制の確保

<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「保健、医療」施策に対する市民の満足度 〔市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「保健、医療」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合〕	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 東京都福祉保健局の「平成30年 都内各区市町村の65歳健康寿命」によると、要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の健康寿命は、男性が83.29歳、女性が86.46歳であり、多摩地域26市の中では、高い方から男性が14番目の中位となっているのに対し、女性は6番目の上位に位置しています。
- 本市では、「健康寿命」のさらなる延伸を図るとともに、健幸¹²都市の実現に向けた取組を推進していくことを目的として、平成31年(2019年)に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しました。同方針では、令和22年(2040年)までに65歳健康寿命を3年以上伸ばし、多摩地域26市の中で1位を目指すことを目標に掲げています。
- 本市における**平成30年度(2018年度)の主要死因別死亡者数をみると、悪性新生物(がん)が241人で最も多く全体の32.2%を占めており、以下、心疾患(高血圧性を除く)の112人(構成比15.0%)、肺炎の62人(8.3%)の順となっていますが、平成30年度(2018年度)における各種がん検診の受診率は3.4~15.4%にとどまっています。
- 本市では、**保健センターにおいて、妊婦等に対する母子健康手帳の交付や両親学級の開催、乳**

¹² 「健康」と「幸せ」は、すべての人の願いであるとの考えから、「健幸=健康で幸せ」を意味した造語。

幼児に対する3～4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査の実施など、母子保健に関する各種事業を実施し、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図っています。

- 「健康」と「幸せ」はすべての人の願いであるとの考えから、「健康＝健康で幸せ」を意味した造語を用いた「健幸都市」の実現に向け取組を推進するため、当市では、令和2年（2020年）に「東大和市健幸都市宣言」を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染症の感染拡大防止対策に対する市民の関心は高まっています。また、人と人との接触機会が極度に制限されたことで、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。

<課題>

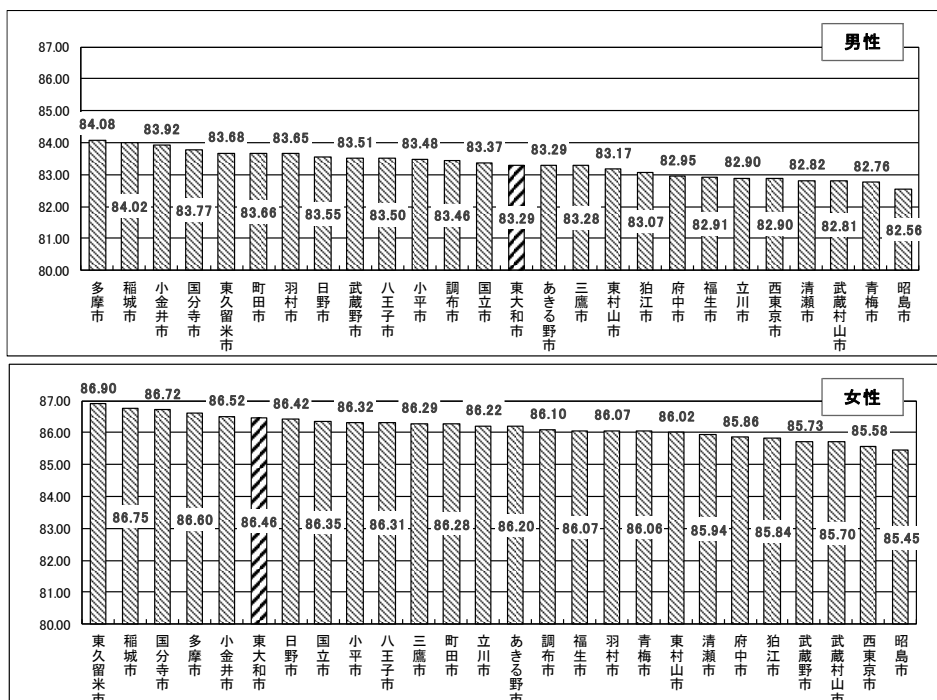
- 今後、高齢化の進展などに伴い、健康寿命の延伸に取り組む重要性がより一層高まっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」を基本に、より多くの市民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで、生涯の各時期に応じた健康の保持・増進に資する取組の充実を図る必要があります。

【課題1】→展開方向1

- 市民が病気を予防し、病気に罹った場合でも早期に発見・治療できるようにするため、予防接種の接種率と各種検診の受診率の向上に努める必要があります。また、核家族化の進展などにより、妊娠や子育てに対し孤立感や不安感・負担感を感じる妊産婦や保護者の増加が懸念されているため、母子保健の充実に努める必要があります。さらには、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止対策に取り組む必要があります。**【課題2】→展開方向2**

- 医療サービスに対する市民ニーズの多様化・高度化への対応や、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大防止のため、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係機関との連携・協力により、安定的な地域医療体制の整備に努める必要があります。**【課題3】→展開方向3**

**図表 65歳健康寿命の都市間比較（上段：男性、下段：女性）
（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合）**



出典：東京都福祉保健局「平成30年 都内各区市町村の65歳健康寿命」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】市民の自主的・自発的な健康づくりの促進 **重要施策**

市民の自主的・自発的な健康づくり活動に対する支援を推進し、市民が主体的に健康づくりに取り組み、家族や地域で健康を育み合える環境を整備します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民が生涯にわたり健康で豊かな人生を送ることができるよう、健幸都市の実現に向けて、健康寿命の延伸を目指します。
- ◆運動習慣の定着や飲酒・喫煙対策、歯・口腔の健康づくりなど、市民の生活習慣を改善するための取組を推進します。
- ◆市民の健康増進や適切な食生活の定着に向けて、市民、企業、大学などの産官学民の連携・協力のもとに、市民の自主的・自発的取組を推進します。
- ◆市民が自らの健康に対して強い関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防や健康の増進に取り組むことができるよう、市民の健康づくりを促進するための情報提供に努めます。

【展開方向2】病気の予防及び早期発見・早期治療のための環境づくり **重要施策**

病気を予防するための取組や、病気を早期発見・早期治療するための取組を推進し、市民が健康を維持できる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民が病気を早期発見・早期治療することができるよう、各種健康診査やがん検診などを受診しやすい環境を整えます。
- ◆予防接種に関する正しい知識の普及と接種率の向上のための啓発に取り組みます。
- ◆妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進のために、健康診査などの各種事業を実施し、病気等の予防及び早期発見に努めます。
- ◆栄養教室の開催など、母子保健に関する各種事業の実施により、乳幼児の健やかな成長を支援します。
- ◆関係機関との連携・協力により、市民のこころの健康づくりを支える体制の整備に努めます。
- ◆国などが示す方向性を踏まえながら、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の感染拡大を防止するための対策に、関係機関と連携して取り組みます。

【展開方向3】地域の医療体制の確保

東京都や関係機関と連携して、地域における医療体制の確保に取り組み、市民が適切な医療サービスを安定的に受けることができる環境をつくります。

＜主な具体的取組＞

- ◆医師会などの関係機関との連携・協力体制のもと、必要な医療体制の構築に努めます。
- ◆高齢化の進展に対応するため、医療、介護及び保健などの関係機関との連携・協力により、医療体制の整備に努めます。
- ◆市民が病気に対して適切に対応できるようにするため、市民がかかりつけの医師や歯科医師、薬剤師を持つための取組を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、「自分の健康は自分で守る」ことを基本として、健康づくりに努め、自らの健康を管理します。
- 事業者は、従業員等への健康管理や様々な機会を活用した健康づくりを推進します。

<関連する個別計画>

- 第2次東大和市健康増進計画
〔計画期間：令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）〕
- 東大和市自殺対策計画
〔計画期間：令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）〕
- 東大和市新型インフルエンザ等対策行動計画
〔平成29年（2017年）修正〕

施策2-2 高齢者福祉

<施策の内容及び体系>

高齢者を支えるための地域の包括的な支援体制の構築などに取り組み、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、その能力を発揮して活躍することができるまちづくりを進めていきます。

施策2-2 高齢者福祉

展開方向1 高齢者の社会参加や介護予防の促進

展開方向2 高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり

<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「高齢者福祉」施策に対する市民の満足度 〔市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「高齢者福祉」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合〕	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

○近年、高齢者人口（65歳以上）が増え続けている中、要介護（要支援）認定者数も前年度を上回る状況が続いています。平成30年度（2018年度）の要介護（要支援）認定者数は4,259人で、平成25年度（2013年度）の3,181人と比べて約1.3倍（1,078人増）に増加しています。また、その内訳をみると、要支援1が約1.7倍（340人増）と最も増加幅が大きく、以下、要支援2の約1.4倍（173人増）、要介護1の約1.3倍（228人増）の順となっています。

○現在、当市では団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）以降を見据えた中で、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援などに係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

○当市では、高齢者の介護予防活動への参加を促進し、健康寿命の延伸と介護予防活動の活性化を図るため、平成29年度（2017年度）から、市と市民が共同で制作した「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめ、介護予防に役立つ活動に参加した高齢者の方々に対してポイントを付与し、所定のポイントを貯めることで景品と交換することができる「東大和元気ゆうゆうポイント事業」を実施しています。

<課題>

○今後、健康寿命の延伸に伴い、いつまでも元気で地域社会と関わるができるアクティブシ

ニア¹³の増加が期待される一方、高齢者のみの世帯が増加し、老老介護や引きこもり、孤独死などの問題の発生や認知症の症状を有する高齢者の増加が懸念されます。**【課題1】→展開方向1・2**

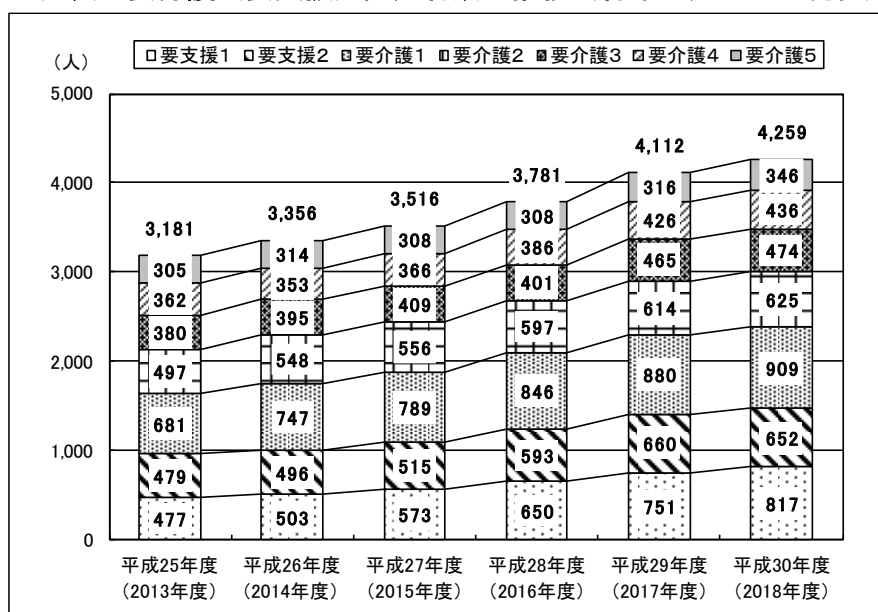
○高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしく最後まで暮らし続けることができるよう、今後も引き続き、「地域包括ケアシステム」の構築に取り組むとともに、高齢者が地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図る必要があります。

【課題2】→展開方向1

○介護サービスや医療需要の増大に伴う介護人材や看護師などの不足により、在宅療養生活を送る高齢者の増加が見込まれています。今後、現役世代においても、育児と介護のダブルケアや長距離介護、祖父母などを介護するヤングケアラー¹⁴が増加するなど、家族の介護に係る問題が深刻さを増すおそれがあります。**【課題3】→展開方向2**

○医療関係者や介護関係者など多職種との連携・協力体制を強化し、在宅医療・介護連携を充実させるための取組を推進するとともに、地域における認知症ケア体制の強化などを行う必要があります。**【課題4】→展開方向2**

図表 要介護（要支援）認定者数の推移（各年3月31日現在）



出典：高齢介護課「介護保険事業状況報告」

¹³ 一般的に、仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者。

¹⁴ 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】高齢者の就業や社会参加の機会拡大及び介護予防の促進 **重要施策**

高齢者が介護を必要とせず、生涯にわたって生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会拡大を図り、介護予防を促進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆介護予防を目的とした「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめ、「ふれあいなごやか（和やか）サロン¹⁵」など、市民主体の活動に対する支援に取り組みます。
- ◆各種教室や講座などの介護予防事業の実施を通じて、高齢者がいきがいをもって生活を営むことができる環境づくりに努めます。
- ◆高齢者の主体的な健康づくりが継続的に行われるよう、地域における介護予防活動のリーダーとなる人材の育成に取り組みます。
- ◆関係機関との連携・協力を通じて、高齢者が地域活動、生涯学習・スポーツ活動などに参加できるような環境づくりに努めます。
- ◆シルバー人材センターや老人クラブの円滑な運営を支援し、高齢者の就業や社会参加、生きがいにつながる機会の確保に努めます。

【展開方向2】高齢者が地域で安心して暮らすことができる環境づくり **重要施策**

介護や医療が必要になった場合でも、**高齢者が**住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域全体で高齢者の見守り、支えあいを行うことができる環境をつくりま

＜主な具体的取組＞

- ◆関係機関との連携・協力により、在宅医療と在宅介護に係るサービスを一体的に提供できる体制づくりを推進します。
- ◆関係機関だけではなく、地域住民などによる生活支援の仕組みを取り入れた地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- ◆高齢者及びその家族が各種サービスを正しく理解し、活用できるよう、分かりやすい情報提供に取り組みます。
- ◆判断能力が十分ではない高齢者の主体性や尊厳を守るため、権利擁護や成年後見¹⁶の取組を推進するなど、認知症ケアの向上を図ります。
- ◆ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、認知症家族、介護者などがいつでも気軽に相談でき、適切な支援につなげることができる仕組の整備を推進します。
- ◆介護保険制度の持続的・安定的な運用を図り、利用者ニーズに対する適正なサービスの提供に努めます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域で暮らす高齢者への見守り・声かけや安否確認、高齢者と地域との交流活動に積極的に参加します。
- 事業者は、地域で暮らす高齢者の見守りに協力します。
- 高齢者福祉に係る事業者は、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

¹⁵ 地域を拠点に住民の協働によって企画し内容を決め、共に運営していく、仲間づくり活動。

¹⁶ 認知症、知的障害、精神障害などの理由で、判断能力が不十分な方の権利と財産を守る制度。

<関連する個別計画>

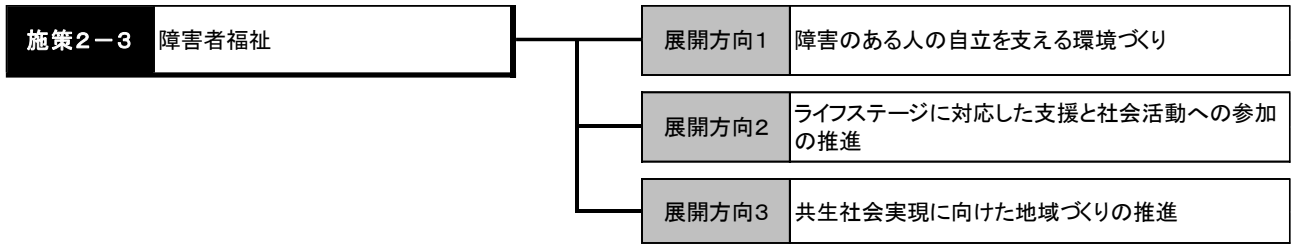
○東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

〔計画期間：令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）〕

施策2-3 障害者福祉

<施策の内容及び体系>

障害のある人に必要な支援を行い、誰もが障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として認められ、社会活動に参加することができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「障害者福祉」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「障害者福祉」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 平成28年(2016年)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が制定され、平成30年(2018年)から施行されました。同法では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための必要な見直し、障害児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことなどが規定されています。
- 平成30年度(2018年度)の当市における障害のある人の人数(障害のある人が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数)は、身体障害が2,675人、知的障害が741人、精神障害が805人となっています。
- これらを平成25年度(2013年度)と比べると、身体障害のある人が20人(0.8%)増、知的障害のある人が141人(23.5%)増、精神障害のある人が233人(40.7%)増となっています。今後、知的障害のある人及び精神障害のある人がさらに増加するほか、加齢に伴う身体機能の低下や疾病などが原因で、身体障害のある人に占める65歳以上の高齢者の割合が増加していくと予測されます。
- 近年、当市では障害のある人のうち、就労支援事業による支援を受けている人数が増加傾向で

推移しています。平成30年度（2018年度）に当該事業を経て一般就労に至った方は20人であり、平成25年度（2013年度）と比べて約7割（8人）増加しています。

<課題>

- 障害のある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、地域の関係機関との連携・協力のもと、障害の特性に応じたきめ細やかな支援に努める必要があります。【課題1】→展開方向1
- 障害の早期発見、幼児期や学齢期に必要な支援など、障害のある人の年齢に応じた様々な課題に対応するため、ライフステージに対応した支援に取り組む必要があります。また、障害のある人の社会参加を支援し、障害のある人が地域において活躍できるように努める必要があります。【課題2】→展開方向2
- 障害のある人もない人も暮らしやすい社会をつくるために、障害のある人とない方が分け隔てなく共生できる地域づくりをより一層積極的に推進する必要があります。【課題3】→展開方向3

図表 障害のある人の人数の推移（各年3月31日現在）

		身体障害者手帳交付数					愛の手帳 (知的 障害者) 交付数	精神障害 者保健福 祉手帳交 付数	
		総数	肢体 不自由	視覚 障害	聴覚 障害	言語 障害			内部 障害
平成25年度 (2013年度)	実数(人)	2,655	1,427	146	241	22	819	600	572
平成26年度 (2014年度)	実数(人)	2,655	1,414	145	244	23	829	628	631
	前年度増減率(%)	0.0	▲0.9	▲0.7	1.2	4.5	1.2	4.7	10.3
平成27年度 (2015年度)	実数(人)	2,663	1,410	152	252	22	827	668	673
	前年度増減率(%)	0.3	▲0.3	4.8	3.3	▲4.3	▲0.2	6.4	6.7
平成28年度 (2016年度)	実数(人)	2,645	1,387	152	260	20	826	700	707
	前年度増減率(%)	▲0.7	▲1.6	0.0	3.2	▲9.1	▲0.1	4.8	5.1
平成29年度 (2017年度)	実数(人)	2,682	1,381	159	274	22	846	727	757
	前年度増減率(%)	1.4	▲0.4	4.6	5.4	10.0	2.4	3.9	7.1
平成30年度 (2018年度)	実数(人)	2,675	1,361	160	283	24	847	741	805
	前年度増減率(%)	▲0.3	▲1.4	0.6	3.3	9.1	0.1	1.9	6.3
平成30年度(2018 年度)の対平成25年 度(2013年度)の増 減数及び増減率	増減数(人)	20	▲66	14	42	2	28	141	233
	増減率(%)	0.8	▲4.6	9.6	17.4	9.1	3.4	23.5	40.7

出典：障害福祉課資料

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】障害のある人の自立を支える環境づくり

障害のある人が、住み慣れた地域の中で、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることができるよう、必要なサービスを適切に受けられる環境をつくります。

<主な具体的取組>

- ◆障害のある人やその家族からの相談に応じる体制の強化を図るとともに、重度の障害や難病患者などにも対応できる相談支援体制の整備に努めます。
- ◆障害のある人の地域生活における課題の解決やニーズに対応するため、地域生活支援拠点の整備・充実など、地域の関係機関によるネットワークの構築を目指します。
- ◆障害のある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の整備や、障害のある人の日常生活の支援を推進します。
- ◆障害者福祉に関する各種手当の支給や医療費の助成を実施し、障害のある人の経済的自立を支援します。

【展開方向2】ライフステージに対応した支援と社会活動への参加の推進

障害のある人に対して、その年齢に応じた支援に取り組むとともに、障害のある人が地域で力を発揮できるよう、就労や生涯学習などを通じた社会参加を支援します。

<主な具体的取組>

- ◆障害のある子どもに対して、乳幼児期から就学時まで、発達段階に応じた継続的な支援に取り組めます。
- ◆障害のある人の一般就労の機会を拡大し、経済的に自立した生活を支援します。
- ◆障害のある人が生涯学習やスポーツ・レクリエーションなど多様な活動に取り組むことができる機会を設け、その社会参加を支援します。

【展開方向3】共生社会実現を目指した地域づくり

障害の有無に関わらず、誰もが地域で共に生きていけるよう、障害のある人や障害に対する偏見や差別、社会的障壁（バリア）の解消に取り組めます。

<主な具体的取組>

- ◆誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障害のある人への理解と関心を高めるための啓発・広報活動を推進します。
- ◆共生社会を支えるボランティア等の人材育成に取り組むとともに、地域の関係機関との連携を強化して、共生社会の実現に向けた環境の醸成に努めます。
- ◆障害のある人が安全かつ安心して生活し、社会参加できるよう、障害のある人に配慮した防災・防犯対策を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、障害のある人に対する理解を深め、地域社会の一員として交流を持つとともに、災害時などには効果的な支援ができる関係をつくれます。
- 事業者は、障害のある人の雇用拡大や労働環境の改善に努めます。
- 障害者福祉に係る事業者は、障害のある人の自立した生活を支援するため、各種福祉サービスの質の向上を図ります。

<関連する個別計画>

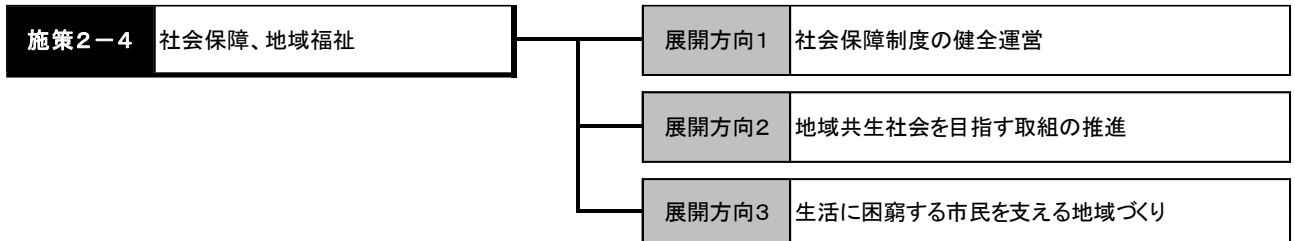
○第2次東大和市障害者総合プラン（第5次東大和市障害者計画、第6期東大和市障害福祉計画、第2期東大和市障害児福祉計画）

〔計画期間：令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）〕

施策 2-4 社会保障、地域福祉

< 施策の内容及び体系 >

市が関わる社会保障制度を適切かつ効果的に運営するとともに、地域社会における支え合いを推進して、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます



< 成果指標 >

指標名	現状値	目指す方向
「社会保障、地域福祉」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「社会保障、地域福祉」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

< 現状と課題 >

< 現状 >

- 国民健康保険は、加入者（被保険者）の年齢構成が高く、また、一人当たりの医療費が高いなどの構造的な問題を抱えており、その解決のため、平成30年度（2018年度）に国による制度改革が実施されました。財政運営の責任主体が市町村から都道府県へ移管されましたが、国民健康保険への加入・脱退の受付や、国民健康保険税の算定、賦課、保険給付の業務は、引き続き市町村が担っています。
- 当市を含めた首都圏の地方自治体の多くが、国民健康保険税負担を抑制するため、一般会計からの補填を行っており、このことが給付と負担の均衡を逸する要因として、国からその解消を求められています。
- 当市では、より効果的な保健事業を推進するため、平成30年（2018年）に「東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画（計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度））」等を策定し、国民健康保険被保険者の健康の保持・増進や医療費の適正化に取り組んでいます。
- 近年、当市では、少子高齢化の進展や単身世帯の増加などにより、地域コミュニティの希薄化が進む中、地域で見守り活動を行う民生委員・児童委員への期待が高まる一方、相談業務の負担が増していることなどを理由に、民生委員・児童委員の担い手不足の状態が続いています。
- 平成25年度（2013年度）と平成30年度（2018年度）の生活保護受給世帯数（被保護世帯数）を保護の種類別にみると、介護扶助が205世帯から294世帯と約1.4倍（8

9世帯増)、医療扶助が1,045世帯から1,164世帯と約1割(119世帯増)増加しており、高齢化の進展の影響が伺えます。

<課題>

- 加入者の高齢化や医療の高度化などに伴い、今後、一人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険や後期高齢者医療制度¹⁷など、各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、多様な保健事業の実施などに継続して取り組む必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 社会・経済情勢等の変化により、80・50問題¹⁸など、地域において市民が抱える問題は複雑化しており、市民のニーズに柔軟に対応することができるよう、市の相談窓口での対応力を高めるとともに、包括的な支援体制を構築する必要があります。**【課題2】→展開方向2**
- 民生委員・児童委員の担い手不足の解消に向け、民生委員・児童委員の活動内容を広く市民に周知するための取組や活動の負担軽減に向けた支援体制の強化などを図る必要があります。あわせて、今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、地域における支え合い(共助)の領域の拡大に努める必要があります。**【課題2】→展開方向2**
- 生活に困窮する市民の生活の安定と自立を図るために、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援に努めるとともに、生活保護制度の適正な運営、生活保護世帯の自立の助長を図る必要があります。**【課題3】→展開方向3**

図表 保護種類別の生活保護受給世帯数の推移

		平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
生活扶助	実数(世帯)	1,067	1,083	1,113	1,131	1,154	1,159
	増減率(%)	—	1.5	2.8	1.6	2.0	0.4
住宅扶助	実数(世帯)	1,078	1,097	1,139	1,152	1,178	1,172
	増減率(%)	—	1.8	3.8	1.1	2.3	▲0.5
教育扶助	実数(世帯)	109	102	96	94	97	92
	増減率(%)	—	▲6.4	▲5.9	▲2.1	3.2	▲5.2
介護扶助	実数(世帯)	205	218	237	247	274	294
	増減率(%)	—	6.3	8.7	4.2	10.9	7.3
医療扶助	実数(世帯)	1,045	1,069	1,100	1,142	1,164	1,164
	増減率(%)	—	2.3	2.9	3.8	1.9	0.0

出典：生活福祉課資料

¹⁷ 75歳以上(一定の障害がある方は65歳以上)の方を対象とする医療保険であり、現状、その運営は都内全ての市区町村が加入する「東京都後期高齢者医療広域連合」が行っている。

¹⁸ 80歳代前後の親が50歳代のひきこもりの子どもを養っている状況を指す問題であり、経済的困窮、病気や介護、社会的な孤立等の複合的な問題によって、親子共倒れになる可能性が指摘されている。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】社会保障制度の健全運営

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的・安定的な運用を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆国民健康保険被保険者の健康保持・増進のため、特定健康診査の受診率向上やリスク別に対象者を絞った保健事業、重症化予防に重点を置いた保健事業の実施に取り組みます。
- ◆国民健康保険制度を共に運営している東京都と一体となって、医療費の適正化や保険税率の適切な見直しを図ることで、制度の持続的・安定的な財政運営に取り組みます。
- ◆後期高齢者医療制度被保険者の健康保持・増進のため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組みます。
- ◆後期高齢者に対する疾病予防と生活機能維持を図るとともに、フレイル¹⁹などの心身の多様な課題に対応するため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に取り組みます。
- ◆国民年金制度に対する理解と啓発に努め、広報の充実や丁寧な相談業務に取り組みます。

【展開方向2】地域共生社会を目指す取組の推進

高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての市民が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、取組を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域包括ケアシステムや地域コミュニティづくりなど、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を図ります。
- ◆80・50問題など、市民が抱える複雑な事情に対応できるよう、相談者の属性や世代に関わらず、包括的な相談を受け止めるための重層的相談支援体制の整備に取り組みます。
- ◆民生委員・児童委員の活動に対する支援の強化などを通じて、地域における支え合いの領域の拡大に取り組みます。
- ◆社会福祉協議会やボランティア活動団体など、地域主体の福祉活動に取り組んでいる関係機関との連携強化を図ります。

【展開方向3】生活に困窮する市民を支える地域づくり

生活に困窮する市民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら支援します。

＜主な具体的取組＞

- ◆「東大和市暮らし・しごと応援センターそえる」を窓口として、関係機関と連携して生活に困窮する方の自立に向けた支援に取り組みます。
- ◆生活保護制度の適正な運営を図りながら、生活保護の受給世帯が健康で安定した生活を送ることができるよう、必要な支援に取り組みます。
- ◆生活保護受給世帯の自立を助長するため、ケースワーカーや就労支援員等との連携・協力による就労支援を推進します。

¹⁹ 加齢によって、心や体の働きや社会的なつながりが弱くなった状態。そのまま放置すると、要介護状態になる可能性がある。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の福祉活動に取り組んでいる関係機関や民生委員・児童委員に対する理解を深め、その活動に協力します。
- 事業者は、地域の福祉活動への主体的な参加に努めます。

<関連する個別計画>

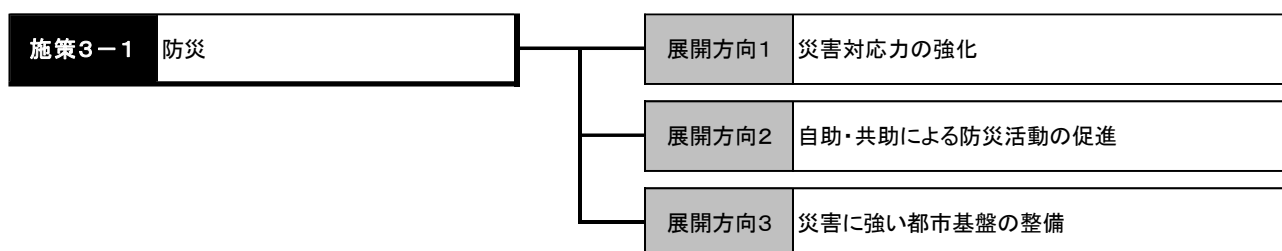
- 東大和市国民健康保険第2期データヘルス計画
〔計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）〕
- 東大和市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画
〔計画期間：平成30年度（2018年度）～令和5年度（2023年度）〕
- 第6次東大和市地域福祉計画
〔計画期間：令和3年度（2021年度）～令和8年度（2026年度）〕

基本施策3 安全・安心で利便性が高いまちづくり

施策3-1 防災

<施策の内容及び体系>

自助・共助・公助の理念のもとに、それぞれの主体がその役割を果たし、自然災害などから多くの生命や財産を守ることができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「防災」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「防災」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 内閣府の中央防災会議が平成25年(2013年)にまとめた報告書によれば、過去に発生した地震の発生間隔を考慮すると、**同年からの30年間でマグニチュード7クラスの首都直下地震が発生する確率は70%と予想されています。**
- 近年、全国的に広域かつ甚大な風水害が頻発している中、内閣府の「令和2年版防災白書」では、国民一人ひとりが災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災のための具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」、「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要としています。
- 国では、**大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを構築するため、防災・減災等に資する取組として「国土強靱化」を推進しています。**
- 当市では、地震、台風等の災害に備え、避難所など避難に必要な情報を地図上に示した「東大和市防災マップ」、各地区別の防災上の課題や東京都内での地域危険度ランク等を掲載した「防災地区カルテ」、河川の氾濫等による浸水害及び土砂災害が発生した場合に予想される範囲やその程度、避難所等を示した「東大和市浸水・土砂災害ハザードマップ」を通じ、平時から市

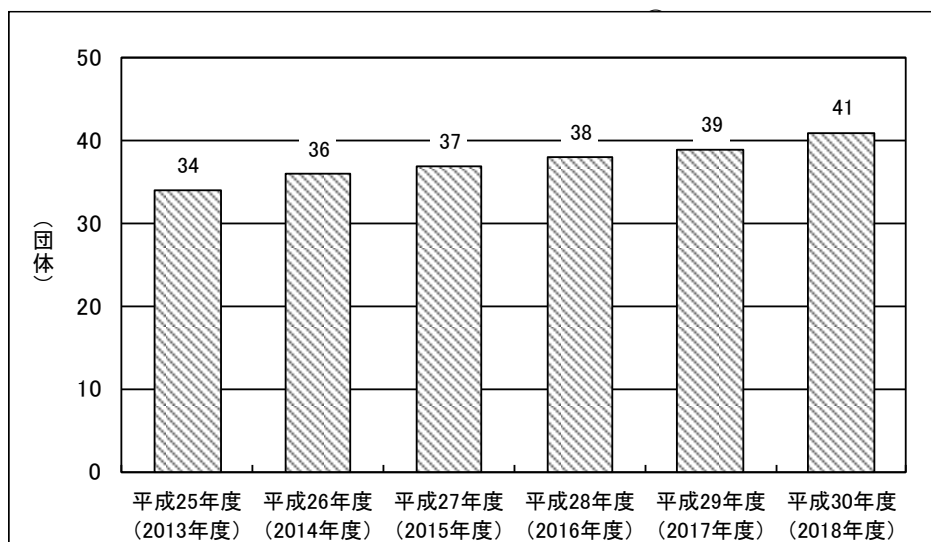
民の「防災・減災」に対する意識の啓発に努めているほか、防災関係機関・団体との各種災害協定の締結を推進しています。

- 地域の住民が協力して自発的に組織し、共助の中心的な役割を担っている自主防災組織は、平成25年度（2013年度）以降、組織数が増加傾向で推移しており、平成30年度（2018年度）には41団体、平成25年度（2013年度）の34団体と比べて約2割（7団体）増加しています。

<課題>

- 今後、高い確率での発生が予想されている首都直下地震や、平成31年（2019年）に市内の一部が土砂災害警戒区域に指定されたことなどを踏まえ、いつどこで起きるのかわからない災害時の被害を最小限に食い止めるために、市の災害対応力を強化する必要があります。【課題1】→展開方向1
- 市民にとって最も身近な消防機関である消防団について、定員に満たない状態が続いているため、消防団の魅力に関する情報発信等を通じて、加入者の増加に取り組む必要があります。【課題2】→展開方向1
- 「自助²⁰」、「共助²¹」の理念に基づいた防災活動を推進し、市民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや災害時に助け合いに取り組むことができる、災害に強い地域づくりに努める必要があります。【課題3】→展開方向2
- 令和3年度（2021年度）に、国土強靱化に関する市町村の計画として、第五次基本計画と整合を図りつつ、第五次基本計画と並列に位置付けられる計画として策定する「東大和市国土強靱化地域計画」に基づき、災害から市民の生命や財産を守るための都市基盤の整備に努める必要があります。【課題4】→展開方向3

図表 自主防災組織の組織数の推移



出典：防災安全課資料

²⁰ 家庭で日頃から災害に備えたり、災害時には事前に避難したりするなど、自分で守ること。

²¹ 地域の要配慮者の避難に協力したり、地域の方々と消火活動を行ったりするなど、周りの人たちと助け合うこと。

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】災害対応力の強化 **重要施策**

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確な初動活動や復旧活動が展開できるよう、市の災害対応力の強化を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民の防災意識の向上や災害発生時の避難所の円滑な運営などを目的として、関係機関や市民との協力体制の確立に重点を置いた**訓練**を定期的を実施します。
- ◆飲料水、食料及び生活必需品の**備蓄を市民に呼びかける**とともに、要配慮者や女性・子どもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保と**避難所の整備**に努めます。
- ◆災害発生に備え、職員間の通信手段の確保や市民への情報発信体制の強化に努めるとともに、災害発生時には、様々な情報通信手段を駆使して災害情報を迅速かつ確実に提供します。
- ◆災害発生に備え、医療関係機関との協力体制を強化するとともに、災害発生時には、**関係機関と連携**を図りながら医療救護活動を迅速に行います。
- ◆災害が発生した場合でも、市民生活を早期に再建することができるよう、がれきや災害廃棄物の速やかな処理に努めます。
- ◆消火栓や防火水槽などの消防水利施設の適切な維持管理及び設置の指導に取り組むとともに、消防団詰所の改築や消防ポンプ自動車の更新を計画的に推進します。
- ◆消防団の魅力に関する情報発信などを通じて、消防団員の確保に努めます。

【展開方向2】自助・共助による防災活動の**推進**

市民一人ひとりの防災意識の向上と主体的な防災行動に結びつくよう、自助・共助に根ざした地域防災活動を**推進**します。

＜主な具体的取組＞

- ◆防災マップ、浸水・土砂災害ハザードマップの配布、災害対策や防災情報の市公式ホームページへの掲載などを通じ、市民の防災意識の向上を図ります。
- ◆自主防災組織の結成に対する働きかけを実施するとともに、各機関と連携した自主防災組織の活動支援などを推進します。
- ◆今後、高齢化の進展などに伴い増加が見込まれる、災害時に迅速な行動をとることが困難な方々が、地域の中で効果的な支援を受けられる体制づくりを推進します。
- ◆自治会等が実施している**防災訓練**に消防団が積極的に参加し、地域の防災意識の**向上**に努めます。

【展開方向3】災害に強い都市基盤の**整備**

地震や風水害などの災害から市民の生命や財産を守るため、災害に強い都市基盤を整備し、**国土強靱化**を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆公園・緑地などを防災活動の拠点として利用できるよう、災害時のオープンスペースの確保に努めます。
- ◆建築物所有者が耐震診断や耐震改修などに主体的に取り組めるよう、必要な情報の提供を通じた意識啓発に取り組みます。
- ◆雨水の地下への浸透などを促進し、水環境の保全や雨水の流出抑制を図るため、雨水浸透施設

(雨水浸透ます) の設置を促進します。

- ◆東京都や関係市と連携しながら、浸水被害を軽減するために、空堀川流域の南部地域の広域的な流域雨水幹線整備に取り組みます。
- ◆広域雨水幹線整備に合わせて、広域雨水幹線に接続する公共下水道雨水整備に取り組みます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の災害リスクを正しく認識し、家庭でできる備蓄や家具転倒の防止策等を行うとともに、地域社会の一員として防災活動に積極的に参加します。
- 事業者は、災害時における顧客や従業員の安全確保に努めるとともに、行政との協働を推進し、災害時協力協定の締結や帰宅困難者対策への支援を行います。

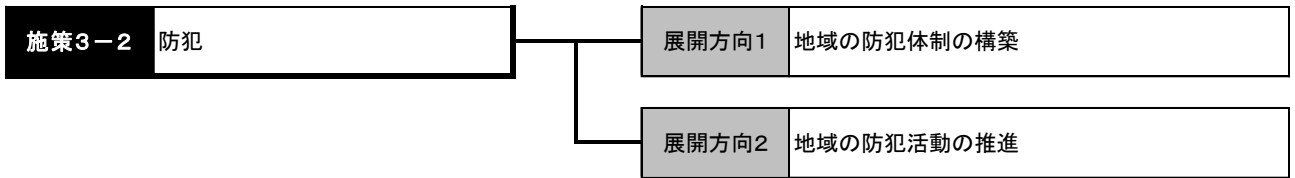
<関連する個別計画>

- 東大和市地域防災計画
〔令和2年（2020年）修正〕
- 東大和市耐震改修促進計画
〔平成27年（2015年）改定〕

施策3-2 防犯

<施策の内容及び体系>

市民の防犯意識の向上や、地域ぐるみで犯罪を未然に防止できる環境づくりなどの防犯対策に取り組み、誰もが安全で、安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「防犯」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「防犯」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

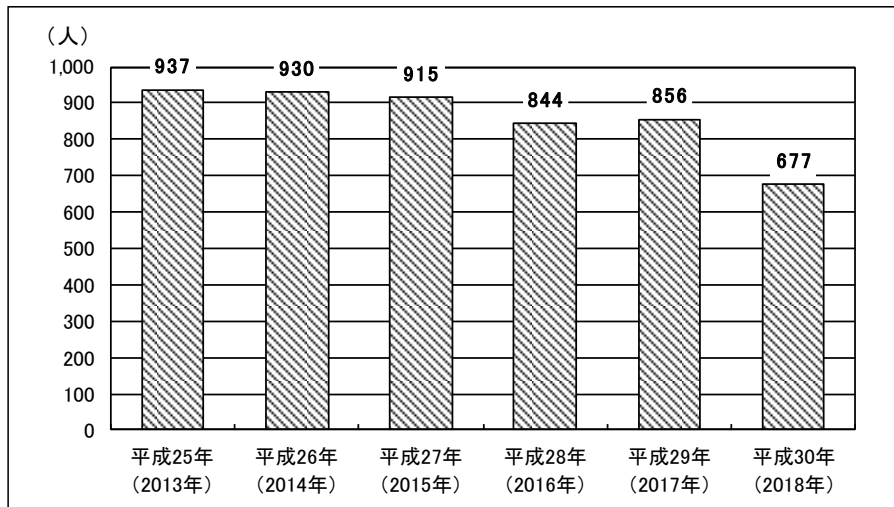
- 「東大和市生活安全条例」に基づき、市民の身体及び財産を犯罪から守るための活動促進と環境の整備を具体的に推進するため、平成24年(2012年)に「市民の安全のための指針」を策定し、安全・安心のまちづくりに取り組んでいます。
- 平成26年(2014年)以降、当市の刑法犯罪の発生状況は、概ね一貫して前年を下回っており、平成30年(2018年)では677件、平成25年(2013年)の937件と比べて約3割(260件)減少しています。犯罪種別にみると、いずれの年次も窃盗犯が最も多く、全体の74.2~81.0%を占めています。
- 現在、当市では、子どもたちの安全を確保するための青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や、不審者情報などの情報を登録者にメールで送信する安全安心情報送信サービスの提供などにより、防犯対策を実施しています。

<課題>

- 「令和2年警察白書」によると、令和元(2019年)中の特殊詐欺の認知件数と被害額はいずれも前年より減少したものの、特殊詐欺の被害者は、高齢者が約8割を占め、今後ますます高齢者人口の割合が増えていく中、特殊詐欺等の被害防止は、喫緊の課題であるとしています。
【課題1】→展開方向1・2
- 市民が犯罪の被害者とならないようにするため、市の防犯対策事業の強化を図るとともに、学校や地域など関係機関との連携・協力のもと、地域ぐるみによる防犯体制の構築を図る必要があります。**【課題1】→展開方向1**

- 市民の防犯意識を高め、市民の地域による自主的な防犯活動を推進するため、市内における犯罪の発生情報等を市民に対して迅速に提供するとともに、市民の防犯活動に対する支援に努める必要があります。【課題2】→展開方向2

図表 刑法犯罪発生状況の推移



年次	実数(人)	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	うち乗物盗	風俗犯	知能犯	その他
平成25年 (2013年)	937	8	35	695	476	2	40	157	
平成26年 (2014年)	930	7	25	692	409	3	39	164	
		▲ 0.7	▲ 12.5	▲ 28.6	▲ 0.4	▲ 14.1	50.0	▲ 2.5	4.5
平成27年 (2015年)	915	1	25	705	437	2	41	141	
		▲ 1.6	▲ 85.7	0.0	1.9	6.8	▲ 33.3	5.1	▲ 14.0
平成28年 (2016年)	844	5	26	640	377	1	42	135	
		▲ 7.8	400.0	4.0	▲ 9.2	▲ 13.7	▲ 50.0	2.4	▲ 4.3
平成29年 (2017年)	856	2	19	693	457	4	34	104	
		1.4	▲ 60.0	▲ 26.9	8.3	21.2	300.0	▲ 19.0	▲ 23.0
平成30年 (2018年)	677	2	28	511	329	6	45	85	
		▲ 20.9	0.0	47.4	▲ 26.3	▲ 28.0	50.0	32.4	▲ 18.3

出典：東大和警察署、防災安全課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】地域の防犯体制の構築

子どもから高齢者に至るまで、市民が犯罪に巻き込まれることのないよう、市民、関係団体、関係行政機関等との連携・協力のもと、地域ぐるみによる防犯体制の構築に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆青色回転灯パトロールカーによる市内巡回や地域コミュニティによる見守り活動の促進を図ります。
- ◆警察、地域で活動する防犯団体（自治会、自主防犯組織等）、学校などとの連携・協力により、地域の児童・生徒の安全確保を図ります。

【展開方向2】地域の防犯活動の推進

市民が被害者となる犯罪を未然に防止するため、市民の防犯意識の向上と、市民や地域による自主的な防犯活動を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆防犯に関する各種啓発事業や、市民に対する犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供により、市民一人ひとりの防犯意識の高揚に努めます。
- ◆地域の自主的な防犯活動を促進するため、市民が自主的に組織し、防犯活動を行う自主防犯組織に対して、防犯活動用品の支給など必要な支援を行います。
- ◆地域における自主的な防犯活動の推進に資するため、市民の防犯活動への参加促進や防犯灯の設置などを進めます。

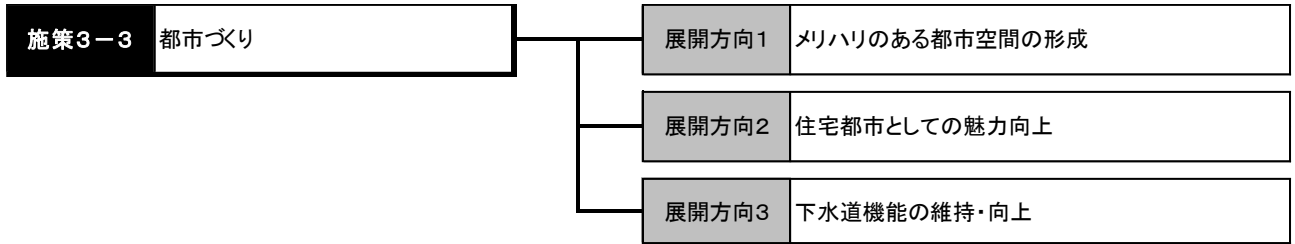
市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、自らの安全を確保するために必要な措置を講じるとともに、地域でお互いに協力し合って安全・安心なまちづくりに向けた自主的活動に取り組みます。
- 事業者は、市民と協力して地域の安全を確保するために必要な措置を講じます。

施策3-3 都市づくり

<施策の内容及び体系>

社会・経済情勢の変化に対応した市街地の整備・更新を推進するとともに、街並みが美しく、良質な住環境づくりに取り組み、快適で魅力的なまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「都市づくり」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「都市づくり」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 平成27年（2015年）に改定した「東大和市都市マスタープラン²²」では、都市づくり²³の理念として「多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現」を掲げ、東大和市駅周辺をはじめとする6地点を「生活心²⁴」とした新たな都市構造を示すとともに、より快適な「住宅都市」の実現に向けて、各地区の特性に応じた地域地区指定や地区計画等を活用した都市空間の形成に取り組むこととしています。
- 急激な人口減少と高齢化を迎える中であっても、健康で快適な生活環境を維持していくためには、財政面や経済面において持続可能な都市経営を進めることが必要です。このような背景のもと、平成26年（2014年）に都市再生特別措置法が改正され、都市全体の構造を見渡しながらか、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関する施設の立地を誘導すべき区域を定める立地適正化計画を市町村が作成できる旨が規定されました。
- 近年、全国的に、小さな街区で空家・空地等の低未利用地が不規則に発生する「都市のスポン

²² 都市計画法第18条の2の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、用途地域等の指定や都市施設整備といった具体的な都市計画等の指針となるよう、市の都市づくりの将来像を描いたもの。

²³ 市全体の視点でとらえて、主にハード的手法によって都市整備分野の施策を進める場合に用いる用語。

²⁴ 交通、商業、業務、文化、福祉などの機能が充実した、人々の多様な活動や交流の場となる地区であり、身近な生活圏の中心となる地区。

ジ化」が進行しており、生活利便性の低下や治安・景観の悪化等を招き、地域の価値、魅力の低下等が生じています。

<課題>

- 当市の人口がすでに減少局面を迎えているなか、引き続き、都市経営コストの効率化を図りながら、快適な都市生活や活発な都市活動を支える機能的かつ効率的な地域構造を構築していくことがこれまで以上に重要になります。**【課題1】→展開方向1・2**
- 今後、少子高齢化と人口減少が進展する中であっても、将来にわたって地域社会の活力を維持するために、駅周辺などに生活に必要な機能を集積させるなど「集約型の地域構造」への再編について、検討する必要があります。**【課題2】→展開方向1**
- 今後、本市においては、令和元年度（2019年度）に実施した空家の実態調査の結果を踏まえた上で、各種関係団体との連携・協力体制の構築等により、空家の発生を抑制するとともに、空家の適正管理及び利活用を促進する必要があります。**【課題3】→展開方向2**
- 本市では、令和6年度（2024年度）頃から、標準耐用年数である建設後50年を経過する下水道施設が増加する見込みです。将来的な人口動向などの状況を十分に踏まえながら、既存の下水道施設の計画的かつ効率的な更新を推進する必要があります。**【課題4】→展開方向3**

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】メリハリのある都市空間の形成 **重要施策**

当市の**特長**である緑豊かな自然環境を維持・保全しつつ、少子高齢化と人口減少が進展する中においても賑わい、交流、活力のあるまちづくりを進めるために、メリハリのある都市空間の形成を目指していきます。

＜主な具体的取組＞

- ◆ 駅周辺や大規模団地の創出用地などを拠点（以下「拠点」といいます。）として、都市機能や居住機能の集積を図ることで、賑わいのある魅力的な街づくり²⁵を進めます。
- ◆ 拠点においては、事業者との積極的な連携により商業、医療、福祉、公共施設、住宅などの機能の集積を目指し、土地利用の高度化などの都市計画手法の活用を検討するとともに、拠点の周辺においても、地域の課題解決に向けて拠点と連携した街づくりを進めていきます。
- ◆ 公共施設の再編とあわせた街づくりを検討します。

【展開方向2】住宅都市としての魅力向上 **重要施策**

街並みが整い、水や緑を感じることができると感じるまちの魅力を生かして、定住人口の増加を目指し、住みたい・住み続けたいと思える住環境を維持・整備していきます。

＜主な具体的取組＞

- ◆ 地区計画の活用や市街地に点在する生産緑地の保全などにより良好な住環境の形成に努めます。
- ◆ 子育て世代などが定住しやすい居住の仕組づくりを検討します。
- ◆ 空家の発生予防、適正管理、流通促進、利活用などを推進するための仕組づくりを検討します。

【展開方向3】下水道機能の維持・向上

下水道を取り巻く環境の変化に対応し、下水道事業を安定的に経営するために、経営基盤の強化に取り組みます。また、下水道機能の維持・向上に取り組み、市民が快適で住みやすいまちづくりを推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆ これまでに整備した下水道施設の計画的な維持管理と改築更新を図るため、長期的な視点で下水道施設全体の最適化を図る公共下水道ストックマネジメント²⁶を推進します。
- ◆ 将来にわたって持続可能な下水道サービスを提供するため、事業の効率化などを適宜検討するなど、下水道事業の経営の健全化を図ります。

²⁵ 「まちづくり」が、ハード的手法とソフト的手法を組み合わせ、都市整備分野以外の施策を含め総合的に整備や充実を図る場合に用いる用語であるのに対し、「街づくり」は、地域や地区レベルで、ソフト的手法を含みつつ主にハード的手法によって整備を進める場合に用いる用語。

²⁶ 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、良好な住環境の維持・保全など、市との協働によるまちづくりに主体的に取り組めます。
- 事業者は、都市マスタープランや地区計画などを踏まえ、地域の特性に応じた適切な土地利用に努めます。

<関連する個別計画>

- 東大和市都市マスタープラン（改定）
〔計画期間：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度）〕
- 東大和市下水道総合計画
〔計画期間：平成23年度（2011年度）～令和22年度（2040年度）〕
- 東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画
〔平成31年（2019年）策定〕
- 東大和市空家等対策計画
〔令和5年（2023年）策定予定〕

施策3-4 道路、公共交通

<施策の内容及び体系>

地域の特性を踏まえ、良好な道路環境や交通環境とするための取組を推進し、誰もが安全で快適に移動することができるまちづくりを進めていきます。

施策3-4 道路・交通

展開方向1 誰もが利用しやすい道路環境の整備

展開方向2 交通安全対策の推進

展開方向3 持続可能な公共交通ネットワークの構築

<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「道路、公共交通」施策に対する市民の満足度 （市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「道路、公共交通」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 都市の骨格を形成する重要な道路として都市計画決定した「都市計画道路」は、平成31年（2019年）3月末現在、総延長27.41kmであり、このうち施行済延長は19.57km、施行率は71.4%となっています。一方、市民の日常生活に身近な生活道路である市道は、平成31年（2019年）4月1日現在、実延長209.365km、このうち改良済延長は163.009km、改良率は77.9%となっています。
- 「令和2年警察白書」によると、令和元年（2019年）中の高齢者の交通事故による死者数は1,782人と死者数全体の55.4%を占め、また、これを状態別にみると、歩行中が46.0%、自動車乗車中が31.0%、自転車乗用中が16.8%となっています。
- これまで本市では、交通事故の発生と死傷者数を最大限抑制することを目標に、「高齢者の交通安全の確保」、「自転車の安全利用の推進」、「二輪車の安全対策の推進」、「飲酒運転の根絶」を重点課題として掲げ、交通安全対策の総合的な推進に取り組んでいます。
- 現在、本市ではコミュニティバスとして「ちょこバス」を運行しています。当バスは、鉄道や既存バス路線を補完し、大型の路線バスが通行できない住宅地や既存のバス路線から外れた地域等をルートとしており、上北台駅を起終点とする「循環ルート」と、東大和市役所を起終点とする「往復ルート」の2ルートで運行しています。
- 本市では、市民（地域）、運行事業者、市が協働し、持続可能な地域交通を構築することを目指

し、平成27年度（2015年度）に「東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン」を策定し、同ガイドラインに基づき、令和2年（2020年）には、湖畔地域でコミュニティタクシーの試行運行を実施しました。

<課題>

- 今後も必要な都市計画道路の整備に取り組むとともに、既存の道路については、老朽化の実態や過去の整備・修繕状況等を踏まえつつ、不具合を未然に防止できるよう、計画的な点検・修繕等を行う必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 高齢者や障害のある人を含むすべての人が安全で快適に移動できる道路（歩行者）空間を確保するため、ネットワークとなるような市道の整備を推進するとともに、歩道幅員が狭い路線について、バリアフリー化とあわせて歩道の拡幅を行う必要があります。**【課題2】→展開方向1**
- 今後も引き続き、高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者はもとより、すべての市民を交通事故から守ることができるよう、警察などの関係機関との連携・協力を図りながら、総合的な交通安全対策を強力かつ計画的に推進していく必要があります。**【課題3】→展開方向2**
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式の変化や人口動態を考慮すると、今後、公共交通を取り巻く環境が大きく変化していくことが予測されるため、公共交通事業者との連携・協力のもと、持続可能な公共交通ネットワークを構築していく必要があります。**【課題4】→展開方向3**

＜施策の展開方向＞＝ 市の役割

【展開方向1】誰もが利用しやすい道路環境の整備

都市計画道路の整備と生活道路の改良を進めながら、すでに整備を完了した道路については、適正な維持管理に努めます。また、高齢者や障害者を含むすべての人が安全でかつ快適に移動できるよう、道路環境の維持・向上を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆都市計画道路は、市民生活や都市活動を支える最も基本的な都市基盤の一つであるため、今後必要な整備を促進します。
- ◆生活道路は、人と車の共存が基本であるため、歩行者や自転車利用者が安全に通行できるよう、幅員確保や自転車通行空間の整備などに努めます。
- ◆駅利用者や駅周辺で暮らす市民にとって快適な環境となるよう、駅周辺については、**無電柱化**や**放置自転車対策**などの環境整備に取り組みます。
- ◆既存の道路や橋梁の老朽化対策に取り組むとともに、車両や歩行者、自転車利用者が安全かつ快適に通行できるよう、適正な道路や橋梁の維持管理に努めます。

【展開方向2】交通安全対策の推進

交通事故などの交通災害から市民の生命・身体を守り、安全で安心な生活環境を確保するための交通安全対策を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆学校、保護者及び関係機関と連携しながら、通学路の安全点検を実施し、子どもたちが安全に通学できる環境づくりに努めます。
- ◆高齢者の交通事故による死傷者数を減らすための道路環境整備や教育・啓発活動を推進します。
- ◆自動車などを運転する高齢者を対象に、身体機能の特性等を考慮した交通安全教育を推進し、高齢運転者による交通事故の減少に取り組みます。
- ◆自転車が関与する交通事故を減らすため、交通安全教室や広報啓発活動などを通じて、自転車利用者の交通ルールとマナーの向上に取り組みます。

【展開方向3】持続可能な公共交通ネットワークの構築

誰もが安全で快適に移動できることを目指して、市民、事業者及び市の協働により、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆拠点における都市機能や居住機能の集積など都市づくりの進捗状況に応じ、公共交通事業者と連携し公共交通ネットワークのあり方を検討します。
- ◆コミュニティバスは、基幹的路線として利便性の向上や利用の促進に努めるとともに、利用状況等に応じて運行の見直しを検討します。
- ◆公共交通サービスから物理的に離れている地域において、地域が主体となってその地域に相応しいコミュニティ交通のあり方について検討し、地域交通を持続可能なものとして運行できるよう取組を進めます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、安全で快適な移動空間を確保できるよう、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践します。
- 市民は、公共交通は利用されることで支えられ持続しているという認識を持ち、過度な自家用車の利用を控え、公共交通機関を積極的に利用します。
- 公共交通事業者は、自らが提供する公共交通サービスの質の向上に努めます。

<関連する個別計画>

○東大和市都市マスタープラン（改定）

〔計画期間：平成27年度（2015年度）～令和6年度（2024年度）〕

○東大和市コミュニティバス等運行ガイドライン

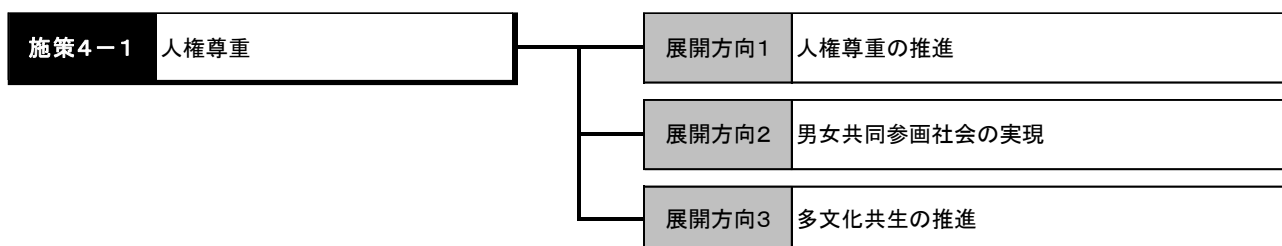
〔平成28年（2016年）策定〕

基本施策 4 心豊かに暮らせるまちづくり

施策 4-1 人権尊重

<施策の内容及び体系>

市民の人権が守られ、誰もが性別、国籍、文化などの違いにとらわれることなく、地域社会の一員として尊重されるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「人権尊重」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「人権尊重」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 当市では、市民の人権意識の啓発を目的として、毎年12月の人権週間において、パネル展示等を実施しています。
- 令和3年(2021年)に、男女共同参画社会の実現を総合的・計画的に推進するため、「第三次東大和市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進しています。
- 令和2年(2020年)1月1日現在、当市の外国人の市民の人数は1,185人であり、平成27(2015)年の1,074人と比べて約1割(111人)増加しています。現在、当市では、日本語及び外国語の会話が堪能な市民に外国語通訳交流員として登録していただき、市が実施する事業等で外国語通訳が必要な時に派遣しています。

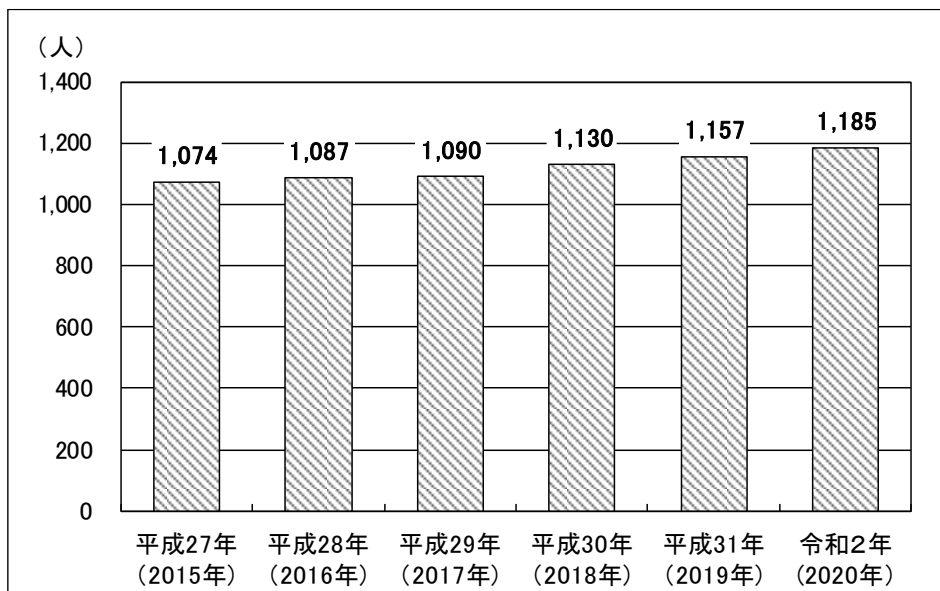
<課題>

- 今後、人権尊重のまちづくりを推進するため、市民の人権意識の啓発をより効果的な手法により行うとともに、人権侵害行為である暴力の根絶や配慮が必要な人に対する支援に取り組む必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 市民が職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において男女共同参画の意義を認識し、行動することができるよう、男女平等の意識づくりに努める必要があります。また、男女を問わず

市民がより一層仕事と家庭を両立しやすい環境をつくるため、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組む必要があります。【課題2】→展開方向2

- 外国人の市民の増加が予想される中、国籍や言語などの違いを超えて、全ての市民が地域の中で共生できる社会の実現に向けて、外国人の文化や生活習慣等を理解するための取組や外国人向けの情報提供などに努める必要があります。【課題3】→展開方向3

図表 外国人の市民の推移（各年1月1日現在）



出典：市民課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】人権尊重の推進

市民一人ひとりがお互いの個性を尊重し、認め合う人権尊重を推進し、誰もが自分らしく、幸せに暮らすことができる環境づくりに努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆ 様々な手段や機会を活用しながら、市民一人ひとりの人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図ります。
- ◆ ハラスメント²⁷やドメスティック・バイオレンス²⁸の発生防止、障害、性的指向や性自認（SOGI）²⁹等を理由とする差別・偏見等の解消など、市民の人権を守るための活動を推進します。

【展開方向2】男女共同参画社会の実現

男女を問わずすべての人々が、性別によらず職場、家庭、地域社会などのあらゆる分野において平等な立場で参画し、その個性と能力を發揮し、協力し合える男女共同参画社会の実現を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆ 男女共同参画社会の理念の普及を図るため、市民の男女共同参画に対する理解と関心を高める活動を推進します。
- ◆ 固定的な性別役割分担意識や性別による機会の不公平等の解消に向けて、意識啓発活動や教育活動などに取り組み、ジェンダー³⁰平等の実現を目指します。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスに関する意識づくりや環境整備を推進します。

【展開方向3】多文化共生の推進

国籍や言語などの違いを超えたすべての市民が、お互いの国の文化や習慣を理解し合い、地域の中で共生できる多文化共生を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆ 学校教育や生涯学習などを通して、外国の歴史や文化などを知り、学ぶための機会の拡充に努めます。
- ◆ 外国人市民への偏見や差別をなくし、多文化共生に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ◆ 外国人市民への多言語による行政情報の提供や、外国人市民からの相談に対応するための相談体制の整備に努めます。

²⁷ 職場、学校、家庭などの様々な場面で発生する、弱い立場の相手に嫌がらせなどをする行為。

²⁸ 配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力。

²⁹ 性的指向（Sexual Orientation＝どのような性別の人を好きになるか）や性自認（Gender Identity＝自分が認識している自分自身の性別）の頭文字をとって、異性愛の人などを含めすべての人が持っている属性のこと。

³⁰ 生物学的意味合いからみた男女の性区別をセックスと呼ぶのに対して、社会的・文化的意味合いからみた男女の性区別のこと。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、一人ひとりが基本的な人権の重要性を認識するとともに、性別や文化の違いや多様性を尊重します。
- 事業者は、従業員の人権や多様性に対する意識を尊重し、ハラスメントの防止やワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

<関連する個別計画>

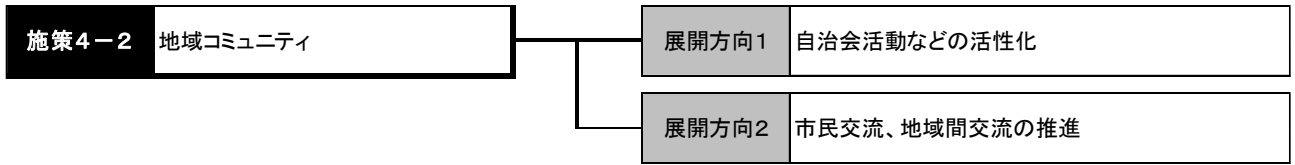
○第三次東大和市男女共同参画推進計画

〔計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）〕

施策4-2 地域コミュニティ

<施策の内容及び体系>

地域におけるコミュニティ活動や文化活動など、市民による自主的で主体的な活動を推進し、地域の中で市民同士がつながり合い、協力し合うまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「地域コミュニティ」施策に対する市民の満足度 （市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「地域コミュニティ」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

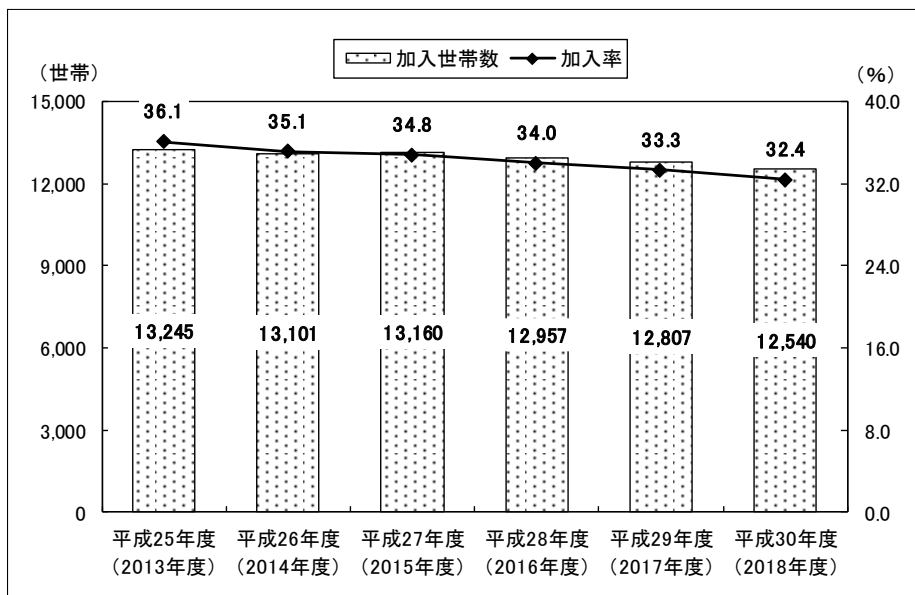
<現状>

- 自治会等の地域活動は、住民が生活する地域において、安全・安心かつ円滑で豊かな暮らしを送るために重要な要素の一つです。近年、当市の自治会加入世帯数は、平成25年度（2013年度）の13,245世帯から平成30年度（2018年度）の12,540世帯と5.3%（705世帯）減、また、自治会への加入率も36.1%から32.4%の3.7ポイント減となっており、加入率の低下傾向が続いています。
- 当市では、自治会やマンション管理組合などで取り組まれている地域コミュニティの活動を広く市民に知ってもらい、地域コミュニティの魅力発信と創生（活性化）を図るため、自治会の手引きや自治会加入の案内などの作成及び配布、写真展などの開催を行っています。あわせて、自治会の自主的・民主的活動を推進し、地域の健全な発展に資することを目的として、自治会活動に対して経費の一部を補助しています。
- 現在、当市では、市民相互が多様な活動を通じて様々な人たちとの交流を深められるよう、市内に4か所ある地区会館及び6か所ある集会所において、市民の学習、集会及びレクリエーションなどの場を提供し、コミュニティ活動の活性化を図っています。
- 平成5年（1993年）、当市は、福島県旧山都町との間で姉妹都市盟約を締結しました。その後、旧山都町が市町村合併により喜多方市となった後、平成24（2002）年に、友好都市協定及び災害時相互応援協定を締結し、災害時は物資の供給、職員の派遣などで相互に協力し合うことになっています。

<課題>

- 今後、地域コミュニティの機能が弱まることで、地域住民の高齢化・独居化などによる孤独死や引きこもりの増加、地域で守り育てる子育て機能の低下、行政との連絡調整機能の低下などの問題が顕在化することが懸念されます。そのため、自治会への加入促進や幅広い年齢層が参加・協力しやすい体制づくりなど、地域コミュニティの活性化に向けた取組を進めていく必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- より良い地域社会の実現に向けて、市民活動団体など、地域における多様な主体との連携・協働を一層積極的に推進し、多くの市民が主体的に地域の課題解決に取り組むまちづくりを進めていく必要があります。**【課題2】→展開方向1**
- 若者から高齢者に至るまでより多くの市民のコミュニティ意識の醸成にも結びつくよう、市民相互の多様な交流活動の促進を図るため、地区会館や集会所といった既存のコミュニティ施設の適切な維持管理に努めるほか、他地域との交流を推進する必要があります。**【課題3】→展開方向2**

図表 自治会の加入世帯数及び加入率の推移



出典：地域振興課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】自治会活動などの活性化

自治会活動など、地域におけるコミュニティ活動の活性化を推進し、地域の特性を生かした市民による自主的で主体的なまちづくり活動を支援します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市と自治会との連携・協力を強化するとともに、自治会活動に対する支援に取り組み、自治会活動の活性化を図ります。
- ◆若者や勤労者など、より多くの市民が自治会に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう、情報提供や活動事例の紹介などに取り組み、自治会加入を推進します。
- ◆自主的かつ主体的に地域課題の解決に取り組む市民団体等との連携を強化します。
- ◆東大和ボランティア・市民活動センター活動への支援を通じて、地域のボランティア活動を支援するとともに、地域住民やボランティア団体等の活動拠点づくりに取り組みます。

【展開方向2】市民交流、地域間交流の推進

市民が文化活動などの多様な活動を通じて様々な人たちと交流することができるよう、市民交流と他地域との交流を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆学習や趣味のグループをはじめ、市民が様々な活動や交流を行っている地区会館や集会所については、市民が快適に利用できるよう、適切な維持管理に取り組みます。
- ◆友好都市である福島県喜多方市との交流事業を実施するなど、他地域との交流を推進します。

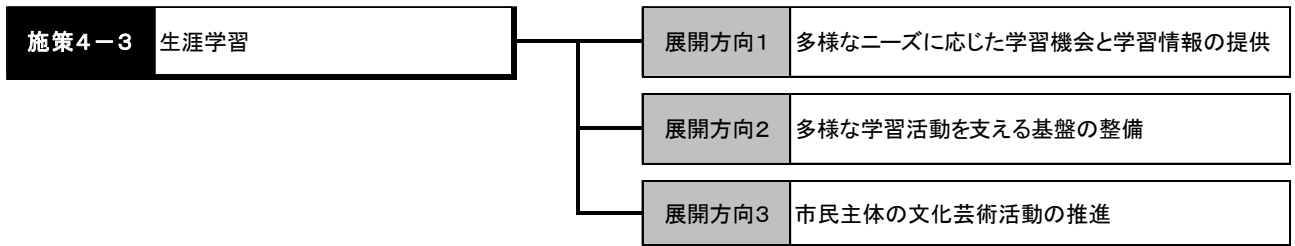
市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、市民相互の様々な交流活動やまちづくり活動の推進などにより、地域の連帯感の醸成に協力します。
- 事業者は、地域の一員としての役割を認識し、協賛活動やボランティア活動など様々な地域活動に参加・協力します。

施策4-3 生涯学習

<施策の内容及び体系>

誰もが生涯を通じて学び続けられるよう、学習環境の向上に取り組み、豊かな人間性の実現と、学習の成果をより良い地域づくりのために生かすことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「生涯学習」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「生涯学習」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 当市の公民館は、中央・南街・狭山・蔵敷・上北台に5施設が設置されており、地域における身近な学習拠点として様々な活動が行われています。これらのうち、中央公民館、狭山公民館及び蔵敷公民館は、いずれも**建築後40年以上**が経過しています。
- 近年、公民館の利用件数及び利用人数は、概ね横ばい傾向で推移しており、**年間の利用件数(延べ)は約17,000件、年間の利用人数(延べ)は約200,000件**となっています。
- 現在、当市では生涯学習に関して、知識や技能を有する方々に人材バンクに登録してもらい、その中から指導者や講師を探している市内のサークル・団体、新たに活動を始めたい市民に紹介する「生涯学習人材バンク制度」や、市民が行う自主的な学習会に市の関係職員を派遣する「ひがしやまと出前講座(多摩湖塾)」を実施しています。
- 公民館とともに、市民にとって身近な生涯学習施設である図書館は、中央図書館と2つの地区館(桜が丘図書館、清原図書館)が設置されています。**このうち、一番規模の大きな施設である中央図書館は、建築後30年以上**が経過しています。
- 近年、これらの図書館における貸出利用者数及び個人貸出冊数は減少傾向で推移しており、平成30年度(2018年度)の貸出利用者数(延べ)は183,289人、個人貸出冊数は686,174冊と、対前年度比で3年連続減となっています。

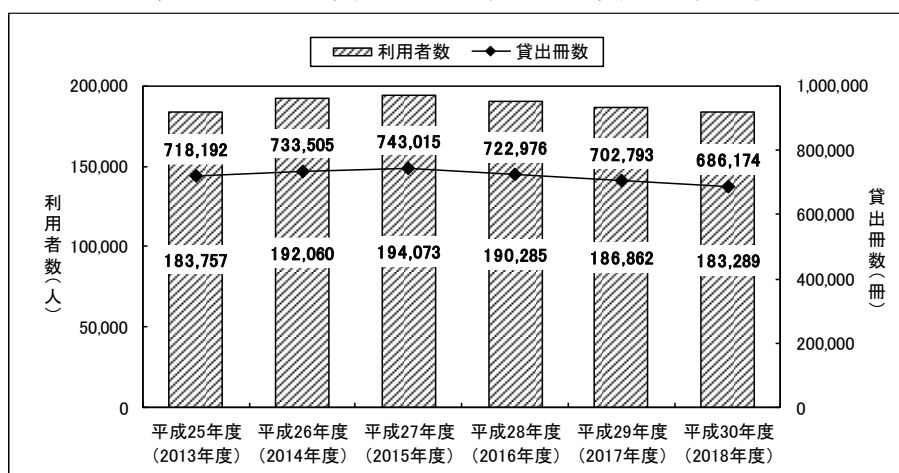
<課題>

○今後、医療技術の進歩や生活水準の向上等により、人生100年時代の到来が想定される中、健康で生きがいをもって生活を送るためには、多くの市民が生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高めるとともに、学習で得た成果を地域や社会の課題解決のための活動につなげていけるよう、多様な生涯学習機会の提供に努める必要があります。**【課題1】→展開方向1**

○様々な世代の市民がそのライフスタイルやライフステージに応じて、より安全・快適な環境で生涯学習に取り組めるよう、生涯学習に係る既存の施設及び設備の計画的な修繕・改修等を推進する必要があります。**【課題2】→展開方向2**

○地域における市民文化の振興を図るとともに、地域コミュニティの醸成や共に支え合う地域社会の形成にも結びつくよう、市民の自主的・自発的な文化芸術活動の支援に取り組む必要があります。**【課題3】→展開方向3**

図表 図書館の貸出利用者数・個人貸出冊数の推移



出典：中央図書館資料

＜施策の展開方向＞＝ 市の役割

【展開方向 1】多様なニーズに応じた学習機会と学習情報の提供 **重要施策**

様々な世代や立場の市民が主体的に学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学習機会と学習情報を提供します。

＜主な具体的取組＞

- ◆若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層の市民が学習活動に参加するきっかけとなるよう、ニーズに応じた事業を展開します。
- ◆より多くの市民が生涯学習活動に参加するよう、高い学習意欲に対応した事業の実施や、効果的な情報提供の実施などに努めます。
- ◆生涯学習に取り組む団体との連携、協力、支援に努め、生涯学習リーダーの養成と人的ネットワークの構築を図ります。
- ◆多様化する市民のニーズに対応できるよう、生涯学習に関する各種サービスの提供に努めます。

【展開方向 2】多様な学習活動を支える基盤の整備

市民がより安全・快適な環境のもとで学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の整備に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆学習施設の機能の維持・向上を図るため、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- ◆市民サービスの向上を図るため、学習施設のより効果的で効率的な維持管理・運営を推進します。
- ◆学習施設は、急速な進歩を遂げるICT（情報通信技術）に対応し、情報化に取り残されない環境の整備に努めます。

【展開方向 3】市民主体の文化芸術活動の推進

地域における文化芸術活動が市民主体で展開されるよう、市民の自主的・自発的な活動を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民主体の文化芸術活動を推進するため、市民による文化芸術活動や作品を発表する機会の確保に努めます。
- ◆当市における文化芸術活動の拠点である市民会館は、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、積極的に生涯学習活動に参加し、学び合う仲間のネットワークを形成するとともに、習得した学習成果を地域活動に反映します。
- 事業者は、様々な学習ニーズに対応した多様な学習機会の提供に協力し、市民の生涯学習環境の充実を支援します。

<関連する個別計画>

○東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画

〔計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）〕

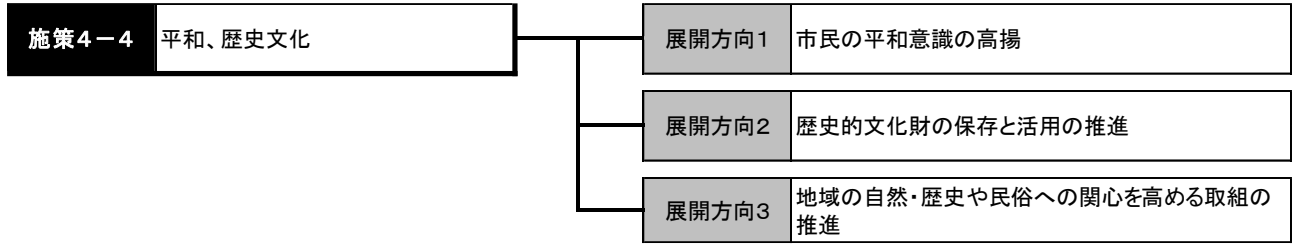
○第二次東大和市子ども読書活動推進計画

〔計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）〕

施策4-4 平和、歴史文化

<施策の内容及び体系>

市民の平和意識の高揚と、地域の歴史や文化に親しむための環境づくりに取り組み、誰もが地域への愛着や誇りを感じることができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「平和、歴史文化」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「平和、歴史文化」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 本市では、恒久平和を願って、平成2年(1990年)10月1日に「平和都市」であることを宣言しました。また、平成14年度(2002年度)からは、毎年8月を「平和月間」と位置付け、平和市民のつどいやパネル展の開催などの平和事業に取り組んでいます。
- 現在、戦後70年以上が経過し、戦後生まれの人口は日本の総人口の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、その記憶を今に語り継ぐことが全国的に年々難しくなっています。
- 文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた国民共通の貴重な財産であり、本市においても地域の歴史を伝える資料が数多く残されています。
- 先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、本市では、特に貴重な文化財を指定し、保存を図っています。令和2年(2020年)9月1日現在、市内には東京都指定文化財が2件、市指定文化財が32件あるほか、国登録有形文化財が4件あります。
- これらの文化財のうち、「旧日立航空機株式会社変電所」は、戦争で多くの尊い命が犠牲になったことを今に伝える歴史的な文化財として、平成7年(1995年)10月1日に、市指定文化財に指定しています。
- 市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、平成6年(1994年)4月に開館した「郷土博物館」は、市立狭山緑地の一角にあり、「狭山丘陵とくらし」をメインテーマに掲げ、狭

山丘陵全体を活動の場として、郷土の歴史、民俗、自然に関する事業を行っているほか、プラネタリウムを完備し、天文に関する情報も提供しています。

<課題>

- 戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に引き継いでいくため、多くの市民が平和の尊さを考える機会の充実を図り、市民の平和意識の高揚に取り組む必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 有形無形の**歴史的文化財**について、将来にわたって保存・継承していくとともに、市民のまちへの愛着と誇りの醸成にも結びつくよう、学校教育や生涯学習などの場で積極的な活用を図る必要があります。**【課題2】→展開方向2**
- 郷土博物館は、より多くの市民が地域の自然・歴史・民俗に対する理解を深めることができるよう、魅力ある事業展開や学校・地域等との連携・協力を努める必要があります。**【課題3】→展開方向3**

図表 市指定等の文化財一覧（令和2年（2020年）9月1日現在）

種別		整理 No.	名称	種別	整理 No.	名称		
都指定	有形	1	豊鹿島神社本殿	市指定	18	高木獅子舞の道具及び衣裳一式		
	旧跡	2	蔵敷高札場		19	庚申塔(清水3丁目)		
市指定	重宝	3	石皿		郷土資料	20	庚申塔(芋窪6丁目)	
		4	徳川氏御朱印状(三光院他宛15通)			21	清水本村橋の石橋供養塔	
		5	里正日誌			22	砂の橋の石橋供養塔	
		6	上の台遺跡の石器			23	徳治二年銘の板碑	
		7	八幡谷戸遺跡第4・5号住居跡の出土遺物(一括)			24	庚申塔(阿字庚申)	
		8	豊鹿島神社本殿の木製狛犬			技芸	25	清水囃子
		9	豊鹿島神社の獅子頭				26	庚申塚
		10	慶性院の水天像				史跡	27
		11	高木獅子舞の旧獅子頭		28	鹿島台遺跡		
		12	鹿島台遺跡 住居跡の出土遺物(一括)		29	蔵敷太子堂跡		
		13	徳川氏御朱印状(氷川神社宛8通)		30	青梅橋跡		
		14	永仁二年銘の弥陀種子板碑		旧跡	31		旧日立航空機株式会社変電所
		15	旧高木村名主 宮鍋家文書(一括)			32	高木村外五ヶ村連合戸長役場跡	
		16	狭山の葉 紙型(しけい)及び挿図判			33	蔵敷訓練場跡	
		郷土資料	郷土資料		17	名号塔婆	国登録	有形
35	旧吉岡家住宅 主屋兼アトリエ							
36	旧吉岡家住宅 蔵							
37	旧吉岡家住宅 中門							
					38	旧吉岡家住宅 長屋門		

出典：社会教育課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】市民の平和意識の高揚

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいくため、「東大和市平和都市宣言」の趣旨に基づいて、市民の平和意識の高揚を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆戦争の傷跡を残し、戦争の恐ろしさや悲惨さ、平和の大切さを現在に伝える旧日立航空機株式会社変電所の保存に取り組みます。
- ◆旧日立航空機株式会社変電所の公開など、貴重な戦災建造物を活用した特徴ある平和事業の実施に取り組みます。
- ◆平和月間における事業の実施により、幅広い年齢層の市民が平和の尊さを理解する機会を提供します。

【展開方向2】歴史的文化財の保存と活用の推進

より多くの市民が地域の歴史や伝統文化にふれ合えることができるよう、市内に残された歴史的文化財の保存に取り組みとともに、その活用を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域の歴史を現在に伝える有形無形の歴史的文化財を将来にわたって継承していくため、保存活動に取り組みます。
- ◆多くの市民が郷土への愛着と理解を深めることができるよう、文化財ボランティアとの協力のもと、文化財の公開や活用を推進します。

【展開方向3】地域の自然・歴史や民俗への関心を高める取組の推進

郷土博物館における魅力的な事業展開などを通じて、より多くの市民が地域の自然や歴史などに関心を持つことができるよう取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆郷土博物館では、狭山丘陵の自然環境を生かしながら、市民が地域の自然・歴史や民俗（暮らし・伝統文化）に関心を持つことができるような事業を展開していきます。
- ◆学校や地域との連携・協力により、学校や地域において、地域の自然・歴史や民俗（暮らし・伝統文化）を学ぶことができる機会の創出に努めます。

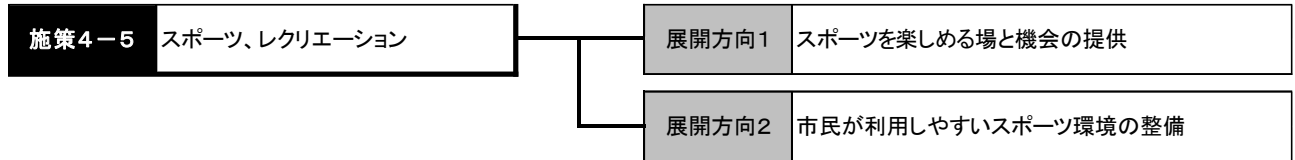
市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域固有の歴史・文化に対する理解を深め、地域固有の財産を次世代へ継承します。
- 事業者は、平和に対する意識の醸成機会の提供や、歴史・文化遺産の保存・調査に協力します。

施策４－５ スポーツ、レクリエーション

<施策の内容及び体系>

地域におけるスポーツ・レクリエーション活動の推進により、いつでも、誰でも、どこでもスポーツを楽しむことができ、健やかな心と体づくりに取り組むことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「スポーツ・レクリエーション」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「スポーツ・レクリエーション」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

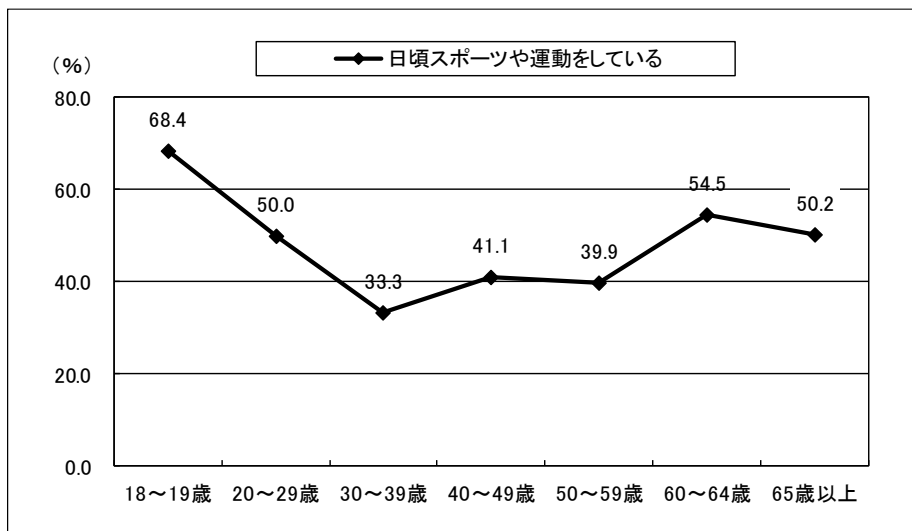
<現状>

- スポーツの充実を図ることは、心身の健康づくりはもとより、人と人の地域でのつながりを深め、共にスポーツなどに親しむ「地域づくり」の方策としても大切なものです。
- 平成31年度（2019年度）に実施した東大和市市民意識調査において、「スポーツや運動をしているか」質問したところ、「している」の回答比率が最も低かったのは「30歳代」の33.3%であり、次いで「50歳代」の39.9%、「40歳代」の41.1%の順となっています。一方、「している」の回答比率が最も高かったのは「18～19歳」の68.4%であり、次いで「60～64歳」の54.5%、「65歳以上」の50.2%の順となっています。
- 近年の市民体育館の利用状況について、団体利用は減少傾向で推移しているものの、個人利用は増加傾向で推移し、平成30年度（2018年度）では7万1,314人、平成25年度（2013年度）の5万4,386人と比べて約1.3倍（1万6,928人増）に増加しています。
- 当市では、**スポーツによるレクリエーション活動として**、ふれあい市民運動会、ロードレース大会、多摩湖駅伝大会などの各種スポーツ行事を実施するとともに、特定非営利活動法人東大和市体育協会などのスポーツ団体との連携・協力により、各種事業を実施しています。

<課題>

- 市民の健康増進や健康寿命の延伸に結びつくよう、今後も引き続き、スポーツ団体との連携・協力のもと、より多くの市民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる機会¹の提供に努める²必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 市民がより安全・快適な環境のもとでスポーツ活動に取り組めるよう、既存のスポーツ施設及び設備の計画的な修繕・改修等を推進する³とともに、相談体制の充実などにより、スポーツ環境を整備する⁴必要があります。**【課題2】→展開方向2**

図表 年齢別のスポーツ・運動の実施状況



出典：平成31年度東大和市市民意識調査

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】スポーツを楽しめる場と機会の提供 **重要施策**

市民一人ひとりが、ライフスタイルや年齢、体力などに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができる場と機会の提供に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆地域の人の年齢、興味、関心、技術技能レベルなどに応じて様々なスポーツ機会を提供する地域スポーツクラブの育成に努めます。
- ◆学校やスポーツ団体などとの連携の強化に努め、子どものスポーツへの取組を支援するとともに、日頃スポーツや運動をしている割合が低い年齢層、高齢者、障害のある人への支援に取り組みます。
- ◆スポーツによるレクリエーション活動を推進し、多くの市民がスポーツを楽しみながら、交流もできる各種スポーツ行事の充実に努めます。

【展開方向2】市民が利用しやすいスポーツ環境の整備

より多くの市民が安全・快適にスポーツを楽しむことができる環境の整備に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民体育館や市民プールなど、スポーツ施設の修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- ◆市民サービスの向上を図るため、スポーツ施設のより効果的で効率的な維持管理・運営を推進します。
- ◆スポーツに馴染みのない市民がスポーツに気軽に取り込むことができるよう、スポーツに関する情報提供や相談体制の充実に努めます。
- ◆市民の健康増進や競技力の向上にも結びつくよう、スポーツ指導者の養成・確保やスポーツ組織・団体の育成を図ります。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、自主的にスポーツ活動に取り組み、自らの健康の維持・増進と、スポーツを通じた地域の人々との交流に努めます。
- 事業者は、市民のスポーツ活動を支援し、スポーツ振興を通じた地域の活性化に協力します。

＜関連する個別計画＞

○東大和市生涯学習・生涯スポーツ推進計画

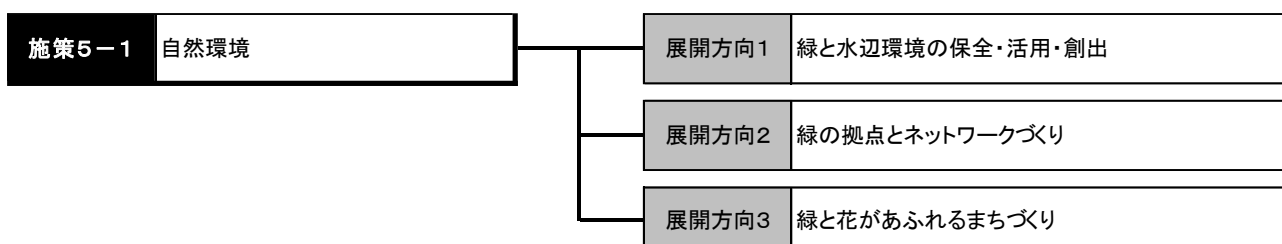
〔計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）〕

基本施策5 環境にやさしいまちづくり

施策5-1 自然環境

<施策の内容及び体系>

狭山丘陵の貴重な自然を守り育てていくとともに、生物多様性の確保、市街地の身近な緑と水辺環境の保全などに取り組み、自然と共生したまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「自然環境」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「自然環境」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 市北部に位置する緑豊かな狭山丘陵には、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されているトウキョウサンショウウオや、準絶滅危惧とされている国蝶のオオムラサキなどの希少な生き物が生息しています。
- 市内には、当市を代表する地域資源である多摩湖をはじめ、市街地を横断する空堀川、奈良橋川などの河川や野火止用水などの水辺環境、二ツ池公園や湧水を活用した湖畔ビオトープなど、水資源に恵まれています。
- 令和2年(2020年)4月現在、市内には、都立公園が4園(386,745㎡)、市立公園・緑地が100箇所(309,393㎡)、こども広場が17箇所(22,080㎡)あります。これらのうち、最も古く開設した末広公園は、昭和44年度(1969年度)に開設しているほか、昭和53年度(1978年度)には、集中して26園を開設しています。また、「こども広場」は、昭和51年(1976年)～56年(1981年)頃にかけて集中して開設しています。
- 今後、これらの公園などでは、老朽化がさらに進み、施設の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。また、公園内の樹木や街路樹の老木化も進んでいることから、倒木や通行阻害、

景観の悪化等の問題を引き起こすおそれがあります。

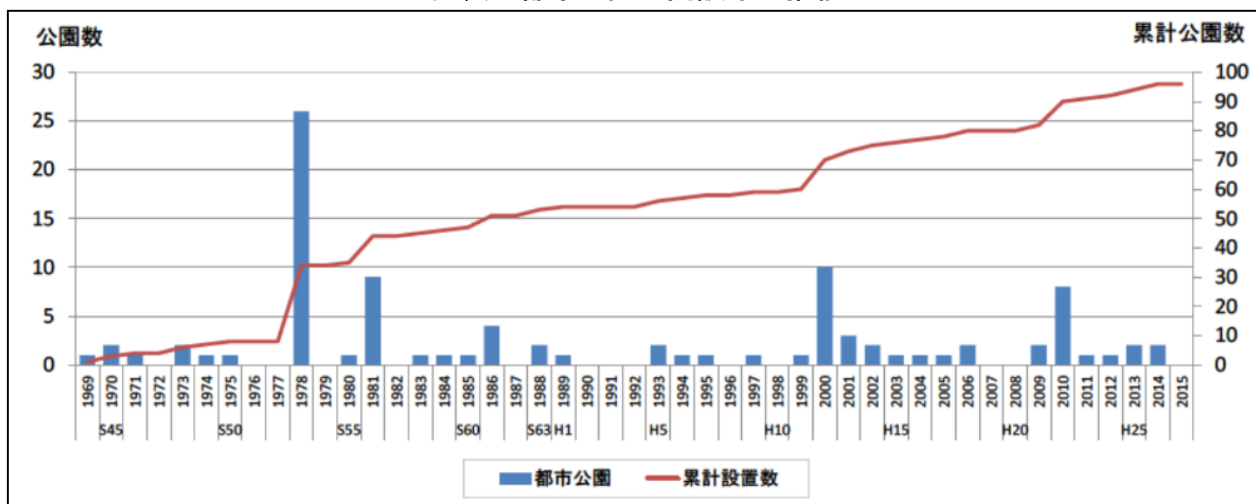
<課題>

○今後も引き続き、当市の大きな魅力である狭山丘陵の緑や水資源を、将来にわたって大切に守り、いかすため、市民・事業者や東京都などとの連携・協力により、既存の緑地の保全や希少な生き物の生息環境にも配慮した水辺づくりに努める必要があります。【課題1】→展開方向1

○まちの緑は、ゆとりとうるおいに満ちた良好な住環境を印象付ける重要な要素です。そのため、地域の緑の拠点である公園・緑地等の整備・管理・活用を計画的に進めるとともに、公園・緑地等を街路樹や緑道などでつなぐ、緑のネットワークの形成に努める必要があります。【課題2】→展開方向2

○当市には、「緑のボランティア」制度があり、市民との協働により、駅前ロータリー、公園などの美化活動や緑化に取り組んでいます。今後も引き続き、市民との協働により、まちの個性と魅力を創造する重要な要素の一つとして、緑と花があふれるまちづくりを推進する必要があります。【課題3】→展開方向3

図表 都市公園の開設年の推移



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】緑と水辺環境の保全・活用・創出 **重要施策**

市の魅力である水と緑の豊かな自然環境を守るため、**狭山丘陵**の保全や生き物の生息環境にも配慮した水辺づくりなどに努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆狭山丘陵は、東京都や周辺の**地方**自治体との連携・協力のもと公有地化などを推進し、計画的な保全・活用を図ります。
- ◆市と市民との協働により、樹木等の適正管理などに取り組み、狭山丘陵における生態系の保全・回復に努めます。
- ◆狭山丘陵に生息する貴重な生き物の保全活動などを通して、生物多様性の確保に努めます。
- ◆市民が身近な場所で水や生き物などと親しめることができる川づくりなど、水辺空間の整備・保全・活用に努めます。

【展開方向2】緑の拠点とネットワークづくり

地域の特性を生かした緑の拠点づくりと、水と緑の連続性の確保によるネットワークの形成に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆公園・緑地等の適正な配置と、地域の特性に応じた公園の整備・管理・活用を推進します。
- ◆公園・緑地等の更新・再整備に当たっては、地域のシンボルやコミュニティ形成の場となる**特色ある公園**の整備を推進します。
- ◆公園・緑地をはじめ、道路や緑道、河川などへの花木の植栽を推進し、花木による緑のネットワークの形成を図ります。
- ◆生き物の移動・**生息環境**を**維持**するため、市街地に点在する樹林地、街路樹、住宅地の緑などによる、**生態的な**ネットワークの形成に努めます。

【展開方向3】緑と花があふれるまちづくり

まちの個性と魅力を創造する重要な要素として、緑と花による緑化を図っていきます。

＜主な具体的取組＞

- ◆公園・緑地及び道路では、サクラ等の花木の植栽や花壇の整備などにより、まちに季節感を創出するように努めます。
- ◆良好な景観の形成や利用者の安全・安心の確保にもつながるよう、公園の植栽や街路樹の適正な維持管理を推進します。
- ◆東大和市駅や玉川上水駅の周辺では、緑と花があふれた個性ある「顔づくり」を多様な主体との協働によって進めていきます。
- ◆民有地を含めて市内の緑化を推進するため、NPOや企業などが公園と同等の空間を創出する取組である市民緑地認定制度の活用を検討します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、自然環境の希少性と必要性を理解し、身近な緑や生き物を守るための活動に積極的に参加します。
- 事業者は、事業所などにおける緑化を積極的に推進します。

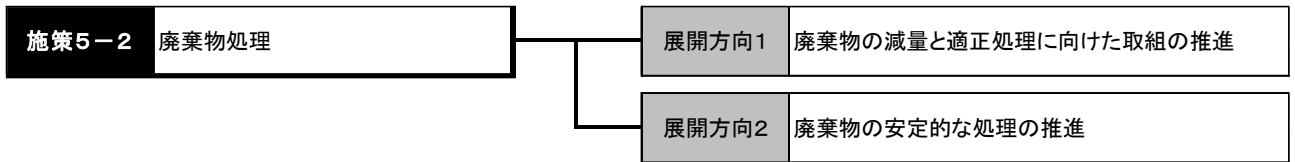
<関連する個別計画>

- 第二次東大和市環境基本計画
〔計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）〕
- 第二次東大和市緑の基本計画
〔計画期間：平成31年度（2019年度）～令和10年度（2028年度）〕

施策5-2 廃棄物処理

<施策の内容及び体系>

市民、事業者、市による連携と活動により、廃棄物の発生・排出抑制、資源物の有効利用などに取り組み、廃棄物の少ないまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「廃棄物処理」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「廃棄物処理」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 当市では、平成26年(2014年)8月から、家庭系一般廃棄物のうち可燃ごみ、不燃ごみ及び容器包装プラスチックの戸別収集を開始するとともに、同年10月から、同品目について、有料化を開始しました。
- 廃棄物(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物)の収集量は、平成27年度(2015年度)から4年連続で前年度を下回っていたが、平成31年度(2019年度)は新型コロナウイルス感染症等の影響により増加しました。
- 令和元年(2019年)に(株)セブン-イレブン・ジャパンと、令和2年(2020年)にコカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)とそれぞれペットボトルの処理に係る協定を締結し、市内のセブン-イレブン全店舗と市役所にペットボトル自動回収機が設置され、ペットボトルの回収を推進しています。どちらの事業も、民間事業者と協働してペットボトルの水平リサイクル³¹に取り組むものです。
- 令和元年(2019年)から、HOYA(株)アイケアカンパニーとの協働により、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に取り組んでいます。
- 当市では、当時大和町だった昭和40年(1965年)に、小平市・村山町(現在の武蔵村山市)とともに、「小平・村山・大和衛生組合」を設立し、共同で廃棄物の中間処理(焼却及び破碎・選別)を行っています。

³¹ 使用済製品を原料として用いて、同一種類の製品を製造するリサイクル。

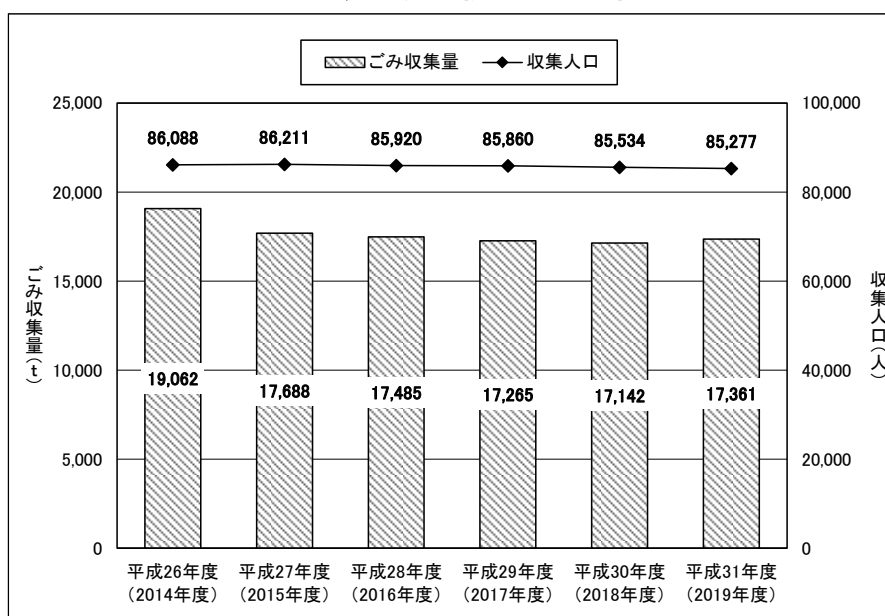
○一般廃棄物の最終処分は、当市を含めた25市1町で組織している東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場（日の出町）及び再資源化事業者において行っています。東京たま広域資源循環組合では、新たな最終処分場の確保が困難なことから、平成18年（2006年）から、焼却灰のエコセメント化施設が本格稼働しています。

<課題>

○廃棄物の減量と適正処理を着実に推進するためには、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに応じた環境教育や情報提供の充実に努めるとともに、市民、事業者の協力を得ながら、廃棄物の発生抑制や分別の徹底を図る必要があります。**【課題1】→展開方向1**

○廃棄物処理施設等の老朽化が進んでおり、その更新が重要課題となっています。将来にわたって廃棄物を安定的に処理するため、関係団体との連携・協力のもと、廃棄物処理施設等の機能の維持・向上に努める必要があります。**【課題2】→展開方向2**

図表 廃棄物収集量の推移



出典：公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】廃棄物の減量と適正処理に向けた取組の推進

市民、事業者及び市が一体となって、廃棄物の発生・排出抑制、資源物のリサイクルなどに努め、廃棄物の減量を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民が廃棄物の分別や減量に向けて主体的な行動をとることができるよう、様々な機会や媒体を活用した環境教育や情報提供に取り組めます。
- ◆市民が日常的に取り組んでいる廃棄物減量やリサイクル活動に対して支援を行うなど、市民活動との連携を図ります。
- ◆資源物の有効利用を推進している事業者と協働し、事業者による資源物のさらなる回収を推進します。
- ◆生産や流通の段階から、廃棄物の発生・排出抑制とリサイクルを推進していくため、生産者などが一定の役割を果たす拡大生産者責任の考え方^{3.2}に基づく取組を推進します。
- ◆事業系廃棄物の減量に向けて、事業者がリサイクル施設へ廃棄物を搬出することを促すための環境づくりに努めます。
- ◆売れ残りや食べ残しなど、本来食べられる食品が捨てられてしまう「食品ロス」の削減に向け、市民に対する啓発活動を推進します。

【展開方向2】廃棄物の安定的な処理の推進

廃棄物を将来にわたって安定的に処理するために、廃棄物処理施設等の機能の維持・向上に取り組めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆小平・村山・大和衛生組合を構成している小平市及び武蔵村山市と連携しながら、老朽化した廃棄物処理施設の更新に取り組めます。
- ◆廃棄物の最終処分を担う東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場の延命化を図るため、最終処分量の削減に向けた取組を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、一人ひとりが自覚と責任を持ち、廃棄物の発生・排出抑制や資源物のリサイクルに取り組めます。
- 事業者は、拡大生産者責任の考え方を遵守した事業活動を展開し、廃棄物の発生・排出抑制や資源物のリサイクルなどに積極的に取り組めます。

^{3.2} 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。

<関連する個別計画>

○第二次東大和市環境基本計画

〔計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）〕

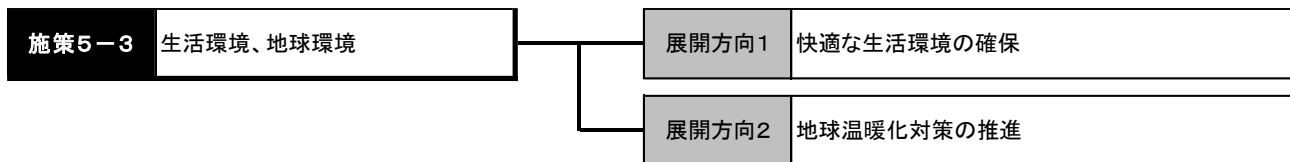
○東大和市一般廃棄物処理基本計画（ごみゼロプラン）

〔計画期間：平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度）〕

施策5-3 生活環境、地球環境

<施策の内容及び体系>

良好な生活環境を確保するため、地球温暖化対策や限られた資源・エネルギーの有効活用などを推進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「生活環境、地球環境」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「生活環境、地球環境」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 騒音、喫煙マナー、犬・猫の飼育管理の問題など、身近な生活環境は市民にとって大きな関心事です。当市では、快適な生活環境の保持に向けて、各種啓発活動や市民からの相談受付などを実施しています。
- 当市では、「東大和市地球温暖化対策実行計画」(事務事業編)を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいます。「第二次東大和市地球温暖化対策実行計画」では、平成22年度(2010年度)と比較した温室効果ガス排出量を、平成28年度(2016年度)までに毎年6%以上削減することを目標としましたが、平均削減率は3.2%となりました。
- 当市では、庁用車について、ガソリン車やディーゼル車に比べて、温室効果ガスや大気汚染物質の排出が少ない電気自動車の導入を進めており、令和3年(2021年)4月現在、合計で8台の電気自動車を導入しています。また、水銀を含まず、消費電力が少ないLED照明については、公園・緑地等の園内灯と市道の街路灯のすべてにおいて、切り替えが完了しています。
- 平成30年(2018年)に「気候変動適応法」が施行されました。同法により、地方自治体は、その区域における気候変動適応に関する施策を推進するため、単独又は共同して、国の気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定することや、気候変動の影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

<課題>

- 市民が地域で快適に暮らすことができる良好な生活環境を保持するため、屋外での喫煙マナー向上、犬・猫などの飼育マナー向上に向けた活動や、関係機関と連携した不法投棄の防止活動などに取り組む必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的な利用を図るため、市民、事業者及び市が一体となって、省エネルギー設備・機器の導入促進や節電行動の徹底を図るとともに、太陽光発電や太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を促進する必要があります。また、国の動向と歩調を合わせ、市の区域における地球温暖化対策**実行**計画（区域施策編）の策定に取り組む必要があります。**【課題2】→展開方向2**

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】快適な生活環境の確保

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、衛生的で良好な生活環境を保つための取組を進めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆市民や事業者が、生活環境を守り、改善していく主体であるという意識の醸成に向けて、生活環境に関する啓発活動や情報提供などに取り組みます。
- ◆駅周辺部などを中心として、ごみ・吸い殻のポイ捨てや違法ポスター・看板設置の禁止などを呼びかける環境美化活動を促進します。
- ◆近隣の地方自治体や東京都などとの連携・協力のもと、不法投棄を防止するための取組の強化に努めます。
- ◆犬・猫のふん害の防止や適正な飼育管理を推進するための啓発活動に取り組みます

【展開方向2】地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出抑制とエネルギーの効率的利用を図るため、市民、事業者及び市が一体となって再生可能エネルギーの利用と省エネルギーに取り組みます。また、気候変動の影響に対する適応策の検討に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆市の施設や設備等において再生可能エネルギーを積極的に利用するとともに、照明のLED化を推進するなど、市が率先して温室効果ガス排出抑制に向けた取組を実践します。
- ◆家庭や事業者から排出される二酸化炭素量を削減するために、省エネルギー型のライフスタイルや企業活動の実践を促します。
- ◆市民や事業者による主体的な取組を促進するため、地球温暖化対策の重要性に関する各種啓発活動に取り組みます。
- ◆地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、地域気候変動適応計画の策定に向けて検討を進めます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、近隣などの迷惑とならないよう、マナーを守って生活します。また、地球環境保全の重要性を日頃から意識し、節電やアイドリングストップなど、日常生活で実践できる行動に取り組みます。
- 事業者は、環境に関する法令等を遵守します。また、温室効果ガスの排出量・エネルギー使用量の抑制、再生可能エネルギーの利用など、地球環境に配慮した取組を積極的に推進します。

<関連する個別計画>

○第二次東大和市環境基本計画

〔計画期間：平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）〕

○第三次東大和市地球温暖化対策実行計画

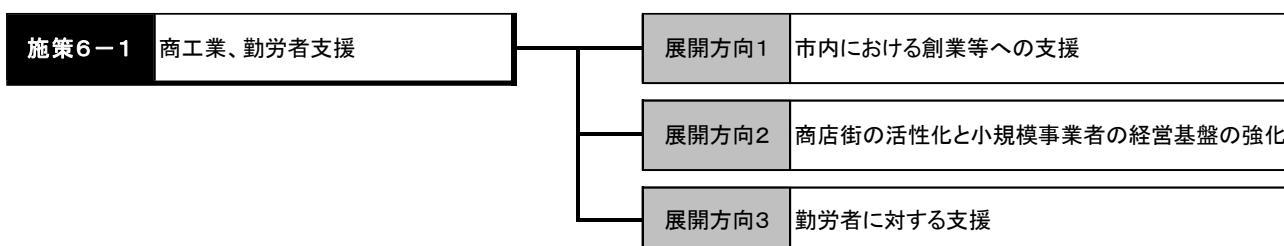
〔計画期間：平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）〕

基本施策 6 暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり

施策 6-1 商工業、勤労者支援

<施策の内容及び体系>

創業支援等を通じた商店街や企業活動の活性化など、商工業の振興を図るとともに、勤労者支援に取り組み、地域の中でより良い経済循環を生み出すまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「商工業、勤労者支援」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「商工業、勤労者支援」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 当市における商業の状況は、平成28年(2016年)現在、小売業が事業所数の約8割、従業者数の約9割、年間商品販売額の約7割を占めています。近年、卸売業、小売業ともに、事業所数、従業者数、年間販売額は減少傾向となっています。
- 近年、当市における工業の事業所数は、減少傾向で推移しています。平成30年(2018年)では38事業所で、平成25年(2013年)比で約2割(12事業所)減少しています。
- 現在、当市では、独立行政法人中小機構中小企業大学校東京校や東大和市商工会との連携・協力により、「東大和市創業塾³³」や「市内貸店舗情報発信³⁴」などの創業支援に取り組んでいます。
- 現在、当市では、市役所庁舎内に設置した「東大和市就職情報室」において、簡単なパソコン検索で都内全域のハローワーク求人情報を閲覧できるほか、専門の相談員による仕事の相談・

³³ 創業を志す方が、創業する際に必要不可欠な「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の分野を学び、知識を習得していただきながら個々のビジネスプランを作成。

³⁴ 平成27年度(2015年度)において、東大和市商工会が市の補助金を活用して実施した市内空き店舗に係る情報収集の結果を踏まえ、賃借料や物件情報等をインターネットを通じて市内外に発信。

紹介業務を行っています。

<課題>

○今後も本市が、地域の活力を維持し、賑わいのあるまちとするためには、市内において新たな事業を営む新規創業者の創出に努める必要があります、そのための環境を整える必要があります。

【課題1】→展開方向1

○商店街は、施設・設備の老朽化や店舗数の減少、消費者の購買行動の変化などにより、運営基盤の弱体化が課題となっています。商店街の運営基盤の維持・向上に向けた支援を図り、地域に根差した商店街づくりに努める必要があります。【課題2】→展開方向2

○社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の変化などに対応するため、今後も引き続き、ハローワークなどの関係機関との緊密な連携・協力によって、個々の状況に応じた就労支援などに努める必要があります。【課題3】→展開方向3

図表 商業の状況

		合計			卸売業			小売業		
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
参考 値	平成11年	818	6,393	144,158	121	1,102	55,236	697	5,291	88,922
	平成14年	771	5,531	100,928	111	904	39,443	660	4,627	88,539
	平成16年	703	6,029	127,023	105	858	43,373	598	5,171	83,650
	平成19年	636	5,680	124,327	94	957	38,684	542	4,723	85,644
	平成28年	472	4,591	111,232	76	490	26,794	396	4,101	84,438

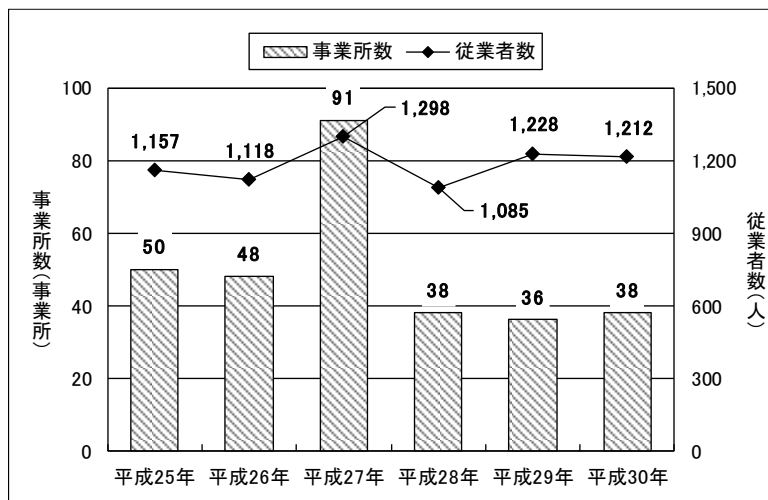
出典：経済産業省「経済センサス-活動調査」、総務管財課資料、他

注1) 平成16年調査は事業所企業統計調査、サービス業基本調査と同時に実施。

注2) 平成28年調査は経済センサス-活動調査。

注3) 平成28年とそれ以外では出典元等が異なるため、後者は参考値扱い。

図表 工業の状況（従業員4人以上の事業所数及び従業者数の推移）



出典：東京都総務局統計部「東京の工業（工業統計調査報告）」

<施策の展開方向> = 市の役割

【展開方向1】市内における創業等への支援 **重要施策**

賑わいのある商店街づくりや地域産業の活性化のため、市内における創業者や新たな事業展開を行う方に対する支援に努めます。

<主な具体的取組>

- ◆創業に対する需要の把握や関係機関との連携を図りながら、**創業者支援**の内容の充実や相談体制の強化に努めます。
- ◆新規創業者が円滑に創業できる環境をつくるため、**東大和市**商工会との連携・協力のもと、創業希望者にとって有益な事業の実施や情報提供に取り組みます。
- ◆創業支援体制の整備や関係機関等との連携などを通じて、市内において新たな事業者が参入しやすい環境づくりに努めます。

【展開方向2】商店街の活性化と小規模事業者の経営基盤の強化

商店街の活性化を図るとともに、小規模事業者の経営基盤を強化するための取組を推進します。

<主な具体的取組>

- ◆商工会と連携しながら、商店街の事業に対する支援を行い、地域に根差した賑わいのある商店街づくりに努めます。
- ◆商工会への支援を通じて、市内商工業者に対する各種助成制度の実施や、市内商工業者からの相談に応じる体制の強化に努めます。
- ◆市内の小規模事業者の経営基盤の強化や新たな技術開発を支援するための融資制度の充実に努めます。

【展開方向3】勤労者に対する支援

関係機関と連携・協力しながら、勤労者に対する支援に努め、社会・経済情勢の変化に伴う雇用環境の変化などに対応します。

<主な具体的取組>

- ◆ハローワークとの連携・協力により、「東大和市就職情報室」の機能充実を図るとともに、就職面接会や相談会を開催し、市民の雇用機会確保のための活動を支援します。
- ◆市内に在住する中小企業勤労者の生活向上を図るための融資制度について、**適正な運用に努めます。**

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、**身近な商店街などの重要性を理解し、地域産業の活性化に協力します。**
- 事業者は、**新規創業・新分野開拓により、地域産業の活性化を図るとともに、勤労者の働きやすい環境整備に努めます。**

<関連する個別計画>

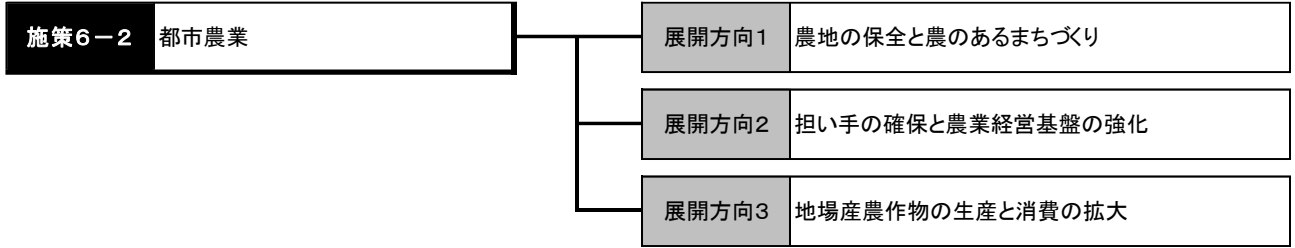
○東大和市産業基本計画

[計画期間：平成25年度（2013年度）～令和3年度（2021年度）]

施策6-2 都市農業

<施策の内容及び体系>

農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「都市農業」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「都市農業」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 平成27年（2015年）現在、総農家数のうち、販売農家数³⁵は87戸であり、平成7年（1995年）の256戸と比べて約3分の1の水準に減少しています。また、販売農家を専業業別³⁶にみると、兼業農家が平成7年（1995年）の245戸から平成27年（2015年）の47戸と約5分の1に大きく減少しています。
- 近年、農業経営者の高齢化が進む一方、農業経営者の確保が厳しさを増しています。平成27年（2015年）の農業就業人口（販売農家）は171人であり、平成7年（1995年）の404人と比べて約6割（233人）減少しているほか、年齢別にみると、40歳代以下、50歳代及び60歳代は、いずれも半数以下に減少しています。
- 当市では、多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティア制度³⁷を導入しています。同制度への登録者数は、平成28年度（2016年度）時点で延べ179人、また、受入農家数は4戸となっています。また、地域農業の中核的な存在である認定農業者の認定を受けている農家数は、平成29年（2017年）時点で22戸となっています。

³⁵ 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。
³⁶ 「専業農家」は世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家、「兼業農家」は世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家。
³⁷ 自然にふれあいながら農業のサポートを行いたい市民等がボランティアとして農作業の手伝いを行うもの。

○これまで当市では、市民の農業への理解促進を図るため、市民農園を設置・運営するとともに、参加者が農業をしている方の説明を聞きながら農地を歩いて見学し、収穫体験をする農ウォークなどのイベント開催に取り組んでいます。

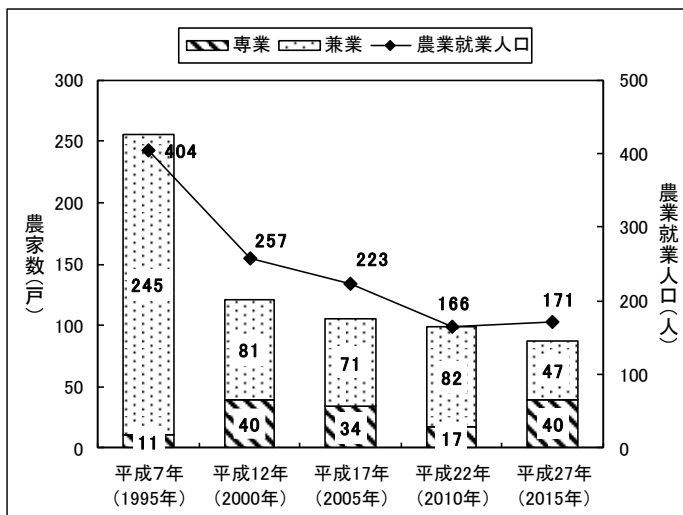
<課題>

○市民が身近に自然とふれあえる機会の提供、災害時の防災空間の確保、ゆとりとうるおいをもたらす緑地空間の創出など、農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に発揮されるよう、地域全体で農業・農地を守り、生かすための取組みの強化を図る必要があります。**【課題1】→展開方向1**

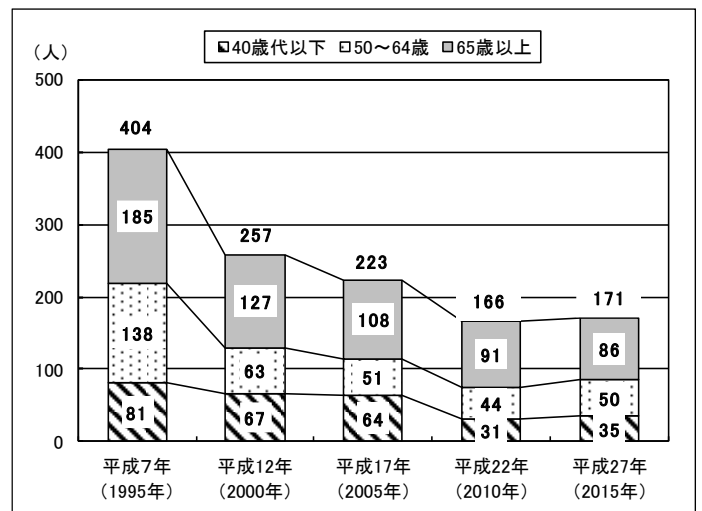
○認定農業者制度や援農ボランティア制度などにより、多様な農業の担い手の確保・育成に努めるとともに、農業経営の改善や強化に向け、高い経営意欲を持った農業者への支援に取り組む必要があります。**【課題2】→展開方向2**

○地産地消による食育の推進、地場産農産物の学校給食における利用の拡大、地場産農作物を活用したイベントの開催などを通じて、地元で採れた農産物に対する市民の関心を高め、地場産農作物の生産と消費の拡大に努める必要があります。**【課題3】→展開方向3**

図表 農家数・農業就業人口
(販売農家)の推移 (各年2月1日現在)



図表 年齢別農業就業人口
(販売農家)の推移 (各年2月1日現在)



出典：東京都農業経営基本調査、農林業センサス

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】農地の保全と農のあるまちづくり

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、農地の保全と活用に取り組みながら、市民の農業への理解増進を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆景観創出機能、環境保全機能、防災機能など、多面的機能を持つ農地の保全を図るため、生産緑地地区及び特定生産緑地の指定と活用を推進します。
- ◆農業者との連携・協力により、市民農園や農業体験事業の実施など、市民が農業・農地にふれあえる機会の充実に努めます。
- ◆市民の都市農業に対する理解を深めるための意識啓発活動に取り組み、市民生活と調和した農業環境の整備促進に努めます。

【展開方向2】担い手の確保と農業経営基盤の強化

都市農業の振興に向けて、農業後継者や多様な担い手を確保するとともに、農業経営基盤の強化のための取組を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆若手農業者の組織活動への支援や新規就農者が農業について学ぶ機会の提供などを通じて、農業経営の新たな担い手や後継者の確保・育成に努めます。
- ◆多様な農業の担い手を確保するため、援農ボランティアを確保・育成に努めるとともに、援農ボランティアの受入農家の拡大を推進します。
- ◆地域農業の中核的な担い手である認定農業者の増加に努めるとともに、市独自の認証農業者制度の導入を検討し、農業経営基盤の強化を推進します。
- ◆農業収益を向上させ、農業経営基盤の強化を図るために、地場産農作物のブランド化に向けた取組を検討します。

【展開方向3】地場産農作物の生産と消費の拡大

より多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆地場産農産物の認知度向上と消費拡大に向け、農作物の共同直売を行うとともに、農家などが設置する直売所への支援や直売所の周知を推進します。
- ◆学校給食における地場産農作物の活用に取り組みるとともに、市民に対する地場産農作物の情報提供などを検討し、地産地消を推進します。
- ◆地場産農作物を利用した料理講習会や地域伝統食文化の掘り起こしと普及を図り、地域の特性にあわせた食育を推進します。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、農業体験などを通じて、都市農業の重要性を理解します。
- 事業者（農業の担い手）は、農地の適切な維持・管理に努めるとともに、市民と農業がふれあえる場づくりを通して都市農業への理解促進に取り組みます。

<関連する個別計画>

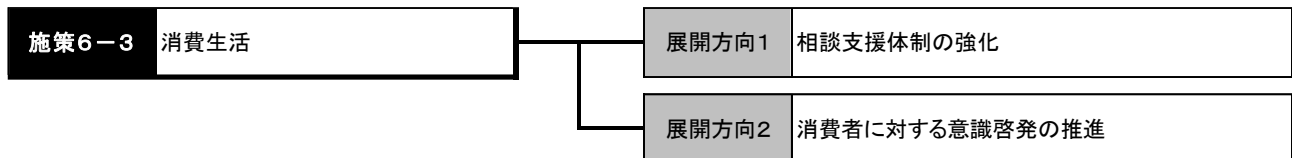
○第三次東大和市農業振興計画

〔計画期間：平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）〕

施策6-3 消費生活

<施策の内容及び体系>

消費生活が多様化する中、消費者が必要な知識を習得できるよう、適切な情報や学習機会などを提供し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「消費生活」施策に対する市民の満足度 (市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「消費生活」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

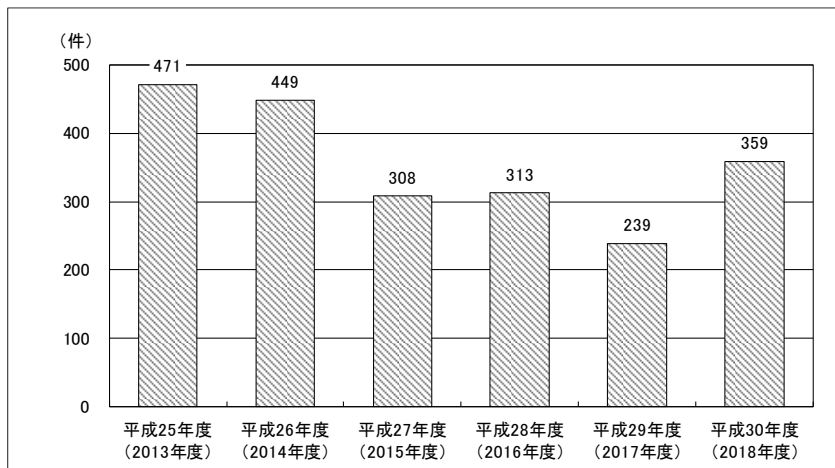
<現状>

- 消費者庁の「令和2年版 消費者白書」によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数は、平成16年(2004年)にピークを迎えた後、減少傾向に転じ、令和元年(2019年)には93.3万件となっています。同年の相談件数を年齢別に見ると、65歳以上の高齢者が全体の33%を占めています。
- 消費者庁の「令和元年版 消費者白書」によると、全国の消費生活相談件数は、平成16年(2004年)にピークを迎えた後にいったん減少に転じたものの、平成30年(2018年)には101.8万件と、11年振りに100万件を超えています。近年、相談件数が高止まりしている背景として、地方自治体で消費生活相談の体制整備が進み、消費者トラブルについて相談しやすい環境が整ってきたことで、消費者トラブルが認知されやすくなったことが考えられるとしています。
- 本市では、平成28年度(2016年度)に開設した消費生活センターにおいて、消費者からの商品やサービスの購入、契約のトラブルなどの消費生活全般の問い合わせや苦情に対して、専門の相談員が助言・あっせんを行っているほか、消費者被害の未然防止や消費生活に関する情報を提供するため、「消費生活だより」を定期的に発行し、市役所や市民センターなどの公共施設にて配布しています。
- 本市における消費生活相談の処理件数は、平成25年度(2013年度)の471件から平成29年度(2017年度)の239件と約半数に大きく減少したものの、平成30年度(2018年度)は359件、平成31年度(2019年度)は403件となり増加しています。

<課題>

- 今後、高齢化の進展を背景に、**高齢者等**が消費者トラブルに巻き込まれる危険性が増していくことが懸念されることから、消費者トラブルの未然防止や被害の拡大防止を図るため、消費生活に係る相談支援体制を強化する必要があります。**【課題1】→展開方向1**
- 令和4年（2022年）4月から成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行され、消費者被害の対象が若年層にも広がることを懸念されることから、若者から高齢者に至るまで、各年代の特性に応じた消費者教育と、適切な情報提供に努める必要があります。**【課題2】→展開方向2**

図表 消費生活相談の処理件数の推移



出典：地域振興課資料

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】相談支援体制の強化

多様化・複雑化している消費者被害の未然防止と救済に向け、消費生活に係る相談支援体制の強化を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆必要な市民が気軽に相談ができるよう、消費生活センターの周知徹底及びその利用促進に努めます。
- ◆被害に遭った消費者を適切に救済できるよう、専門相談員の専門性の向上などにより、相談支援体制の強化を図ります。
- ◆高齢者等が被害者となる消費者トラブルの未然防止と、被害の拡大を防止するため、消費生活センターの周知を重点的に行います。

【展開方向2】消費者に対する意識啓発の推進

若者から高齢者に至るまで、市民一人ひとりが消費生活に関する正しい知識と情報を持って生活できるよう、消費者に対する意識啓発を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆消費者被害の事例や消費生活に関する知識を学ぶ機会を提供するため、講座の開催などの消費生活啓発事業の実施に努めます。
- ◆消費者被害の状況等を速やかに市民に情報提供することなどを通じて、市民が被害者となる消費者トラブルの未然防止に努めます。

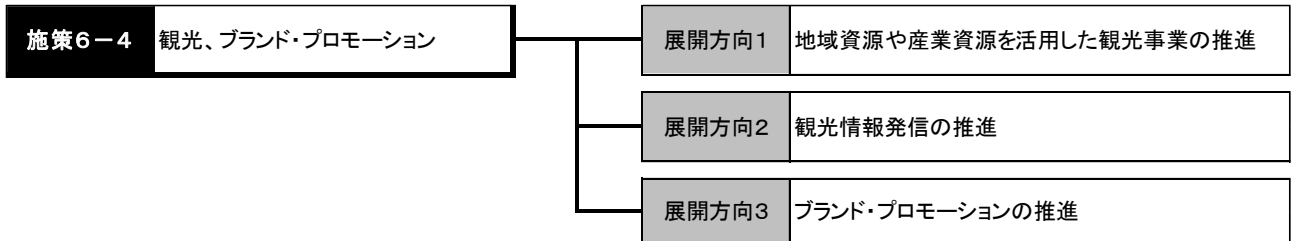
市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、消費者被害にあわないための情報や知識の収集を積極的に行い、意識の向上に努めます。
- 事業者は、市民を含むすべての消費者に対し、法律を遵守した事業活動を推進するとともに、消費生活に関する普及啓発活動に協力します。

施策6-4 観光、ブランド・プロモーション

<施策の内容及び体系>

地域資源を活用した観光事業の推進や、住みやすい居住環境に関する情報発信などに取り組み、交流人口の増加と人口減少の抑制を目指したまちづくりを進めていきます。



<成果指標>

指標名	現状値	目指す方向
「観光、ブランド・プロモーション」施策に対する市民の満足度 <small>（市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「観光、ブランド・プロモーション」施策に「満足している」「どちらかといえば満足している」と回答した市民の割合）</small>	●●% (令和3年度)	満足度の向上

<現状と課題>

<現状>

- 多摩湖及びその周辺の狭山丘陵は、当市ならではのゆとりとうるおいに満ちた住環境を構成する主要な地域資源であり、来訪者を含めた多くの人々が気軽に自然とふれあえる身近な観光・レクリエーションの場となっています。
- 当市が平成29年（2017年）に実施した市民意識調査において、東大和市の魅力や誇れる点を尋ねたところ、「狭山丘陵など身近に豊かな自然環境があるところ」が58.3%で最も高く、次いで「多摩湖があるところ」の48.3%の順となっています。
- 当市では、平成29年（2017年）、定住人口の増加（転入の促進及び転出の抑制）を目的として「東大和市ブランド・プロモーション指針」を策定し、その後、令和2年（2020年）には、同指針の補正版を策定し、市の認知度やイメージを向上させるためのブランド・プロモーションに取り組んでいます。

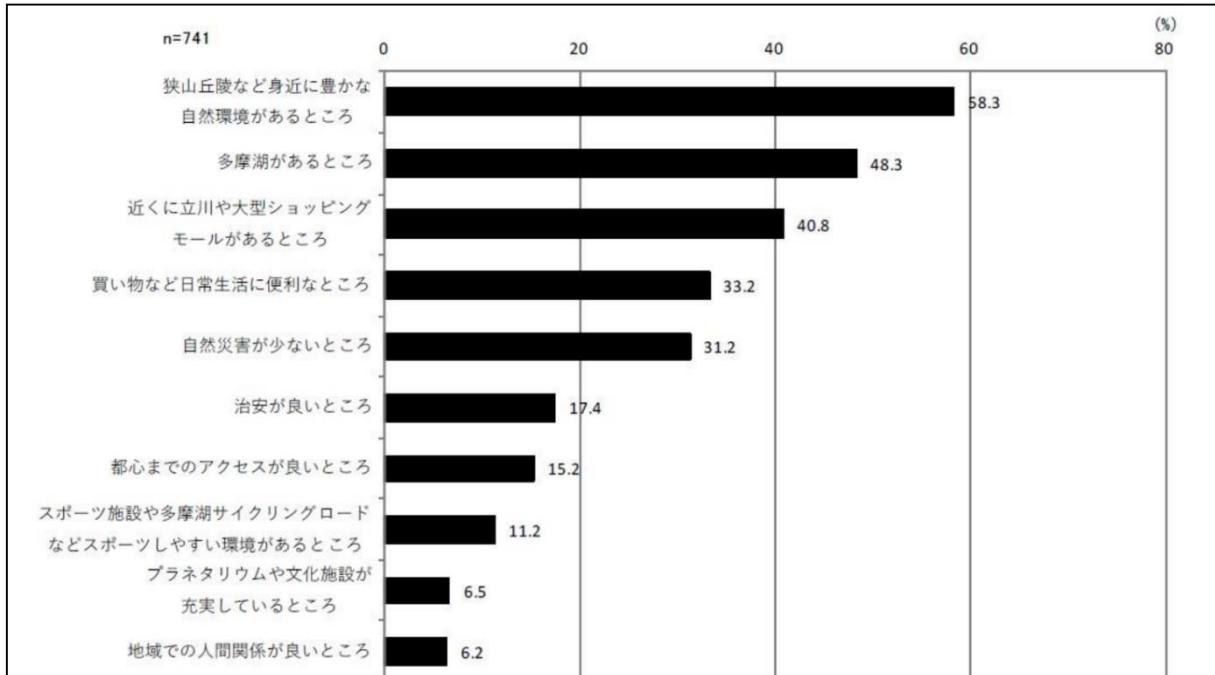
<課題>

- 地域の活力を維持し、賑わいのあるまちとするために、多摩湖や狭山丘陵などの地域資源を活用した観光事業を多様な主体との連携・協力のもとに実施し、当市を訪問する人を増やす必要があります。【課題1】→展開方向1
- 観光事業を契機として、多くの人々が当市を訪問するためには、イベント等の内容がより魅力あるものとなるように努めるとともに、その魅力を市内外へ広く情報発信する必要があります。

【課題2】→展開方向2

○今後、当市では、人口減少と少子高齢化がこれまで以上の速さで進展する見込みであることから、活力あるまち、持続可能なまちとするために、市の認知度の向上に努めるとともに、自然環境の豊かさや東京都心に近い利便性などの市の魅力をより積極的にアピールし、定住人口を増やす必要があります。【課題3】→展開方向3

図表 東大和市の魅力や誇れる点（回答率の上位10位以内）



出典：東大和市市民意識調査報告書（平成29年7月）

＜施策の展開方向＞ = 市の役割

【展開方向1】地域資源や産業資源を活用した観光事業の推進

多様な関係機関との連携・協力のもと、多摩湖や狭山丘陵などの地域資源や産業資源を活用した観光事業を推進し、交流人口の増加を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆商業・農業等の関係機関と連携・協力し、観光資源の発掘・活用による観光振興を推進します。
- ◆市民や事業者との連携・協力のもと、より多くの人々が市内を訪れる魅力あるイベントの開催に取り組みます。
- ◆来訪者に対し、観光情報や文化財などの情報を分かりやすく伝えるため、観光ボランティアの育成や来訪者に観光ボランティアを紹介する仕組を構築します。

【展開方向2】観光情報発信の推進

市の観光や産業の魅力を多角的に情報発信することで、市への来訪機会の醸成や市内産業の振興を目指します。

＜主な具体的取組＞

- ◆市公式ホームページやSNS等を活用し、イベント情報等を広く情報発信します。
- ◆魅力ある観光資料、分かりやすい案内板の作成を通じて、来訪者の利便性及び回遊性の向上を推進します。
- ◆観光キャラクターの知名度の向上、イラストの使用件数及び着ぐるみの貸出件数を増やし、キャラクターを通じた市の認知度向上を図ります。

【展開方向3】ブランド・プロモーションの推進 **重要施策**

市のイメージをブランド化し、市内外に向けて市の魅力や特長を情報発信することにより、転入の促進と転出の抑制を図ります。

＜主な具体的取組＞

- ◆職員一人ひとりが、市のことをより広く理解し、市のイメージや魅力を共有した上で、シティプロモーションの担い手として、情報発信を行います。
- ◆市民が、市や地域に愛着や誇りを持ち（シビックプライドの醸成）、市内に住み続けるようになるための取組を推進します。
- ◆子どもが小学校に就学する前の世帯など、ターゲットを絞って市外へ効果的効率的に情報発信することにより、市の認知度を向上させるとともに、転入の促進を図ります。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域資源の魅力を理解し、地域への愛着と誇りを持つとともに、市内外へその魅力を積極的に発信します。
- 事業者は、地域資源を活用するとともに、市民や市との連携・協力のもと、市の魅力発信に取り組みます。

＜関連する個別計画＞

○東大和市ブランド・プロモーション指針（補正版）

〔令和2年（2020年）策定〕

<第3編 行財政運営>

第3編では、第三次基本構想の第6章で示されている「基本構想を実現するために」に基づき、第五次基本計画を推進していくための行財政運営に関わる基本的な方針を明らかにしています。

この第3編の施策は、第2編の分野別計画で定めた施策の前提となるものであるため、第2編と第3編の各施策は、整合を図りながら、推進していくこととします。

第1章 施策の体系

第三次基本構想

第6章 基本構想を実現するために

この基本構想を実現するため、限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える持続可能な行財政運営に取り組み、長期的・総合的なまちづくりを推進していきます。

そして、私たちは、ここに定めた基本構想を礎に、相互に協力して課題に対応し、次代の人々にも誇れる地域社会の実現を目指していきます。

1 費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。

2 老朽化が進行している公共施設等³⁸の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。

3 市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、私たちが、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。

第五次基本計画

第3編 行財政運営

行財政—1

行財政運営、
行政改革

行財政—2

公共施設等
マネジメント

行財政—3

協働、
情報共有

第2章 成果指標

第3編で定める行財政運営に関する各施策は、その内容自体の実現を目的とするものではなく、第2編の分野別計画で定めた施策を実現するために推進していくものです。また、第3編の3つの施策は、相互に関連性があり、一体的に推進すべきものであると考えられます。

これらのことから、この第3編では、施策ごとに成果指標を定めるのではなく、3つの施策全体の成果を表すと考えられる以下の指標を、3施策全体の成果指標として設定します。

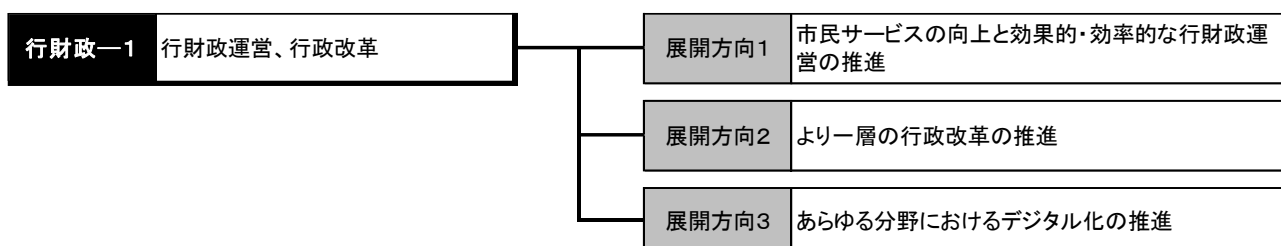
指標名	現状値	目指す方向
「行財政運営」に対する市民の評価 (市民意識調査において「東大和市の行財政運営の取組について、どのように感じていますか」との質問に対して、「適正に取り組んでいる」「どちらかといえば適正に取り組んでいる」と回答した市民の割合)	●●% (令和3年度)	評価の 向上

³⁸ 学校・市役所庁舎などの建築系の公共施設と、道路・橋梁・下水道・公園などのインフラ系の公共施設の総称。

行財政－1 行財政運営、行政改革

<施策の内容及び体系>

費用対効果を十分に考慮しながら、財源や人的資源の効果的・効率的な活用を徹底します。また、情報通信技術の発達に対応した基盤整備や他の市町村との広域的な連携、行財政改革を推進して、市政運営の基盤強化を図っていきます。



<現状と課題>

<現状>

○行政改革は、市民サービスの向上や効果的・効率的な行政運営の観点から、適正な歳入の確保と限られた財源を有効に活用するため、常に取り組むべきものです。当市では、第四次基本計画の計画期間である平成25年度（2013年度）以降、「東大和市第4次行政改革大綱」及び「東大和市第5次行政改革大綱」を策定し、行政改革の推進に努めています。

図表 平成25年度（2013年度）以降の主な取組内容

年度	取組内容
平成27 (2015)	体育施設等のネーミングライツ（命名権）の導入
	住民票等のコンビニエンスストア交付の開始
	パブリックコメント制度（重要な計画・条例等の制定の際に市民の意見を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行うこと）の実施
平成28 (2016)	民設民営方式による総合福祉センター「は～とふる」の整備（市立みのり福祉園の事業移管）
平成29 (2017)	新学校給食センターの稼働に合わせ、調理業務及び配膳業務を民間事業者へ委託
	使用料・手数料の見直し（戸籍住民関係手数料等及びプラネタリウム観覧料の改定）
平成30 (2018)	クレジットカードによる市税納付の開始
令和2 (2020)	学童保育所の運営業務を民間事業者へ委託
	市民部窓口業務等を民間事業者へ委託

- 当市では、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率³⁹が、平成28年度（2016年度）以降上昇しており、平成31年度（2019年度）決算における経常収支比率は、前年度比2.2%増の96.6%となりました。経常収支比率が100%を超えると、経常的な経費を経常的な収入で賄えていないことを表し、市の裁量で事業を新規に実施することが困難な状況となります。
- 国では、令和2年（2020年）に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。同計画では、新型コロナウイルス感染症対策において、行政のデジタル化の遅れなどの課題が明らかになったなどを踏まえ、自治体においては、デジタル技術等を活用した住民の利便性の向上や業務効率化などが求められているとしています。
- 当市では、国の情報化施策の動向やさらなる情報技術の動向、市民ニーズなど当市を取り巻く環境変化を踏まえ、平成31年（2019年）に「第四次東大和市情報化推進計画」を策定し、各分野における情報化を推進しています。

<課題>

- 今後、限られた財源や人的資源（職員）の中で、市民ニーズの多様化に伴う新たな行政課題に対応するため、行政改革のより一層の推進により、適正な歳入の確保と歳出の縮減に取り組むとともに、限られた財源を有効に活用して、市民サービスの向上に努める必要があります。
- 今後、限られた財源や人的資源（職員）の中で、より効果的・効率的な行財政運営を展開するためには、費用対効果を十分に勘案しながら、行政全般にわたるデジタル技術の導入について、積極的に推進する必要があります。

³⁹ 経常一般財源総額（市税や普通交付税など）に対する経常経費充当一般財源（人件費や扶助費などに充当した一般財源）の割合を示したもの。この比率が高いと財政構造に弾力性がなくなり、新規事業や投資的事業（道路・学校・公園などの整備事業、公共施設の長寿命化事業）などのために使用する財源が少なくなる。

＜施策の展開方向＞

【展開方向1】市民サービスの向上と効果的・効率的な行財政運営の推進 **重要施策**

市民本位の行政サービスの推進により、市民サービスの向上に努めるとともに、多様化・複雑化する行政課題に対応するため、効果的・効率的な行政運営を推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆窓口手続きの簡略化など、市民の利便性の向上を目指したサービスの見直しや新たなサービスの実施について検討します。
- ◆職員の接遇向上を図り、市民に対して、親切、丁寧な対応ができるよう努めます。
- ◆多様化・複雑化する行政課題に対して的確に対応するため、組織体制の整備と人材の育成に努めます。
- ◆市単独では解決が困難な行政課題や市民の生活圏域の広域化などに対応するため、東京都や近隣自治体との連携・協力による行財政運営を推進します。

【展開方向2】より一層の行政改革の推進 **重要施策**

効果的・効率的な行財政運営に努め、適切な歳入の確保と限られた財源を有効に活用していくため、行政改革をより一層推進します。

＜主な具体的取組＞

- ◆より多くの市民から信頼される行財政運営の実現に向けて、職員一人ひとりが、業務の改革・改善に積極的に取り組み、効果的・効率的な事務事業の実施に取り組みます。
- ◆財源確保の観点から、市税等の徴収率の向上に努めるとともに、市有地等の有効活用などを検討します。
- ◆使用料・手数料等については、受益者負担の適正を図るため、定期的な見直しを行います。
- ◆民間活力の活用によって高い費用対効果が見込まれる行政サービスについては、民間活力の導入を検討します。
- ◆経常収支比率や財政調整基金積立の適正化を図り、健全な財政運営に努めます。
- ◆市の財政状況の内容を市民に分かりやすく公表することで、財政運営の透明性を確保します。

【展開方向3】あらゆる分野におけるデジタル化の推進

行財政運営のあらゆる分野におけるデジタル化を推進し、行政手続きのオンライン化と、より一層の業務の効率化に努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆インターネットを通じて、より多くの申請・届出を行うことができるよう、行政手続きのオンライン化を推進します。
- ◆オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードについて、その普及促進を図ります。
- ◆行政手続きのオンライン化にあたっては、パソコンやスマートフォン等の機器に不慣れな市民に考慮し、デジタル・デバイド⁴⁰対策について検討します。
- ◆タブレット端末の導入など、情報通信基盤の整備により、行政文書の電子化を推進し、業務におけるペーパーレス化を図ります。

⁴⁰ パソコンやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる利用の機会等の格差。

- ◆業務の自動化や省力化につながるA I（人工知能）やR P A（ソフトウェアロボットによる業務自動化）などの活用により、人的・財政的負担の軽減を目指します。

行財政—2 公共施設等マネジメント

<施策の内容及び体系>

老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全と長寿命化を図りながら、公共施設等の適正配置と総量の縮減に取り組んでいきます。

行財政—2 公共施設等マネジメント

展開方向1 公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化

展開方向2 サービス水準の見直し

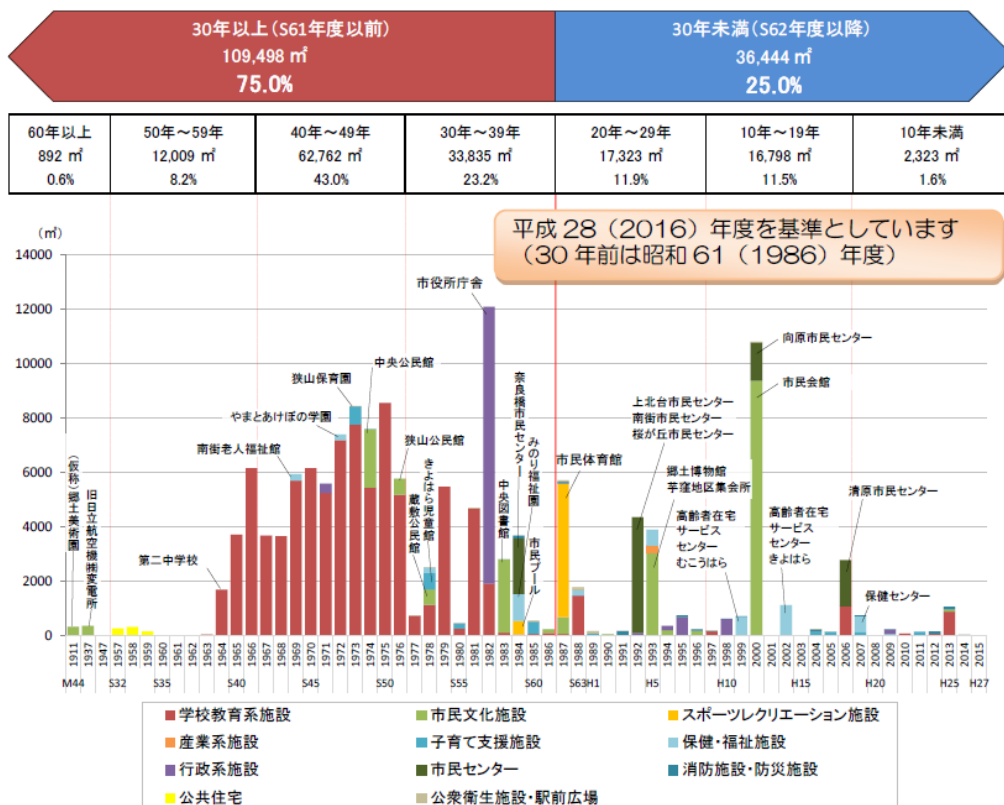
展開方向3 効果的・効率的な維持管理の推進

<現状と課題>

<現状>

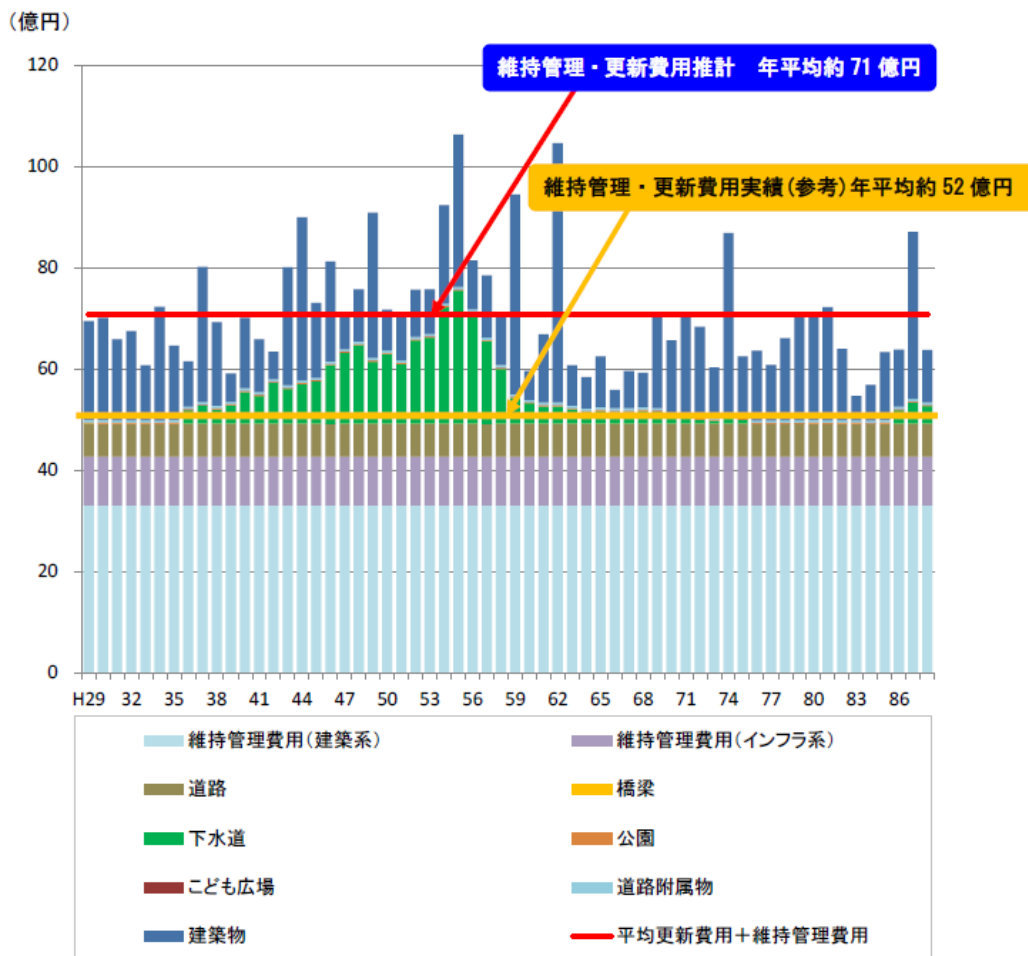
- 当市では、サービスを提供する建築系の公共施設について、昭和30年代初めに市営住宅、昭和40年代から50年代にかけて小・中学校の整備がなされ、続いて昭和60年頃までに現在の市役所庁舎（移転）や市民プール等の施設が建築されました。
- 当市が平成29年（2017年）に策定した「東大和市公共施設等総合管理計画」によれば、平成28年度（2016年度）を基準として築30年以上経過している建物は、全体の約75%の床面積（109,498㎡）を占めています。

図表 建築年度別の延床面積の状況



- 当市が平成27年（2015年）に策定した「東大和市公共施設等白書」によれば、令和17年度（2035年度）年度時点で建設後50年を経過する橋梁は、全体の56.4%（31橋）となる見込みです。また、下水道については、令和17年度（2035年度）年度時点で布設後30年を経過する管渠は、97.1%となる見込みです。
- 「東大和市公共施設等総合管理計画」によれば、建築系の公共施設とインフラ系の公共施設の更新費用と維持管理費用を合算した総額は、平成29年度（2017年度）からの60年間で約4,283億円であり、1年当たりの平均額では、約71億円の更新・維持管理費用が必要となります。更新費用に充当可能な財源の見込み額を、実績に基づき約52億円と仮定すると、保有している全ての公共施設等を維持管理・更新し続けるためには、年平均で約19億円の不足となります。

図表 公共施設等全体に係る将来更新費用の推計結果



出典：東大和市公共施設等総合管理計画

<課題>

- 公共施設等の老朽化や厳しい財政見通しなど、当市の公共施設等を取り巻く状況を踏まえると、今後、公共施設等の総量の縮減と配置の適正化を計画的に進め、財政負担の平準化と軽減を図りながら、公共施設等の適正な管理を推進していく必要があります。

＜施策の展開方向＞

【展開方向1】公共施設等の総量の縮減及び配置の適正化 **重要施策**

公共施設等は、今後の人口動向や厳しい財政状況の見通しを踏まえて、総量の縮減や配置の適正化を計画的に進めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆建築系の公共施設は、市民の利便性への影響を考慮しながら、施設の複合化や集約化などについて検討し、延床面積の縮減を目指します。
- ◆インフラ系の公共施設のうち、総量の縮減が可能な施設については、老朽化状況や利用状況などを踏まえて、段階的な縮減を図ります。
- ◆借地に設置している公共施設等は、市有地に設置している公共施設等に優先して、廃止又は市有地への移設を検討します。
- ◆公民連携手法の積極的な活用を図り、民間資金の活用による更新（改修及び建替え）費用の負担軽減について検討します。

【展開方向2】サービス水準の見直し

公共施設等における行政サービスの水準は、利用ニーズの量や質の変化に対応するため、柔軟な見直しに努めます。

＜主な具体的取組＞

- ◆建築系の公共施設は、類似機能施設の設置状況等を踏まえてサービス内容の見直しを検討するとともに、利用者から求められるニーズに柔軟に対応できる体制づくりを目指します。
- ◆インフラ系の公共施設は、快適で安全・安心な市民生活を確保する機能の維持に努めながら、歩道や公園などについては、市の魅力を高めるために必要な維持管理や改修を推進します。

【展開方向3】効果的・効率的な維持管理の推進

公共施設等は、中長期的な視点に基づく効果的・効率的な維持管理を推進し、施設の機能維持と安全確保に取り組みます。

＜主な具体的取組＞

- ◆公共施設等について、不具合が発生してから修繕を行う「事後保全型」の維持管理から、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型」の維持管理への転換を図ります。
- ◆公共施設等は、計画的な修繕や改修の実施により施設の構造的・機能的な寿命を延ばす長寿命化に取り組み、財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ◆公共施設等について、経費の節減や公民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と財政負担軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- ◆点検・診断等により、施設・設備の安全性や耐久性について、高い危険性が認められた公共施設等は、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じます。

行財政—3 協働、情報共有

<施策の内容及び体系>

市の計画の策定や実施過程において市民の意見や要望を反映できるよう、情報公開や広報・広聴活動などに取り組みます。また、私たちが、互いに理解を深め、それぞれの力を出し合う協働のまちづくりを進めていきます。

行財政—3 協働、情報共有

展開方向1 市民参加と協働の推進

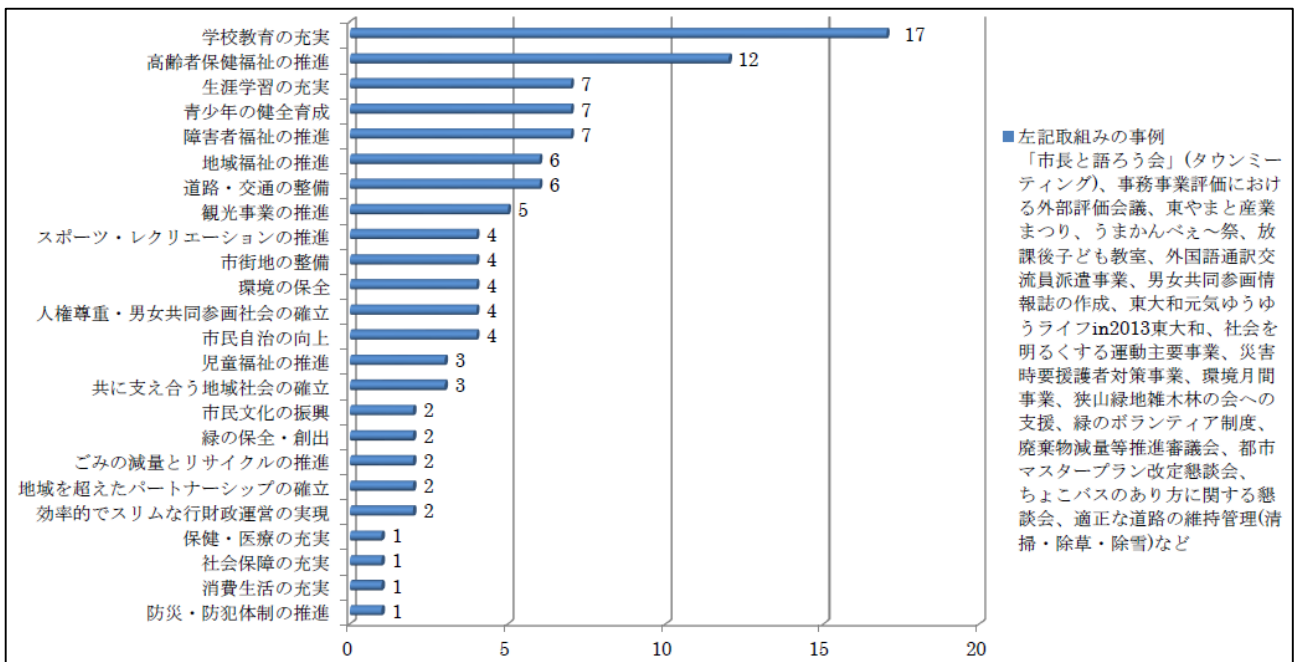
展開方向2 市と市民との情報共有の推進

<現状と課題>

<現状>

- 今後、当市では、少子高齢化と人口減少が進展し、地域社会が抱える課題はますます多様化・複雑化する一方、財政上の制約が高まることが懸念されており、地域課題を行政単独で解決することは困難になりつつあります。
- 当市では、平成26年度（2014年度）に、職員向けの「東大和市職員の市民協働の推進に関する指針」を策定し、市民や行政など立場の異なる複数の主体が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、ともに連携し、協力しながら主体的に活動する協働を推進しています。

図表 第四次基本計画の施策体系別における協働の取組数



出典：東大和市職員の市民協働の推進に関する指針

○現在、当市では、地域の活性化や市民サービスの向上などを目的として、民間企業と地域活性化包括連携を締結するなど、様々な分野において、民間企業との連携を進めています。

○市民と協働して進める行政運営の必要性が高まり、市民と行政との情報の共有化が求められていることを受けて、当市では、市報・市公式ホームページだけではなく、SNS（ソーシャルネットワークサービス）などの幅広い媒体を活用して、広報活動に取り組んでいます。

<課題>

○当市では、平成27年度（2015年度）から、計画や条例等の制定の際に市民の意見を公募し、提出された意見を考慮して意思決定を行う、パブリックコメント制度を実施しています。

○今後、さらに多様化・複雑化していくと見込まれる地域課題の解決に向けて、より広範な分野において、市政への市民参加を推進し、多様な主体との連携・協働に根ざした協働のまちづくりを進めていく必要があります。

○市民と行政との情報の共有化を推進し、多様な主体が連携・協働して、より良いまちづくりに取り組めるようにするため、まちづくりに関する多種多様な情報を積極的に提供していく必要があります。

○市民参加による公正で透明な市政を推進するため、今後も引き続き、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度を運用していく必要があります。

<施策の展開方向>

【展開方向1】市民参加と協働の推進 **重要施策**

広範な分野において、市政への市民参加を推進するとともに、多様な主体との連携・協働に根ざした協働のまちづくりを進めます。

<主な具体的取組>

- ◆市民の意見や要望等を市政に反映させるため、タウンミーティングや市民の立場に立った広聴活動に取り組みます。
- ◆計画や条例等の策定過程においては、パブリックコメントのほか、市民説明会やアンケート調査などを実施することにより、より多くの市民意見を反映できるように努めます。
- ◆市の事業の実施に当たっては、実行委員会方式の採用や、市民が参加しやすい仕組みづくりなどにより、多くの市民が参加できるように努めます。
- ◆多様化・複雑化する地域社会の課題解決に向けて、大学や企業など、多様な主体との連携をより一層進めます。

【展開方向2】市と市民との情報共有の推進

市民が必要とする情報を適時・的確に提供する広報活動に取り組むとともに、情報公開制度を適正に運用し、市と市民との情報共有を推進します。

<主な具体的取組>

- ◆市報、市公式ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）など、多様な情報発信手段を活用して、積極的かつ効果的な広報活動に努めます。
- ◆魅力があり読みやすい市報づくりや、情報を探しやすい市公式ホームページの運用など、情報を受け取る側の立場に立った広報活動を推進します。
- ◆情報公開制度に基づき、市政情報の迅速な公開を進めるとともに、個人情報の保護を徹底します。

<第4編 第五次基本計画の進捗管理>

第五次基本計画を効果的・効率的に推進していくためには、第三次基本構想の「まちづくりの目標（将来都市像及び基本目標）」の達成に向けて、施策の達成状況、課題等を分析し、その結果に基づいて、事務事業の見直し等につなげるPDCAサイクルを構築することが必要です。

この第4章では、第五次基本計画の進捗管理の方法として、第五次基本計画を起点としたPDCAサイクル「Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（分析・評価）⇒Act（改善・改革）」の内容を明らかにしています。

第1章 進捗管理の手法

第五次基本計画では、計画の進捗管理の手法として行政評価（施策評価及び事務事業評価）を活用することとし、PDCAサイクルを以下のとおり構築します。

1 Plan（計画）

毎年度、第五次基本計画の施策を実現するための主要事業を定めた実施計画を策定するとともに、翌年度の予算を編成します。

2 Do（実行）

第五次基本計画の施策を実現するための手段として、予算編成に基づき、個別の事務事業を実施します。

3 Check（分析・評価）

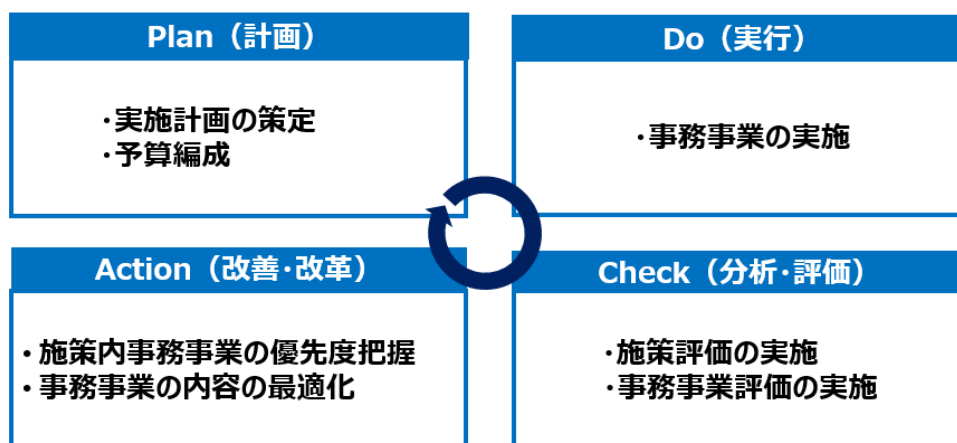
行政評価として、施策評価と事務事業評価を実施します。

- ・施策評価 施策の達成状況、課題等を分析し、施策を実現するための手段となる事務事業の将来的な方向性を検討します。
- ・事務事業評価 事務事業の実施状況、課題等を分析し、将来的な事務事業の方向性を検討します。

4 Act（改善・改革）

施策評価及び事務事業評価の結果に基づき、施策内事務事業の優先度を把握します。その上で、限られた財源を有効に活用するため、優先度の低い事務事業を縮小又は廃止し、他の優先すべき事務事業の財源とします。あわせて、事務事業評価の結果に基づき、事務事業の最適化を図ります。

図表 第五次基本計画の進捗管理（PDCAサイクル）



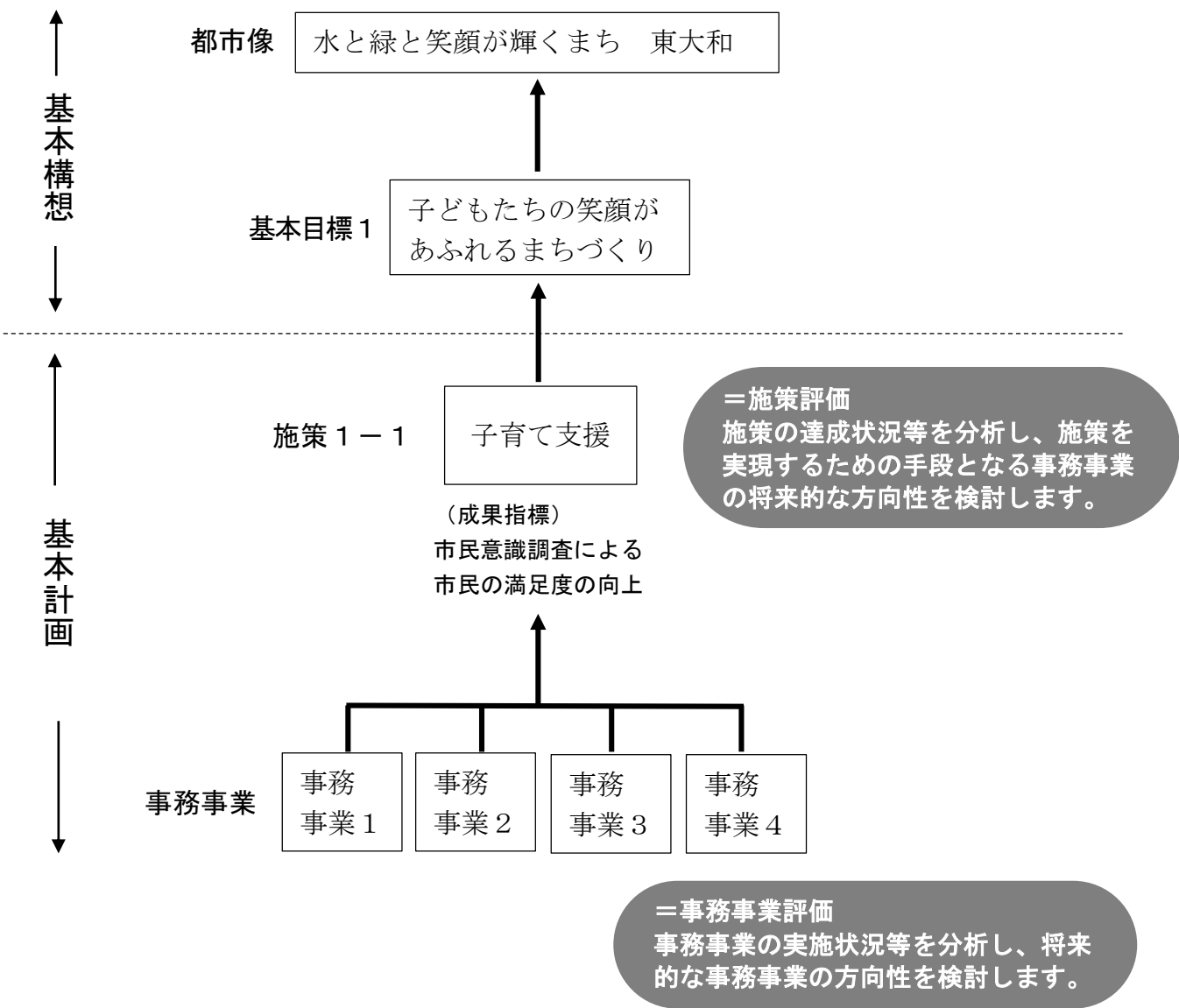
第2章 行政評価と「まちづくりの目標」との関係

行政評価は、施策の達成状況や事務事業の実施状況等を分析し、それぞれの将来的な方向性を検討するために実施するものです。

一方で、第五次基本計画は、第三次基本構想で掲げた「まちづくりの目標（都市像及び基本目標）」の達成のために策定するものであることから、行政評価と「まちづくりの目標」との関係は、以下のとおりとなります。

都市像の実現に向けては、基本目標の達成が必要であり、そのためには施策の実現が必要となります。この施策の達成状況等を分析するのが施策評価であり、施策の下の事務事業の実施状況等を分析するのが事務事業評価です。

図表 行政評価と「まちづくりの目標」との関係（例：施策1-1 子育て支援）



第3章 参考指標

施策評価では、各施策の成果指標の動向を確認することにより施策の達成状況を分析しますが、成果指標は、「各施策に対する市民の満足度」となっています。

この「市民の満足度」は、施策全体の成果を表すことができる利点がある一方で、社会経済情勢等が市民の満足度に影響を与える可能性があります。このため、施策評価をより適正に実施するためには、「市民の満足度」を補完する指標の設定が望まれます。

そこで、各施策において、成果指標とは別に、施策の結果を表すと考えられる指標を、以下のとおり参考指標として設定します。この参考指標は、施策評価をより適正に実施するために設定するものであり、第五次基本計画の計画期間中であっても、社会経済情勢等の変化に応じて内容等を見直す可能性がある指標として位置付けます。

図表 各施策における参考指標

施策	参考指標			
	指標名	現状値	目指す方向	
1-1 子育て支援	保育園の待機児童数（4月1日現在）		減少	
	子ども家庭支援センターにおける児童虐待対応件数（新規）（年間）		減少	
1-2 子どもたちの健全育成	学童保育所の待機児童数（4月1日現在）		減少	
1-3 学校教育	「全国学力・学習状況調査」において、実施教科の平均正答率が全国の平均正答率を上回る学校の割合		増加	
	学校教育法施行規則に基づく標準学級数を満たしていない学校数（5月1日現在）		減少	
2-1 保健、医療	65歳健康寿命（要介護2以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合）	現状値は今後調査予定	上昇	
	各種乳幼児健診受診率（年間）		増加	
2-2 高齢者福祉	東大和元気ゆうゆうポイント事業への延べ参加者数（年間）		増加	
	認知症サポーター養成講座への延べ参加者数（年間）		増加	
2-3 障害者福祉	福祉施設入所者の地域生活への移行者数（年間）		増加	
	福祉施設から一般就労への移行者数（年間）		増加	
2-4 社会保障、地域福祉	国民健康保険の特定健康診査及び後期高齢者医療制度の健康診査の受診率		増加	
	被保護者就労支援事業により常用就職した生活保護受給者数（年間）		増加	
3-1 防災	市主催の各種防災訓練に参加した延べ人数（1年間の合計人数）			増加
	自主防災組織の組織数（4月1日現在）			増加
3-2 防犯	安全安心情報送信サービスの登録者数（累計）		増加	
3-3 都市づくり	地区計画の届出件数（累計）		増加	
	下水道の管渠改善率（進捗累計）		増加	

施策	参考指標		
	指標名	現状値	目指す方向
3-4 道路、公共交通	都市計画道路の施行済延長（累計）		増加
	コミュニティバスの延べ乗客数（年間）		増加
4-1 人権尊重	審議会等における女性委員の比率（4月1日現在）		増加
	外国人通訳交流員の登録者数（4月1日現在）		増加
4-2 地域コミュニティ	自治会への加入率（4月1日現在）		現状維持
4-3 生涯学習	直近1年間で、公民館を利用したことがある市民の割合	現状値は今後調査予定	増加
	直近1年間で、図書館を利用したことがある市民の割合		増加
4-4 平和、歴史文化	直近1年間で、郷土博物館を利用したことがある市民の割合		増加
4-5 スポーツ・レクリエーション	週に1日以上スポーツや運動をしている市民の割合		増加
	直近1年間で、市民体育館を利用したことがある市民の割合		増加
5-1 自然環境	市立狭山緑地で公有地化された面積（累計）		増加
	「東大和市特色ある公園整備基本方針」に基づき整備した特色ある公園の数（累計）		増加
5-2 廃棄物処理	市民1人1日あたりの廃棄物排出量（年間）		減少
5-3 生活環境、地球環境	市の事務事業における温室効果ガス排出量（年間）		減少
6-1 商工業、勤労者支援	創業者支援事業の創業者数（累計）		増加
	東大和市就職情報室への延べ来室者数（年間）		増加
6-2 都市農業	認定農業者数（各年4月1日現在）		増加
	学校給食における地場産農作物の使用量（年間）		増加
6-3 消費生活	東大和市消費生活センターの延べ利用人数（年間）		増加
6-4 観光、ブランド・プロモーション	市共催観光事業の来場者数・参加者数（1年間の合計人数）		増加
	人口動態における社会増減数（転入者数から転出者数を差し引いた人数）（年間）		増加

<資料編>

1 「市の財政状況の見通し」(第1編第3章第3節)に関する資料

1 推計の前提

項目	概要
推計対象期間	令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)まで
前提事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度(2018年度)の決算値を基準として、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの一般会計における財政状況を推計しました。 ・令和2年(2020年)7月時点で実施している財政運営の方法(財政調整基金の取扱いを含む。)に基づき、同時点における税財政制度及び料金体系により推計することを原則としました。 ・今後の経済情勢の変化や新型コロナウイルス感染症などの影響は考慮していません。
推計方法の採用順	<p>25ページの項目ごとに、以下の順で推計方法を検討し、最適な方法を採用しました。</p> <p>①平成30年(2018年)に、地方公共団体金融機構(※)の「地方財政に関する調査研究会」が策定した「地方公共団体における財政収支見通しの作成に関する調査研究報告書」(以下「報告書」という。)において、「推計方法(例)」の「簡易推計」として示されている方法により推計する。</p> <p>②上記に関わらず、「過去(平成21年度から平成30年度まで)の決算値と人口との間で相関関係が確認できた項目」又は「人口との相関が強い項目」については、平成30年度(2018年度)決算を基準として、当該相関関係に基づき推計する。</p> <p>③上記のいずれの方法によっても推計が困難な項目については、平成21年度(2009年度)から平成30年度(2018年度)までの決算値から、最大値と最小値を除いて算出した平均値で一定とする。</p>
推計に用いた資料	<ul style="list-style-type: none"> ・決算値：総務省市町村別決算状況調(平成21年度から平成30年度まで) ・実績人口：住民基本台帳 ・将来人口：東大和市人口推計報告書(令和元年)
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入のうち、令和元年(2019年)の税制改正に伴う市町村民税(法人分)及び地方消費税交付金への影響については、地方交付税措置により影響がないものとして推計しました。 ・項目の推計結果を集計して、全体の推計結果としました。項目ごとの推計結果と全体の推計結果との整合性は、考慮していません。

※地方公共団体金融機構：地方公共団体金融機構法に基づく地方公共法人

2 推計結果の詳細

令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)までの財政状況(歳入及び歳出)の項目ごとの数値は、以下のとおりです。

表 歳入の実績値及び推計値の内訳

項目	実績値←				→推計値				単位：百万円
	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和10年度 (2028年度)	令和13年度 (2031年度)	
地方税	12,434	12,104	12,424	12,790	12,692	12,725	12,733	12,687	
地方譲与税	160	148	140	146	146	146	146	146	
地方消費税交付金 等各種交付金	1,343	1,086	2,246	1,789	1,789	1,789	1,789	1,789	
地方交付税(臨時財政 対策債を含む)	1,808	3,610	3,059	3,415	3,415	3,415	3,415	3,415	
分担金及び負担金	246	327	374	393	354	354	354	354	
使用料及び手数料	340	287	502	466	454	445	436	427	
国庫支出金、都支出 金	8,202	9,226	9,971	10,676	9,685	9,685	9,685	9,685	
地方債(臨時財政対 策債を除く)	134	613	879	158	639	639	639	639	
その他(財産収入、 寄附金、繰入金、繰 越金、諸収入)	1,477	1,802	2,441	2,585	2,585	2,585	2,585	2,585	
歳入総額	26,144	29,201	32,035	32,418	31,759	31,782	31,782	31,726	

(注) 端数処理の関係で、内訳の合計が総額と一致しない年度があります。

図表 歳出の実績値及び推計値の内訳

項目	実績値←				→推計値				単位：百万円
	平成21年度 (2009年度)	平成24年度 (2012年度)	平成27年度 (2015年度)	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和10年度 (2028年度)	令和13年度 (2031年度)	
人件費	4,598	9,244	4,407	4,283	4,318	4,318	4,318	4,318	
扶助費	6,935	9,474	10,521	11,193	11,607	11,516	11,506	11,942	
公債費	1,980	1,900	1,533	1,613	1,984	2,088	2,279	2,472	
物件費	3,414	3,606	4,129	4,463	4,026	3,926	3,774	3,578	
維持補修費	105	115	119	112	115	115	115	115	
補助費等	4,210	2,842	3,147	3,170	3,000	3,000	3,000	3,000	
繰出金	2,911	3,396	3,694	3,707	3,450	3,450	3,450	3,450	
投資的経費	650	1,783	2,004	1,003	2,290	2,290	2,290	2,290	
その他(積立金、投 資及び出資金・貸付 金)	462	627	1,178	1,327	1,327	1,327	1,327	1,327	
歳出総額	25,266	27,988	30,732	30,871	32,116	32,030	32,058	32,491	

(注) 端数処理の関係で、内訳の合計が総額と一致しない年度があります。

第四次基本計画の構成は、以下のとおりです。

基本目標	体系	施策
第1章 豊かな人間性と文化を はぐくむまちを築くた めに	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5	第1節 学校教育の充実 第2節 生涯学習の充実 第3節 青少年の健全育成 第4節 市民文化の振興 第5節 スポーツ・レクリエーションの推進
第2章 健康であたたかい心の かよいあうまちを築く ために	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6	第1節 保健・医療の充実 第2節 高齢者保健福祉の推進 第3節 障害者福祉の推進 第4節 児童福祉の推進 第5節 社会保障の充実 第6節 地域福祉の推進
第3章 暮らしと産業が調和し た活力あるまちを築く ために	3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6	第1節 勤労者福祉の向上 第2節 消費生活の充実 第3節 都市農業の振興 第4節 工業の振興 第5節 商業の振興 第6節 観光事業の推進
第4章 環境にやさしく安全で 快適なまちを築くため に	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6 4-7 4-8	第1節 市街地の整備 第2節 良好な住宅環境の形成 第3節 都市景観の形成 第4節 道路・交通の整備 第5節 緑の保全・創出 第6節 防災・防犯体制の推進 第7節 ごみの減量とリサイクルの推進 第8節 環境の保全
第5章 相互の理解と協力を支え られるまちを築くために	5-1 5-2 5-3 5-4	第1節 人権尊重・男女共同参画社会の確立 第2節 ICT(情報通信技術)を活用した豊かな社会の実現 第3節 共に支えあう地域社会の確立 第4節 地域を越えたパートナーシップの確立

新総合計画策定のための市民意識調査において、各施策で優先的に取り組むべき事項として多く回答があったもの(上位3つ)は、以下のとおりです。

第四次基本計画の施策		優先的に取り組むべき事項		
		最も回答者数が多かった事項	2番目に回答者数が多かった事項	3番目に回答者数が多かった事項
基本目標1	1-1 学校教育の充実	いじめ・不登校対策	英語教育や授業におけるICT(情報技術)の活用など、時代の変化に即した教育プログラムの実施	教職員の指導力の向上
	1-2 生涯学習の充実	生涯学習に関する各種情報の提供	市民のライフステージに応じた学習講座の開催	公民館・図書館・郷土博物館などの学習関連施設の計画的な改修・整備
	1-3 青少年の健全育成	青少年が被害者となる犯罪・事故対策	様々な体験や世代間交流ができる機会の確保	放課後子ども教室の実施内容の充実
	1-4 市民文化の振興	市民会館などの文化・芸術施設の利便性向上	文化・芸術イベントの開催	文化・芸術に関する情報の提供
	1-5 スポーツ・レクリエーションの推進	スポーツ施設の計画的な改修・整備	スポーツに関する各種教室・大会の開催	スポーツに関する情報の提供
基本目標2	2-1 保健・医療の充実	保健・医療サービスに関する情報の提供	在宅医療の支援体制の整備	各種健診などの保健事業
	2-2 高齢者保健福祉の推進	支援が必要な高齢者やその家族に対する総合的な相談・支援体制の整備	適正な介護保険の給付	高齢者を地域で支え合う体制の整備
	2-3 障害者福祉の推進	障害者の就労機会の確保	障害者やその家族からの相談体制の整備	障害者への理解の促進
	2-4 児童福祉の推進	一時預かりや病児保育などの保育サービス	地域における「子ども居場所」づくり	各種手当・給付制度の実施
	2-5 社会保障の充実	国民健康保険の医療給付費の適正化	国民健康保険財政の健全化	生活保護世帯の自立支援
	2-6 地域福祉の推進	ボランティアの育成と活動への支援	民生委員制度など、地域での困りごとの相談体制の整備	見守り・声かけ活動の支援
基本目標3	3-1 勤労者福祉の向上	市内での雇用の場の確保	市内事業所の求人情報の提供	非正規労働者の正規労働者への転換支援
	3-2 消費生活の充実	安全な商品を選ぶための情報提供	消費者が安心して相談できる体制の整備	消費者被害の防止のための啓発活動
	3-3 都市農業の振興	農業の担い手・後継者、組織・団体の育成	地産地消の推進	地場農産物の販路の拡大
	3-4 工業の振興	工場見学や製造体験などのイベントの開催	地元産の生産加工品の開発と販路の拡大	住環境と工場の操業環境との調和

第四次基本計画の施策	優先的に取り組むべき事項			
	最も回答者数が多かった事項	2番目に回答者数が多かった事項	3番目に回答者数が多かった事項	
3-5 商業の振興	にぎわいのある商店街の環境整備	観光イベントなどを活用した、商店街のにぎわいの創出	地産商品のブランド化	
3-6 観光事業の推進	市内観光に関する情報発信	地域行事や祭事を活かした観光イベントの開催	新たな観光資源の発掘・創出	
基本目標4	4-1 市街地の整備	公共下水道の雨水施設整備及び汚水施設の適正管理	周辺の住環境と調和のとれた開発の誘導	都市計画道路の整備
	4-2 良好な住宅環境の形成	空き家の適正管理や利活用	高齢者や障害者に配慮した住まいづくりに関する啓発活動	環境にやさしい住まいづくりへの誘導
	4-3 都市景観の形成	東大和ならではの自然や歴史を活かした景観形成	電線類の地中化	道路や河川などの景観整備への市民意見の反映
	4-4 道路・交通の整備	自転車通行空間の整備	ちよこバスを含む公共交通網の充実	道路反射鏡（カーブミラー）や路面標示などの交通安全施設の整備
	4-5 緑の保全・創出	狭山丘陵の保全と活用	市民に親しまれる公園の整備	緑道などの整備による緑の連続性の確保
	4-6 防災・防犯体制の推進	局所的な集中豪雨に対する雨水排水対策	災害時の通信・連絡体制の整備	防災拠点・避難場所などの整備
	4-7 ごみの減量とリサイクルの推進	資源物を排出できる市内のリサイクル協力店の拡大	分別方法の見直し	ごみの減量のための市民への啓発活動
	4-8 環境の保全	大気や水質などの環境監視体制の整備	太陽光発電など自然エネルギーの普及促進	近隣市との連携による良好な環境保全
基本目標5	5-1 人権尊重・男女共同参画社会の確立	小・中学校での人権教育	市内事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）実現への支援	特になし
	5-2 ICT(情報通信技術)を活用した豊かな社会の実現	個人情報の保護等の情報セキュリティの強化	申請・届出などのオンライン化	情報通信技術の発展に対応した情報システムの整備
	5-3 共に支えあう地域社会の確立	ボランティア・NPO（民間非営利活動団体）と行政との連携強化	市民主体のまちづくり活動やボランティア活動などに関する情報提供	特になし
	5-4 地域を越えたパートナーシップの確立	市単独では解決が困難な行政課題に対応するための他市との連携強化	生活情報の多言語化など外国人が暮らしやすい環境整備	在住外国人と日本人住民との交流機会の確保